

令和3年1月21日（木曜日）

市議会議員の不当要求行為に関する調査特別委員会

議会会議室

出席議員

竹中隆一、川島淳良、常盤真功、蔭山敏明、
木村達夫、東影 昭、萩原唯典、妻鹿幸二、
今里朱美、宮本吉秀、谷川真由美、大西陽介、
牧野圭輔

開会

10時00分

議題

- ・証人尋問
- ・次回委員会の進め方について

協議

10時00分

（委員長）

おはようございます。ただいまから、市議会議員の不当要求行為に関する調査特別委員会を開会します。

審査に入る前に、関西テレビ、朝日放送、サンテレビ、NHK、毎日放送、読売テレビから、テレビ撮影の許可を求める申し出を受けていますので、許可してもよろしいですか。

（委員）

はい。

（委員長）

ご異議ありませんので、撮影を許可します。

また、本日の委員会の一般傍聴についてですが、既に傍聴希望者は10人を超えています、何とか16席は用意できています。

そこで本日の委員会も、一般傍聴の人数につきましても、10人までという人数制限を撤廃し、16人までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（委員）

異議なし。

（委員長）

それでは事務局、傍聴希望者を空き席に案内してください。

[事務局職員が10人を超える傍聴希望者を案内]

（委員長）

本日の委員会は、お手元の審査順序のとおり証人喚問となりますが、事前に注意点について確認を行います。

まず、午後に予定している職員の証人尋問の順序についてですが、正副委員長で調整した結果、身分は事件当時のものですが、中川建設局長、土井道路総務課長、原田契約課長、森公園部長、柳本公園整備課長、竹田公園緑地課長、舟引総務局長、澤野人事課長の順で進めたいと思いますが、よろしいですか。

（委員）

はい。よろしい。

（委員長）

また、事前に配付した証人尋問における注意事項にも記していますが、委員の質問時間は、松岡議員については5分程度、市職員については3分程度と決定していますが、2人以上の委員のいる会派で代表して1人が行う場合、松岡議員は10分程度、市職員は6分程度としていただいて結構です。

持ち時間が尽きた時点で、事務局より呼び鈴で合図させますが、時間計測の関係上、代表して質問される場合は、冒頭で、質問の冒頭で代表して行いますと一言お願いいたします。また、尋問に際しては、通常の委員会と同様、挙手の上、委員長である私の許可を得てから発言するようお願いいたします。

次に、証人尋問の注意点ですが、証人の宣誓時に、皆さんに起立してもらうこととなります。私が「起立」、「着席」の号令をかけますので、傍聴人の方も含めて、その際にご協力ください。

また、尋問に当たっては、証人の基本的人権に配慮する必要があります。重複質問や証言を求める事項から逸脱する質問はしないようお願いするとともに、前回の秘密会で確認したとおり、音声データの反訳書のうち、姫路市情報公開条例第7条に基づく公開情報部分を答えさせるような質問も差し控えるようお願いいたします。

次に、第1回の委員会で、本委員会の運営等に

対し、助言していただくため、有識者の活用について協議しましたが、兵庫県弁護士会の推薦を受けて、竹内文造弁護士にお願いすることとなりましたのでご報告します。

次に、前々回の委員会で要望のありました、次期道路台帳システム計画策定業務における松岡議員からの働きかけに関する経緯に関する資料ですが、大変遅くなりましたが、資料作成ができ上がったと、先ほど事務局から報告を受けましたので今から配付させます。事務局。

[事務局職員が資料配付]

(委員長)

最後となりますが、本日は重要な問題について、証人から証言を求めるものですから、議員はもとより、マスコミ関係の皆様、傍聴人の方も含めまして、不規則発言と議事の進行を妨げる言動のないよう、ご協力をお願いします。

それでは、松岡廣幸氏を証人席に案内します。事務局。

[事務局職員の案内で松岡廣幸氏が入室、証人席に着席]

証人尋問（松岡廣幸氏） 10時09分

(委員長)

それでは、本委員会に委任された、市が不当要求行為と認定した市議会議員の行為に関する事項、

(1) 平成 30 年度次期道路台帳システム計画策定業務委託について、(2) 令和元年度公園のフェンスの嵩上げに関する事についての件を議題とし、調査を進めます。

ただいまから、本件について、松岡廣幸氏から証言を求めることにします。

なお、松岡証人が証言を行うに当たり、メモ等を持参することを許可していますので、ご了承願います。

松岡証人におかれましては、お忙しいところご

出席くださいます、ありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第 100 条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっています。

これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっています。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教または祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いします。

それ以外には証言を拒むことはできません。

もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6 か月以下の禁錮または 10 万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。

この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっています。

すなわち、証人または証人の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につ

き、尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっています。

一応、以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

今から証人に宣誓を求めますが、テレビカメラの撮影は、一旦ここまでとなります。マスコミ関係の方は、テレビカメラの撮影を中止してください。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立を願います。

[全員起立]

(委員長)

宣誓書の朗読をお願いいたします。

(証人)

宣誓書。私は良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和3年(2021年)1月21日、松岡廣幸。

(委員長)

ご着席を願います。

[全員着席]

(委員長)

それでは、宣誓書に署名捺印をお願いします。

これから証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと。また、発言の際には、その都度、挙手の上、委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

なお、こちらからの質問をしてるときは、おかけになっていてよろしいですが、お答えの際はご起立を願います。

また、委員各位に申し上げます。

先ほども申し上げたとおり、本日は重要な問題について、証人から証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いします。

また、委員の発言については、証人の人権に留意されるよう要望します。

これより松岡証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願う事にします。

まず、あなたは松岡廣幸氏ですか。

(答)

はい。間違いありません。

(委員長)

職業をお述べください。

(答)

はい。会社役員、また、姫路市議会議員をしております。

(委員長)

それでは私のほうから、共通事項について質問をいたします。

まず、平成30年5月15日、令和元年6月5日及び同月21日における、あなたと市職員の面談時の音声データ及びその反訳書を、令和3年1月8日の委員会でも確認しました。反訳書は、議員であれば誰でも見ることができるサイドブックに格納していますが、反訳書は読まれましたか。

(答)

はい。読みました。

(委員長)

あなたは、令和2年11月30日の議会運営委員会の席上、職員倫理審査会の答申書に記載されている事実関係や新聞報道等を認める趣旨の発言をされています。一言半句の間違いがないとは言えないものの、あなたが行った行為に間違いないと認めたという認識でよろしいですか。

(答)

倫理審査会につきましては、その法的根拠がないということで、提訴をさせていただきますので、この、倫理審査会の部分については、認めており

ません。それ以外は、音声につきましては、認めております。

(委員長)

私が質問したのは、倫理審査会の答申書に記載されている事実関係、事実関係ね。そして、新聞報道を含める趣旨ということの質問ですよ。その質問に答えてください。

(答)

はい。答申に書いてある音声を、聞くとして書いてあることについては、間違いはないと思っております。

(委員長)

はい。次。我々議員の政治倫理について定めた議員政治倫理条例は、平成24年6月に制定したものであり、あなたの在任期間中に制定されたものです。これから証言を求める事項について尋問を開始していきますが、前提条件として確認します。

あなたは、本条例の内容については熟知した上で、政治家としての活動を行っているとの認識でよろしいですか。

(答)

はい。それで結構です。

(委員長)

はい。次、令和元年6月5日の面談時に、音声データの反訳書によれば、机も、机を5回たたくというような記載が見られ、何かをたたく音も確認しました。机をたたきながら要求行為を行ったのは間違いありませんか。

(答)

間違いありません。

(委員長)

次期道路台帳システム計画策定業務についてお尋ねします。

まず、あなたが、当時の道路台帳システムの契約業者である国際航業の参加を外すよう要求したことについて、まず2点確認いたします。

第1点は、既存の道路台帳システムに関する業務が、そのシステム著作権を持つ業者と関連企業により独占状況にあることを問題視し、その打開を

図る必要があると判断したためですか。まず1点目についてお答えください。

(答)

問題視を追求させていただきました、ということでございます。

(委員長)

2点目は、国際航業の参加を外すよう要求したのは、本計画策定業務のプロポーザル実施において、具体的な問題点を確認した上での主張であったのですか。

(答)

はい。その通りでございます。

(委員長)

次に、経緯書を見ると、平成28年5月9日から、あなたは担当者に面談を行っていますが、同席していた業者から相談を受け始めたのはいつ頃からですか。

(答)

記憶は不確かでありますけれども、その、はい。ちょっと記憶が不確かなので、はっきりと答弁させていただくことは控えさせていただきます。

(委員長)

再度お聞きしますが、あなたが28年5月9日に担当者の、担当者に面談を行っていた以前ですか。

(答)

はい。それは間違いありません。はい。

(委員長)

はい。次。音声データでは、その次期道路台帳システム計画策定業務に関して、「公正取引委員会を引っ張り出してきて、ちょっとやらかなあかんと思ったりするわけや。」「国交省へ行って聞いてくるがな」、「検察や警察とこにいっぺん相談する。調べ方の捜査の仕方」、「建設委員会、市議会議長に対して、この案件、認めんとってくれと」等、あなたは発言しています。

業者に、このシステム業務の在り方がおかしい。問題があると思うのであれば、その発言のとおり、建設委員会で議論の対象として指摘したり、議長に対して申し入れを行ったのですか。

(答)

それはしておりません。

(委員長)

はい。次期道路台帳システム計画策定業務のプロポーザルには、現契約者であった国際航業も参加していたはずです。あなたの主張から言えば、指摘した問題点が解決されていないことになり、委員会や議会の質問で大々的に問題であると主張すべきであったと思います。ここで2点確認します。

まず1点目は、プロポーザルの結果、公開の後に開催された委員会や本会議で、問題として取り上げ、質問を行ったんですか。

(答)

行っておりません。

(委員長)

次。また2点目として、質問を行っていない場合、なぜ行わなかったのですか。

(答)

ほかにも地域の様々な陳情を聞いておりますので、その順番からしても、優先順位が自分の中ではすぐではなかったということであったと思います。

(委員長)

次。音声データで、「課長、国際航業と違うところをやらしてみいや。」「今までようけ儲けてきた。1回ぐらい休んでもうたらええとちゃうの。」や、「今までと新しい形の新しいものをやりたいから、ちょっと今までの人、1回休んでねと。」と、あなたから発言がありました。

議員政治倫理条例第3条第1項で「市又は本市行政と密接な関連のある法人で、市等が締結する請負その他の契約に関し、特定のものに有利又は不利となる働きかけをしないこと。」と規定をされています。ここで、2点確認します。

まず第1点は、あなたは先ほどの尋問事項で、議員倫理条例は認識している旨の発言をされました。自身の行為が違法行為であるとの認識の上での発言、要求していたということですか。

(答)

1社に対しての有利または1社に対しての不利ということではなく、その業務全体の状況を見て、10年以上その独占した形、随契隠しのような形が続いているということが問題というような形で指摘いたしましたので、1社に対しての有利または1社に対しての不利というような考え方はございませんでした。

(委員長)

では2点目として、どういう権限、あるいはどのような法的根拠があって、特定の業者を外すことを求めたのですか。

(答)

権限権利を主張するというよりも、今の現状の状態がおかしいのではないか。そのときの会話に、課長からもベンダーロックというようなことを認めた言葉もございましたので、それらについて、やはり訂正をしていくことが、より公平な入札の推進になるというような考え方でお話をさせていただきました。

(委員長)

そのことですが、それはどのような法的根拠があるのですか。

(答)

市議会議員として、より公平な形になっていないということを指摘されたと思いますので、その特にこの法的根拠ということよりも、議員の職責というふうに考えて発言したと思います。

(委員長)

あなたは、「中身によっては、否決し、委員会根回しして」と発言していますが、市民に分かる形で、正当な議論を行うという手続を無視し、自分の意向を議会の意思として反映させるつもりだったんですか。

(答)

そういうつもりではありません。

(委員長)

では次に、公園フェンスの嵩上げについてお尋ねいたします。

最初に 2 点確認しますが、不当要求行為等に係る記録票兼報告書によれば、平成 31 年 3 月 6 日にあなたから公園フェンスの嵩上げ要求があり、既に 3 メートルのフェンスを設置していたため、周辺公園とのバランスも考え、公園の使い方について地元で再協議してもらおうよう、あなたに回答していたとあります。2 点確認します。この内容が事実ですか。

(答)

はい。そのように、担当が言ったと記憶しております。

(委員長)

はい。2 点目として、地元から再協議内容などを確認していたのですか。

(答)

はい。それは、自治会の役員さんから、再度、連絡もございました。はい。

(委員長)

あなたは、本件について、平成 31 年 3 月 6 日に要望を行い、6 月 5 日の面談で、「まだするもしないも決まらんと、置いとういうこと？何か月たつとんよ、ほんなら。」と発言しています。

ここから翌年度予算や計画も決まっているような時点で、要望を出し、わずか数か月しか経っていないことが分かります。なぜ正式に事業化決定しないことに対して、そこまで急いで事業化の決定を求めたのですか。

(答)

その間、道路局長または副市長に、連絡または依頼お願いというようなことをさせていただいて、承諾を得たというふうに記憶しております。

(委員長)

はい。公園のフェンス設置の事業化を決定した後、設置業者選定についても要求したのですか。

(答)

しておりません。

(委員長)

あなたは、この公園フェンスの嵩上げについて、工事費の総額、発注方法、選定業者などを工事発

注前に知っていたのですか。

(答)

一切知りません。

(委員長)

次。音声データに、「ワシも東京行ってきてようけ金取ってきたんや今回。何回言わしよう、おまえらホンマに。来年半分にしてまうど。」「ホンなもんくらいつけんかい。」「もう来年 2 割しかでえへんように話つけたるから、責任取ってやってくれるんか」と、あなたは発言しています。ここで 2 点確認します。

1 点目は、しきりに補助金について述べていますが、この公園フェンス、フェンス設置に係る補助金について述べているのですか。

(答)

公園全体のことで申し上げたというふうに思っています。

(委員長)

2 点目は、この一連の発言は、補助金獲得のため活動し、結果も出しているので、自分の要望のための予算枠を特別に取れという意味ですか。

(答)

特別に取れというようなことは、申し上げたことはありませんが、副市長と都市局長ともに上京して汗をかかせていただいて、地元の困っているところというような、困窮しているところというふうな形で、副市長に申し上げたような記憶がございます。

(委員長)

先ほどの答弁で、副市長と都市局長と申し上げましたか。

(答)

はい。

(委員長)

これは、確か建設局のはずなんですけども。

(答)

はい。

(委員長)

その要望、東京ですか。

(答)

はい。

(委員長)

その要望、副市長、あるいは都市局長の要望活動と、このフェンスのこととは何か関係あるんですか、公園と。

(答)

この公園の進捗が、当時、なかなか進まないというような形のことを聞いておりました。

地元の公園だけでなく、当時、天満大津、もと、天満、書写というふうにあったように記憶しております。

そういった公園全体が進まないのは、補助金が満額を得ないということで、遅々として進まないというような中で、副市長や都市局長と相談をさせていただいて、それらを要望しに行こうというふうに考え行かせていただいて、公園の分を取ってきたというふうに、自分自身では考えておりません。

(委員長)

再度お伺いしますが、ちょっと私が、ちょっと理解しにくいかもしれませんが、公園のことで、補助金が少ないということで、わざわざ副市長と都市局長と一緒に要望に行かれたということですか。

(答)

はい。公園もありましたし、その当時、コンベンションホールのこともあったというふうに記憶しております。

(委員長)

そのとき、3人で行かれたということよろしいですか。

(答)

はい。あ、はい、結構です。

(委員長)

はい。次。6月21日のあなたの発言に「適当なこと言うて人をあしらひよったら、ワシもとことんいくで。」とあります。

この「とことんいく」の意味を教えてください。

(答)

はい。そのくだりは、全容をお聞きしていただいております。お分かりになってるかどうか分かりませんが、予算がないと言うて、地元で言われたということに対しての、予算があるんか、ないんかは徹底して調べるというような意味で「とことんいく」というふうな表現になってしまいました。

(委員長)

はい、6月21日のあなたの発言で「気いつけてもの言えよ、ぐらいのこと職員に通知出しといてもうてええわ」とあります。通常では考えられない発言ですが、どういう意味ですか。

(答)

はい。これは、公園を所管する、地元の形で言いますと、連合自治会長的な形で総代が出てこられて、その方に対して担当職員が名刺も切らずに、予算がないからできないというような格好のことを言ったというふうに承りましたので、それに対しての苦情という意味で申し上げました。

(委員長)

はい。6月21日のあなたの発言で「総務局長、今日は人事課長に言うて換えてくれ、秋にそんなできの悪い奴。」「アカンをやったら1人くらい飛ばしとってええな」、「家島事務所なり、安富事務所なりどこなりと行かしたときな。くそっホンマに、こっち来てけったクソ悪いわ、顔見んのもけったクソ悪いわ。」とあります。3点確認します。

まず第1点は、異動対象職員は誰を指して言ったのですか。

(答)

話の流れで自分の怒りを表現するためにそのくだりが出ましたので、特定の誰というような意味ではなく、その理事会の役員さんに対して失礼、または、上がOKということに対しての下に周知してなかった、そこらに対しての話の中で出た言葉であります。ですんで、特定の誰ということは指しておりません。

(委員長)

また、2点目として、対象者を家島事務所や安富

事務所への異動を求めています。あなたはこの2つの地域をどのように考え、異動先として指定したのですか。

(答)

特段、思慮分別なく、その言葉をパッと出たというふうには、今のところ記憶はございません。

(委員長)

はい。3点目として、議員政治倫理条例では、職員の人事について不利な取扱いを要求しないことと規定しています。

あなたは、総務局長や人事課長が同席している場で、このような発言を行っていますが、明らかに市等の職員の転任その他の人事に対する不当介入ではないのですか。

(答)

その場で、その話の流れで出たというのは先ほど申しましたが、そういう形で口から出てしまった。それ以降、別に要求もしてなければ、求めもしていませんので、もともとそういった私の中では、強い意思またはそれに対しての目的意識というのはありませんでした。

(委員長)

あの、申し上げますけれども、私の質問にだけ答えてください。

パワーハラスメントについて質問いたします。

6月21日に、あなたの発言で「パワハラになるならんは、うちの弁護士の先生かかえて、ようレクチャーしてもうとうから。なっ。」とあります。あなたの一連の要求行為は、弁護士のレクチャーによるものですか。

(答)

それは、弁護士のレクチャーによってそれらの発言をしたということではありません。

(委員長)

次、先ほど、職員の異動を求めるあなたの発言について言及しましたが、あなたは、議員と市職員の関係をどう捉えているのですか。

(答)

私は、議員というものは、地域の代表、また、

住民の声を伝える、また、その困窮、困惑を伝えるということが、一番の仕事というふうに考えております。

また、職員におかれては、それらをしっかりと話して行って、住民、市民の皆さん方の安心安全や、それらに対して、ただなくやるのが本来の仕事というふうに、自分の中では認識しております。

(委員長)

公園フェンスの嵩上げ事案は、机をたたきながら要求を行っていますが、このような言動を伴い、わずか数か月で事業化を求めるような行為は、自分自身でもパワーハラスメントに該当するものと認識していないのですか。

(答)

机をたたいてという形になりましたことは、一旦、上司または部下の連結の、連携の悪さということでの怒りということ、それをやれという意味での机たたきではございません。

また、もう一つのお尋ねにつきましては、再度、お願いいたします。

(委員長)

もう一度申し上げますけれども、公園フェンスの嵩上げ事案は、机をたたきながら要求を行っていますが、このような言動を伴って、わずか数か月で事業化を求めるような行為は、自身でもパワーハラスメントに該当するものと認識していないのですか。

(答)

失礼しました。はい。それは自分の中では、私の中では、そういった形で認識がなかったと思います。

(委員長)

次、最後になりますけれども、5月10日は、担当職員以外の職員に理由も告げず6人も呼び出し、100分近い時間拘束しています。

これは、職員倫理審査会の答申書でも指摘されていますが、このような行為は、ご自身でも問題があるとは認識されていないのですか。

(答)

はい。テープ起こしをお聞きになった部分で、私は途中で説明をさせていただいております。ふだんから、ちょっといいですか、ちょっと来てくれますかというような形で、一々その都度、こういうことを打ち合わせするからこういうふうな資料を持ってきてくれというふうな、私も職員と打ち合わせはやってないもんですから、ふだんどおり、そういうような形でちょっと出てくださいます。

出てきていただいたときに、それらのことでこうこうこういう理由でとか、またこういう話や言うことは、その中でお話させていただいた。

ですんで、何も理由も何も全く知らずに皆さん方が最後までおられたというふうに思っておりません。

(委員長)

私の質問は、先ほども言いましたように、呼び出した時に、理由も告げずに呼び出したのではないかと。途中であなたは理由があると言われてるけども、そうじゃなくて、理由も告げずに呼び出した、理由告げずに呼び出してね、6人も呼び出してね、しかも100分近い拘束をしてると、このことが問題はないのかと、そういった長い時間拘束するということ。問題がないのかと、そういう認識を聞いてます。

(答)

はい。私の中では、100分が長いというふうには感じてませんでしたので、半日とかそういうものでございませぬので、逆に、各課大勢にしっかりと聞いていただくという意味もございましたので、長時間だったというふうに考えております。

(委員長)

はい。分かりました。私からは以上です。

引き続きまして、松岡証人に対して、尋問されたい方はいらっしゃいますか。

(委員)

はい、委員長。

(委員長)

ちょっと、待つてね。常盤委員。

(問)

それじゃあ、私のほうから、市民クラブを代表して質問させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

平成30年度次期道路台帳システム計画策定業務委託についてというところでお願いいいたします。

姫路市と業者、同席された業者は、技術的な話し合いで仕様の確認をしていますが、証人は、松岡議員は、さっきの総括質問のとおり様々な表現を用いて威圧的な行動を行い、業者が有利となる働きかけをしています、間違いはないですか。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

お聞きになったら、お分かりになると思ったんですけれど、業者が有利になる働きかけということとはしておりません。

逆にその入札に参加しなかった業者から、参加ができないような形になっているということの相談でありましたのでそういうことでございます。

(委員長)

はい、常盤委員。

(問)

はい。すいません。では、先ほども少しありましたが、100分間にわたる拘束時間について確認いたします。証人が、松岡議員が仕様確認に注力した発言をしていれば、短い期間で散会できると思いますが、なぜこのご自身の考えをここまで述べる必要があったのですか。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

様々な角度で、理解しやすい。もともと私も多弁でございますので、様々な角度で理解していただけるような形、もしくはその多弁が高じて、ようさんの量になったというふうに思っております。

(委員長)

はい、常盤委員。

(問)

反訳書の中、音声データのところで、道路総務課より、過去のことを反省し、取り組んでいく姿勢を見せる発言がありましたが、松岡議員はその姿勢を否定し、国際航業を外そうとしております。

同席したい業者からの依頼があったんですか。その業者から何かの便宜を受けましたか。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

依頼も便宜も一切ありません。

(委員長)

はい、常盤委員。

(問)

現在の道路台帳システム策定業務は、財政局の所管ですが、もともとは総務局の所管でした。松岡議員は、この事案について、財政局や総務局の担当者にも面談要求を行っていましたか。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

そのときは、なかったというふうに記憶しております。

(委員長)

はい、常盤委員。

(問)

その時の財政局や担当局の担当者、ということでは分からないということよろしいですか。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

はいそのとき。ちょっと明確な記憶しておりませんので、はい。分からないというふうに言わせていただきたいと思います。

(委員長)

はい、常盤委員。

(問)

少し問題を変えて。先ほど、事務局から事案について、経緯の資料がありましたが、令和2年8月の案件ですけども、誰もが入札に入れる要件に

変えて行こうと、話が進んでいると聞いておるんですが、この令和2年の案件、3社JVにして落札しており、ほかの業者が入りにくい状況になっております。入札要件を厳しい条件に変えたのは副市長の関与があったと仄聞しますが、間違いないですか。

(委員長)

はい、松岡証人。

(証人)

ちょっと前段聞き逃した。どう言われました。もう1回教えてください。

(問)

繰り返し。誰もが入札に入れる要件に変えて行こうと、話が進んでいたと聞いております。反訳書と音声データのやり取りもそのように聞き及んでいるんですが、令和2年の案件、この8月の案件ですね、すいません、基本地形図データ再構築及び道路管理台帳更新プロポーザルです。よろしいですか。

(答)

はい。

(問)

3社JVにして落札しております。ここはもう結果として出ておるんですけども。ほかの業者が入りにくい状況になっております。というところで、入札要件を厳しい状況に変えたのは、副市長の考えと仄聞しますが、間違いないですか。というところを確認させてください。

(答)

道路台帳の…。ちょっとこのたびの、この反訳書の中のことではないように思いますので、ちょっと私としては分かりませんが。

(委員長)

はい、常盤委員。

(問)

この関係に戻しますが、本事案、今回のこの反訳書の事案以外に、このたびの業者を、市の入札に参加受注できるよう働きかけたことはありませんか。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

このたびの事案以外というような形のことなので、訴訟を控えておりますので、ちょっと私も判断しかねますので、お答えしかねます。

(委員長)

はい、常盤委員。

(問)

最後になります。

証人が市に面談要求を行い、松岡議員が市に面談要求を行い、現在入札に参加受注できるよう働きかけている事案はありませんか。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

はい、記憶に別にございません。

(委員)

ありがとうございます。

以上です。

(委員長)

はい、次。

(問)

公明党代表で質問させていただきます。

証人にお伺いします。あのですね、初めに、この道路台帳システム、また公園フェンス、両方ともですね、長い長いテープを我々、聞きました。テープを聞いて、私もこの反訳書を読み直しました。

その中で、私は、証人が職員に対して、いろんなところで、建設委員会、当時、証人は、建設委員会の委員長である。その建設委員長やという言葉、盛んに職員に対し、自分の要求のことに対して、かざしてですね、そしてその自分の要求を執拗に通そうとする。

私は、私自身の判断としては、これは恫喝に等しい、そのようなことを感じました。

証人は、建設委員会の委員長でもあるわけですが、その委員長ポストに対しての在り方、

運営の在り方、それらに対しての責任というか、認識をどのように感じておられるかお聞きします。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

当時、建設委員長のポストにあったのは事実であります。ですので、平成18年から、10年以上、4社同じメンバーで入札が繰り返され続けているということに対しての、疑義、そしてまた、それらに対して、今の道路総務の形では、新しくするシステムを従来どおりというような形で、新しい形で、ほかが入って来れないというようなことを聞かせていただいて、これは不公平があるというような形で、私の中では話をさせていただいたつもりであります。決して恫喝というような、このことは、決してありません。

(委員長)

はい、木村委員。

(問)

はい。いわゆるテープ、また反訳書を見てもすよね、先ほども指摘したように、建設委員長という肩書きを、また、市議員であるという立場からの物言い。

私は決して揚げ足を取ってどうのこうの言うるのではなくして、証人の、その市会、先ほど、委員長からの総括質問の中でも、市議員としての認識とか、そういう質問もありました。それに答えられておられますけれども、私はあくまでも、証人が、その自分の要求に対しての目的をかなえるために、恫喝という、こういう表現をさしていただいています。

それは、テープの中にも反訳書の中にも、随所に、建設委員長やから次はどうかのとか、それとですね、私は、決して浜手の人がどうやこうや、言葉が荒いとかどうかではなくして、次の音声データによって、この公園フェンスの嵩上げの、このテープを聞いても、この以前、台帳システムのとき以上に激高し、先ほど指摘があった、机をたたき、そういうふうな、日頃から証人が、

この２点だけに限らず、職員に対してのそういう相談というか、常套化しとったのではないかと、このように思うわけですが、そのことについて、お伺いします。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

何度も申し上げておりますけれども、確かに浜手の言葉使いが悪いと言うようなところはあろうかと思うんですけれども。

まず、お聞きになっていただいて、道路台帳での会話と、公園の会話と明らかに音声は違うと思います。

私の中では、道路台帳のあの音声で恫喝と言われると、多分、普段の委員会の発言もあれぐらいの声の音量でお話をさせていただいているというふうに思っております。

で、その公園のほうにつきましては、やはりこの公園自身が、もう何年も前から、近隣が多大な迷惑を被ってる。

また、直接の住民の方の苦情がありながら、それらに対する対応が漫然とそのままだになっている。そういったことも、自治会の役員さんのほうから聞かせていただいて、そういったベースもありましたので、厳しい叱責があったというふうに考えております。

ですんで、その辺について厳しい叱責が恫喝と言われたら、どうやって市民の皆さん方の思いを伝えていいか、私もちょっと困惑する限りではありますけれども、声がもともと大きゅうございますので、詰問・叱責がどうしても大きな声になってしまうというところは否めないにしても、もともとそういった公園のことなど、公園につきましては、近隣の皆様方の困惑、それが何年も続いてきたという事実、そして放置した事実というものがございますので、その上に成り立って、叱責したというふうに考えております。

(委員長)

木村委員と松岡証人に伝えます。どちらもちょ

っと話が長すぎるので、もう少し簡潔に述べていただきたいと思います。

(証人)

はい。

(委員)

はい。

(問)

証人にお伺いします。

ぶっちゃけて、どちらも入札に関わる事項である。そういう観点から、一般的ながった見方をすれば、いわゆる利権絡みのことに証人が力を入れているのではないかという、うがった見方をするわけでございますが、その利権の事実はあるかないか。その認識をお願いします。

(委員長)

木村委員。質問止めるわけじゃないんだけど、そういううがった見方というような推測じゃなくて、事実関係に基づいた質問するように努めてください。もう一度質問し直してください。

(問)

建設委員長として、先ほどから言ってますように、そういう一つ一つの、自分のいわゆる要求を通すために、私から言わせれば、今言うように、恫喝的な、職員に対しての当たり、例えば、「おうおう」とか、何遍も何遍も言われてますけれども、そういうことを通して、本当に日頃から、そういう常套化しとったのではないかという、そういう思いを私はいたします。それに対する認識をお願いします。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

まず、常套化というふうになっておられた、なっていたとしたら、どなたも何もおっしゃられませんでしたので、常套化と言われてもちょっと私も、あれなんですけれども。具体的に出ました「おう」というような言い方で、この文字起こしがござ

これ、テープをお聞きになっていらっしゃった

と思うんですけど、私、これ恥ずかしながら、これ口癖でございます。

ですんで、普段の少し気を張らないような話をさせていただくと、この「おう」というよりも、「うん」か、「のう」、「そうやな」という、いわゆる浜手弁で言う確認の「のう」と「うん」との間ぐらの言い回しで、いつも出てしまう。

これは、恥ずかしながら人にも指摘を、これまで何度か受けたことがございますが、今のところ直っておりません。

ですんで、この記録票などには、威圧というような言い方を取られておりますけれど、私にしますと、全く口癖でございまして、テープ起こし、私も聞きましたところ、どの場面でも、記録に残ってない部分でも「おう」というような言い方はたびたびしておりますので。ですんで、これをねじ込むための「おう」というような言い方で言った覚えはありません。

(委員長)

公明党は。

(委員)

はい。よろしい。

(委員長)

では、はい。それでは、新生ひめじ。

(委員)

はい。

(委員長)

はい。東影委員。それぞれ？

(委員)

1人ずつで。

(問)

重複する分があると思いますので、簡潔に質問させていただきたいと思います。

次期道路台帳システム計画策定業務について、業者を同席させたと聞いていますが、その業者との関係をお聞かせください。

(委員長)

はい、松岡証人。

(証人)

相談を受けたということでもよろしゅうございませうか。

(問)

はい。ふだんからの関係をお聞かせください。

(答)

はい。こちらは、28年のその前後ぐらいなるかわかりませんが、当時の公明党議員団の県会議員の野口先生にご紹介をして、連れてこられて、ちょっと相談に乗ってやって欲しいって、姫路市はおかしいと思うと、というようなお話がございまして、ちょっと話を聞いてやって欲しい。特に、その時に、うちも議員団があるんだけど、これ、建設みたいな格好やから、あんたのほう詳しいんじゃないのかというふうなこともおっしゃられて、私のほうへ連れてこられた。それがお出合いでございます。

(委員長)

はい。東影委員。

(問)

その業者は、松岡証人の後援会に入られてますか。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

西宮の方なんで、全く。はい。その行政でのご縁があると思います。

(委員長)

はい。

(問)

松岡証人が、同席の業者から何らかの利益を得るようなことはなかったんですか。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

はい。別にあの、何もやましいことはございません。

(委員長)

はい。

(問)

次に、公園フェンス嵩上げについてお聞きします。

先ほど委員長の質問に、「家島事務所なり、安富事務所なり、どこかに行かしときな。」ということをおっしゃりますが、その、突然出た言葉というふうにお答えになっていますが、そんな2点の事務所を指して突然出た言葉とは思いませんが、もう一度お聞かせください。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

申し訳ございません。同じことの繰り返しでございますけども、当然、パッと思いついたように発した言葉でございます。

(委員長)

はい。

(問)

「顔見んのもけたクソ悪いわ。」と言われていたのですが、先ほど、個人的な人のことではないと言われましたが、通常、そのあんたの顔見んのもけたくそ悪いわと言ったら、1人か2人のことを指しているとお察ししますが、もう一度お答えください。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

ですんで、その、申し上げておりますように、言葉の比喩として、そういう表現が出たというふうに記憶しております。

(委員)

はい、最後に。

(委員長)

はい。

(委員)

職員を異動させるような力はあなたにあると思われませんか。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

私にはありません。

(委員長)

はい。萩原委員。

(問)

はい、これまでの質問と重なるところが、私、考えていたのと多いので、1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

公園のフェンスの嵩上げの件について、副市長は、承諾をされてたというふうな発言がございました。副市長の東京だけ頼むわ、ということ発言されてたということなんですけど、これの意味を詳細に聞かせていただきたいと思います。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

東京だけ頼むわという言い方をしたのは補助金、その当時、上京するときに、補助金獲得をしっかりとお願いするという意味であったであろうというふうに思っております。はい。

(委員長)

はい。萩原委員。

(問)

そしたら、副市長としては、この公園フェンスの事業については大変重要であるというふうに考えて、また、松岡議員が、松岡証人が国交省に登庁して取られた補助金を活用して行うということを確認されてたということによろしいんですか。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

あの、全体としては、大きな補助金の獲得の中で、ちょっと私も発言をしてたと思いますけれども、そういった中で、副市長、また私もいつやと言われたらちょっと記憶が定かじゃないんですけど、建設局長にもこうやって頑張ってお手伝いをしてきたから、地元の困っとうことの、その金額そんな大きくないものであるの、協力して欲しい、もしくはやって欲しいというようなことは何度か申し上げたと記憶しております。

(委員長)

はい。萩原委員。

(問)

そしたら、この事業にこの補助金が使われるということが、共通の認識であったということによってよろしいですかね。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

この事業と個々ということではなく、やっぱ副市長ですから、その全般、大所高所ということもございます。ですんで私は…。

(委員長)

松岡証人、推測で物言わないでください。

(答)

はい。ですんで、この公園についての補助金ということではありませんので、この公園の補助金であったという意識は私はありません。

(委員長)

はい。

(問)

最後 1 点確認なんですけど、この公園のフェンスについては地元から強い要望があったということなんですけど、既に答弁されてる内容と重なるかもしれないんですけど、いつ頃から、この公園について、どのような形で地元から要望があったのか。もう一度お聞かせいただけますか。

(委員長)

はい。

(答)

平成 28 年か 29 年だったと思うんですけども、それ以前からもあったんですけど、その時に、地下の流水槽を掘りましたので、それまでの公園が、ブランコが置いてあったり様々なものが置いてあったのが、すべて撤去されて広場になってしまった。

その広場になってしまったことによって、サッカーまたは野球というふうな格好のことを子どもたちがするようになって、今までに輪を掛けたよ

うにボールの飛来があり、ガラスが割れたり、壁に当たったりというような形がいっぱい続いたというふうに自治会の役員さんから聞いております。

(委員長)

はい。

(委員)

結構です。

(委員長)

はい。創政会、今里委員。

(問)

創政会を代表して、質問させていただきます。

当初提出されました、不当要求行為に係る記録兼報告書に基づき、報告に基づき、不当要求など指摘を受ける 2 つについて質問します。

まず初めに、次期道路台帳システム計画策定業務委託に係るプロポーザルの実施について、同行された業者さんは参加を見送ったとのことですが、その業者さんから説明を聞かれ、姫路市の、その入札に対して考える、この根本的な問題は何だとお考えですか。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

この課長の答弁にもあったか分かりませんが、ベンダーロックインというふうな形が、一つ大きな原因であったのかも分かりませんが、それらを随契にせず、ずっと 4 社独占という形があったので、私が、これは問題だというふうに感じた次第でございます。

(委員長)

はい。今里委員。

(問)

次に入札について、質疑応答をホームページに公表していて、質問の全てが記載されていないのは改ざんではないか。誰の指示であり、責任は誰にするかと記載されていますが、なぜこのように疑われたのですか。

質問の公開の苦言について、実際はどのような状況だったのか教えてください。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

確か、業者さんが事前に聞いてきている内容と、その後、出たホームページに乖離があったというような形のことがあったと記憶しております。それを、その形では、もともとと同じ、もともとと同じと言うのは、ベンダーロックのような状態が続いてきたので、もともとと同じなので、私たちは、その4社以外が入れないというふうなことで相談がありました。

(委員長)

はい。

(問)

続いて、実施要項内容が、一部大手業者しか応募できない条件になっているのはどういうことですか。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

はい。あの、道路台帳システムの、あの長たらしい音声聞いていただいて、お分かりになっておられる方がどれぐらい、いらっしゃるのかなというふうに自分も…。

(委員長)

要らないこと言わんといてください。

(答)

はい。あの、要するに、一番最初にそのシステムを導入した会社が、ずーっと、取り続ける。

その形がどうしても、ほかの全く参入できないという形になっておりますので、その部分を不公平じゃないかと。ただし、その入札では、実は、広く門戸を広げていると言ってるんですけども。

いい表現がどうか分かりませんが、車のリースをします。そして、そこへガソリンスタンドがガソリンを運んできます。しかしながら…。

(委員長)

例え話は止めてください。事実関係だけ、申し上げてください。

(答)

はい。ですんで、その4社が順番に取っているという現状から、おかしいというふうに感じた次第であります。

(委員長)

はい。今里委員。

(問)

はい。参加した職員が、道路総務課3名、そして同席者として契約課3名、人事課2名、職員倫理課1名、合計9名もの職員が質疑の対応をされていますが、なぜ担当課以外の職員を呼び出されたのですか。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

先ほど、ベンダーロックというような言い方もさせていただきましてですけど、この入札の形が、正しいですかということ、これが不公平が全然ありませんか、全く問題ないですかという意味もあって、そこの説明も聞いてもらって、各課答えをいただくということで、その他を呼んだというふうに記憶しております。

(委員長)

はい。今里委員。

(問)

今回問題となった、2事案の当初の記録票兼報告書、両方に記載されておりますのが、倫理条例第2条第4号、大声もしくは威圧的言動の社会的相当性を逸脱した言動を伴う行為です。

フェンス嵩上げの方は、確かに叱責しているため、大声になり威圧的な効果があると思いますが、この次期道路台帳システムに関する音声データを聞きますが、私個人としては、記録にあるような大声だという認識はありませんでした。

そこで伺いたいのですが、一瞬、声を張り上げた業者さんが、版權、要するに入札業者さんが、版權基本システムですね、を持たれている現契約企業さんとは全くご相談されずにと聞かれたところ、職員がしてませんと返答された場面です。こ

の真意はどういうことですか。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

ずっと同じ方が取ってきておられるわけですから、その会社と全く話もせず、次のシステムの構築もしくはその相談ってというのは、双方やっばりお仕事ですから、みんなが、その他へ様々な相談電話を入れてるはずやと思いますんで、それを全くしてませんという、でやったので、私はその時、叱ったというふうに記憶しています。

(委員長)

はい。

(問)

それでは、令和元年6月5日のフェンス嵩上げの件について、音声データに基づき確認したんですが、6月5日の分は、当初穏やかに話されていましたが、職員が当公園のフェンスの件で、地元で公園の使い方も含めて考えていただけないかということで、あんまりそこはということであった。

我々は、待ち状態と認識してるのでできたのですかというくだりから一気に叱責が始まるんですが、この叱責に至った背景についてお尋ねします。

その時の公園の予算については、市当局がどういう状況で説明されていたのですか。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

叱責に至る過程では、上席と話をさせていただいて、上はやります、しかし、窓口へ自治会長さんそこへ会いに行った下の人は、また、今までどおりの説明をしたというような形が、叱責の原因であるというふうに、経緯であります。

それと、特にこの公園につきましては、先ほど申し上げましたとおりのことで、流水槽の工事からこちら全く平面になってしましまして、球技で遊ぶ子どもたちが増加して、近隣の破損または近隣に対しての迷惑ということが一気に増えたということが現実でございまして。はい。以上です。

(委員長)

はい。

(問)

それでは、6月21日のところですけども、こちら音声データに基づき確認したのですが、松岡市議の口癖は浜手言葉なって、さっきもおっしゃってましたけれども、真意が伝わりにくいのですが、職員が作成した報告書と乖離を感じていますが、その時、最初に呼び出し話を切り出した際、松岡市議は、姫路市の統制としてどうなっているのかを問いただしたわけですけども、実際に疑問を持たれたここまでの経緯についてお聞かせください。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

はい。先ほど来、申し上げさせていただきましたように、一旦、予算の獲得があつて、補助金のお手伝いをさせていただいて、その時にも、お願いをした局長にも、そういう格好でお願いをした。

また、それが進まないということで再度お願いをさせていただいて、上の方はやらせていただきますということでありながら、下の担当者レベルで、自治会長さん、連合自治会長さんに近い形の自治会長さんなんですけれど、その形で、名刺も切らず大変失礼な対応やったというようなことがありましたので、統制として、組織として統制としてどうなつとるんやということが、開口一番で出たわけでございます。

(委員長)

はい。

(問)

最後に、この音声データの文字起こしを見る限り、ご自身のことを「ワシ」と表現していますが、「ワシら」ともおっしゃって、単数でなく複数形に主語が変わっておりますけれども、この複数形になっている「ワシら」とはご自身を含めたどなたを指したのですか。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

少なくとも、このときの話は、「ワシら」というのは私も含めて「地域」という意味合いでござい
ます。「地域」、「地域住民」というような意味合い
で、この言葉を発したとっております。

(委員長)

はい。

(委員)

以上、ありがとうございます。全体として、
今回は内容についての話をさせていただいたので、
そういうことで、ございます。

(委員長)

はい。宮本委員。

(問)

もう確認なんですけど、先ほどの話からすると、
100分というのは決して長時間じゃないと、我々か
らしたら不必要な長さかなというふうには思うん
ですが、それともう一つは、目的うかね、自分
の要求を通すために、まあ、我々から見たら恫喝
とも取れるような言動があるわけですが、ご本人
からしたら、それは普通の行為であると。

また、パワーハラスメントの認識についても、
そういう認識をしてないと、パワーハラスメント
だとは思っていないということですので、証人は、
常日頃から、当局に対して要求を通そうとする
ときには、常にこのような行為や言動を伴って、ま
あ、感情的になれば倫理条例違反のような内容、
外せとか飛ばせとかいうなことも含めて、普段か
らそういう要求行為とするのが普通であるという
ことで考えてよろしいですか。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

すっと出る言葉ならば、そういうような例え話
であったりしておりますので、それらについては、
意図して、その辺の発言をしてない、脅かそうと
思ったり、また、無理やり押し込もうと思ったり
というよりも、話の比喩として出てくるというの

は事実でございますので、普段から出てると言わ
れたら、それはそういうことだと思います。

(委員長)

はい。

(問)

意図はないにしても、これは普通の言動である
ということですね。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

はい。そう、ご指摘を受けても、恥ずかしなが
ら、そういうことであるというふうなぐらいに思
っています。はい。

(委員)

以上で。

(委員長)

はい、次、共産党。谷川委員。

(問)

証人にお聞きます。先ほどもあれなんですけど、
例えば資料 1 のですね、道路台帳システム計画策
定業務委託の、この不当要求と認定された部分で、
まあ、先ほどもありましたけど、9人の職員を呼ん
でるんですけども、関係担当者とか、関係部署は
分かるんですけども、人事課長と倫理課長を呼ば
れた経緯について説明してください。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

今のところの職員倫理に基づいても不公平な入
札ということではないのかということが自分の中
では、言いたかった部分もありますし、人事につ
いても、やっぱり適切な形の事業遂行になってい
るのかということに対しては、自分の中での、そ
の当時の疑義があったような気がしております。

(委員長)

はい、谷川委員。

(問)

はい。あの、お聞きします。で、道路台帳シ
ステムの、この資料 1 の 15 ページですね。「白浜

の土壌改良でもええように、1億3千万、国際航業に設計とられて、わしがヤーヤー言うたさかいにいうて、やっと業務委託にしてくれたけど」ってあるんですが、これどういう意味か説明してください。

(委員長)

はい、松岡証人。

(証人)

あの、何ページと。

(委員)

15ページの真ん中よりちょっと下ですね。

黒塗りの上の段の白浜の土壌改良でもというところですね。白浜の土壌改良でも。

(証人)

あ、はい、はい。

(委員長)

はい。松岡証人。

(答)

その当時、ちょっと私が一番最初、自分の音声を全部上げましたところ、何点か端折って抜けてるところなんか書いてたというふうに、思うんですけれども。国際航業さんという会社が非常に、土壌改良については専門性があるということですから、ほぼ、公平な入札よりも、この会社が独占をしているというようなことを、私が大阪やそういうふうな調査で聞いてきたというようなところがありましたので、それで公平さを確保しているのかというような形、いわゆる、その入札にしたってここが取らんじゃないのかというようなことを言いに行ったような覚えがあります。

その結果が、もう業務委託にしますという形になったのかなというふうに、自分の中では記憶しております。

(委員長)

はい、谷川委員。

(問)

「白浜の土壌改良でもええように1億3,000万」って、この白浜の土壌改良って何を指してるんですか、これは。

(委員長)

はい、松岡証人。

(答)

市場の土壌改良ということでございます。

(委員)

続けます。

(委員長)

はい。

(問)

そしたら、29ページの真ん中ぐらいですね。同じ資料1の29ページ真ん中ぐらいに、「建設局をこっちはあんまり怒ったこともないんやけど、道路の方やったら、どやし続けて怒ったっとう。」と言われてるんですけど、この意味についても説明してください。

(証人)

何ページ。

(問)

真ん中。29ページの真ん中ぐらいに、「そのやり方を探すというのも仕事とちゃうかなと。」その「建設局を、こっちはあまり怒ったこともないんやけど。」建設局はあまり怒ったことはないんですか。「道路の方やったら、どやし続けて怒ったっとう」って言われてるんですけども、建設局はあまり怒ったことないけど、道路のほうは、どやし続けて怒ってるということなんですか。これ、どういう意味なのか説明してください。

(委員長)

松岡証人。

(答)

ちょっと私の中でも、意味合いを今、聞かせていただくと矛盾したような言い方を言っておりますので、明確にすぐ要求が出てまいりません。ちょっとしばらく、思い出させてください。

(委員長)

はい、分かりました。じゃあ、次の質問に移ってください。

(問)

同じくですね、資料1の、いや資料2ですね。

今度、資料2の2ページ。先ほど資料2ページの2に、先ほどから今日ここにも、「今日も副市長と12時半まで行ってきたんや」と、「東京の方だけはお願います」ってあるんですけども、これ、ずっと先ほど来から副市長、副市長と出てくるんですけども、どの副市長なんですか。

で、先ほども、それかその関連で、副市長と、それから都市局長と上京されて、補助金を要請に、補助金のことについて上京された。自分が獲得に力、尽力したみたいなことを言われてるわけですが、松岡議員はどういうことで。補助金というのは、各自治体から申請して、それで決まるのかなと思うんですが、市議員が口添えをしたら、増えたり減ったりするんですか。どういう形でそれだけ力があるんですか。

(委員長)

あの、谷川さんもっと、話をもうちょっと1つ2つ3つと分けて聞いてください。もう一度。個別きちんと聞いてください。

(問)

はい。1つは、副市長と都市局と上京されてるんですが、こういう状況の仕方は過去何回もされてるのかっていうのを1つ、まず聞かせてください。

(委員長)

はい。松岡証人。

(答)

それについては、これまでに、今日までに入れますと、3回ぐらいあると思います。

(委員長)

はい。次。

(問)

私の認識は、そういう自治体から国に対して申請が行って、そこでいろいろ査定されて、補助金が決まると。そういう担当職員なり、副市長なり、幹部がそういう要請に行って、陳情するというのはあると思うんですけども。この市議員が行って、それで、その補助金が、増えたり減ったりする。それだけの力が、どうしてあるかちょっとその辺が私分りにくいんですけども。説明してく

ださい。

(委員長)

はい。松岡証人。

(答)

全国の、例えばそういう団体というものも別にございますし、全国道路利用者協議会があったりしますし、というようなことで、その団体、もしくはその団体のお役をされておられる方々にアドバイスをいただくというようなことで、やはりもうちょっと欲しいというようなときの、アドバイスではないんですけども、持って行き方やお願いの仕方みたいな格好のことを、アドバイスいただきに、今まで行かせていただいたというふうに思っております。

(委員長)

はい。谷川委員。

(問)

そしたら上京して会われるのは、そういう団体の責任者なんですか。

(委員長)

はい。松岡証人。

(答)

当然その各種団体をやっていらっしゃる国会議員さんもいらっしゃいますし、またそういった方々の、当然、国土交通省だったら国土交通省のお役をされていらっしゃる方々もいらっしゃいますし、またそういったところに、アドバイスをいただき、今の状態で増やしていくのにどういうふうな形の申請がよかったり、単価が上がったりというようなアドバイスをいただきに行かせていただいております。

(委員長)

はい。谷川委員。

(問)

答えられたら答えて、あの、この質問が駄目だったら指摘していただいたらいいんですけども。あの、このテープ起こし、音声データの中にですね、東京に自分が盆暮れとか、パーティー券をたくさん買ってとかっていう記述があるんですが、

誰のパーティー券を買われているんですか。

(委員長)

はい。松岡証人。

(答)

それは今回の調査に関係ないので、はい。差し控えさせていただきます。

(委員長)

はい。

(問)

はい。そしたら最後、資料3の4ページ、上の段で、「助けるところを助けて協力してきたつもりや。地元の調整で、なっ。」、て、この意味教えてください。

(委員長)

はい。松岡証人。

(答)

これは市場のことを指させていただいています。当初反対というような格好のことが大きい中で、なるべく市に協力できるようなことを模索もして参りましたので、そういった格好で、地元の難しい調整なんかを今お手伝いしている。その当時、そういった考え方で話をしたというふうに覚えております。

(委員長)

次、維新の会。

(問)

重複するんですけど、松岡証人、会社も経営されていらっしゃるということで、いわゆるパワハラっていうのは、どのように認識させていただいたのかなということです。今まで聞いていると、パワハラじゃなかったとおっしゃったんですけど。

基本的に、セクハラ、パワハラっていうのは、受けた方がどう捉えたかっていうことかと思うんです。午後からの証人に聞けばいいかも分かんないですけど。そういう認識は。

(委員長)

はい。松岡証人。

(答)

私の認識が、会社は従業員でございますので、

従業員同士という関係でございます。

しかし、議会、議員と職員は、この中でも申し上げましたように、議員で特権で来るとそんなこと言っていないと、自分は住民の皆さんの代表で来るということですから、私が何千人かの代表で来させていただいて、その住民の皆さんの苦情なり、またある意味、市に対しての行動なり、言うことを言わせていただいていると。そういう認識でおりますので、若干、厳しくあったとしても、それは市民から、我々もそうなんですけれど、市民の皆様方からの、やっぱり指摘または、思い、意見というようなものを受け止める必要があるというふうに思っておりますので、そういった感覚で、当局に対しても対応してるところはあります。

(委員長)

はい。大西委員。

(委員)

私もサラリーマンの経験があつて、営業所長を経験してました。従業員であっても、当然そういう対応、法律では、今は時代が、パワハラって認識をされてる時代になりますんで。今回のことで、これから、変わっていただけたらと。はい、ありがとうございます。

(委員長)

いいですか。

(委員)

はい。

(委員長)

はい、次、牧野委員。

(問)

最後の質問になりましたので、そうですけれども。次期道路基本台帳システム計画の業務委託に、要望で同席をされた業者さんとの関係というのは、先ほどから皆さん質問によって明らかになったんですが、今でもこの事業者さん、この会社とは、証人はお付き合いあるんですか。

(委員長)

はい。松岡証人。

(答)

先ほど言いました、ご紹介された方と一緒に、お付き合いさせていただいております。

(委員長)

はい、牧野委員。

(問)

先ほどから、証人個人としては、何ら便宜を図られてないという、私もそういうお言葉で認識をしたんですけども、一方で証人が、例えば関係する団体への便宜等はないですか。

(委員長)

もう少し具体的に聞けますか。

(問)

はい。地区協議会等の組織があるように聞いてるんですが、そちらに対して何らかの便宜等はないでしょうか。

(委員長)

はい。松岡証人。

(答)

これは地元の連合自治会の連合体でございますので、ここの要望については、住民の声というふうに考えております。

(委員長)

はい、牧野委員。

(問)

この団体に便宜が図られていると認識してよろしいでしょうか。

(委員長)

はい。松岡証人。

(答)

地域の要望もとい、あのその組織の運営上必要であったり、またその組織から要望される、また困惑されてるっていうような格好については、行政に対しては、行政に対しての要望をしておりません。

(委員長)

はい、牧野委員。

(問)

私の質問に答えていただけてないんですが、結

果的に事業者さんから、この団体に何らかの便宜が図られてますかということをお尋ねしています。

(委員長)

はい。松岡証人。

(証人)

それは、協賛なり何なりをお願いしてるということでしょうか。

(委員長)

はい、牧野委員。

(問)

はい。こういった形でも、いわゆる金品等の便宜が図られてるっていうことをお聞かせ願いたい。

(委員長)

便宜供与ということやね。はい、そういうことで。

(答)

すいません、それにつきましては、その協議会の運営というような格好のことに寄与するものですが、今回のお話とは別に関係はないというふうに思いますので、差し控えさせていただきます。

(委員長)

はい、牧野委員。

(問)

それでは質問を続けます。先ほどから、この道路基本台帳システムの入札の関係とフェンスの話が、この2案がこのたびの対象なんですが、声のトーンが若干違うというお話があるんですが、一方で証人は、この入札絡みの案件については、非常にデリケートで、違法性があるということを理解していたがために、声のトーンが下がったということはないですか。

(委員長)

はい。松岡証人。

(答)

と申し上げますよりも、その公園の叱責がやっぱり、自分の中で怒ったということでご理解いただきたいと思います。

(委員長)

松岡委員、牧野委員の質問にだけ答えてください。牧野委員もう一度質問してください。

(問)

はい。繰り返します。この入札に関連した案件については非常にデリケートで、場合によれば違法性があるという認識から、時間は長時間でもやんわりとした物言いやったというのは、本人、証人自身も違法性を認識してたということではないんですか。

(委員長)

はい。松岡証人。

(答)

おかしいということを感じて、その契約課や職員倫理課を呼ばせていただいた、先ほど申し上げたとおりでございます。

(委員長)

はい、牧野委員。

(問)

先ほど、谷川委員のほうから若干触れられたんですけれども、音声データの反訳書によると、「白浜の土壌改良でもええように、1億3千万円、国際航業に設計とられてやて、わしがヤーヤー言うたさかいににいうて、やっとな委託業務にしてくれたけど」というくだりがありますと。これは、先ほどから間違いないんですけれども、この対応は誰の依頼によるものですか。

(委員長)

はい。松岡証人。

(答)

誰も依頼はありません。自分が、おかしいというふうに申し上げたので、そうなったということなんです。

(委員長)

はい。牧野委員。

(問)

はい、分かりました。結果として、委託業務にすることによって、どんなメリットがありますか。

(委員長)

はい。松岡証人。

(答)

というよりも、入札が、この国際さんの独占だというような言い方で、そのときに話をしたのでそうか、そうなったのかなというふうに思っております。

(委員長)

はい、牧野委員。

(問)

質問を続けます。松岡証人は、5月15日の職員との面談の後、最後のくだりでですね、「あっさりわし、あきらめへんし」と言われてますが、私が、市長、副市長による松岡市議との過去複数年の面談日時の予定を確認しましたところ、たびたび面談を申し込まれています。

その中で、次期道路台帳システム計画策定業務委託に関する市職員等の平成30年5月15日、面談後の平成30年6月18日は、私が理解する通常の面談時間を大きく超える1時間の枠で異例と思える、当時、石見市長、内海副市長、黒川副市長との面談を予定されていたようですが、この面談は予定通り実施されましたか。

(委員長)

松岡証人。

(答)

すいません。ちょっとそれは今覚えてません。

(委員長)

はい、牧野委員。

(問)

この次期道路台帳システム計画策定業務に関連して、市長または副市長に対して、何らかの要望働きかけをされました。

(委員長)

はい。松岡証人。

(答)

それはしてないです。はい。

(委員長)

はい、牧野委員。

(問)

最後に、先ほど言いました、「あっさり、わしあ

きらめへんし」という言葉がすごく引っかかるんですけども、結果的に、常盤委員が最初の質問でされたんですが、今日いただいた、この前後の経緯についてが非常に気になりまして、結果として、同席された業者さんが、今年の8月5日の、基本地図データの再築及び道路台帳更新業務のプロポーザルの実施について、結果として、共同企業体で落札をされてるんですが、これについて、先ほど言いましたように、「あっさり、わしあきらめへんし」ということで、何らかの働きかけをされたということはないですか。

(委員長)

はい。松岡証人。

(答)

そちらについて私は働きかけ、もしくは、動きは何も、クレーム等も言いに行っておりません。

(委員長)

以上で、松岡廣幸氏に対する尋問は終了いたしました。松岡証人には長時間ありがとうございました。それではご退席ください。

証人尋問（松岡廣幸氏）終了 11時41分

[松岡廣幸氏退室]

(委員長)

それでは委員会を休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 11時42分

再開 13時00分

(委員長)

それでは、市議会議員の不当要求行為に関する調査特別委員会を再開いたします。それでは中川吉郎氏を証人席に案内します。事務局。

[事務局職員の案内で中川吉郎氏が入室、証人席に着席]

証人尋問（中川吉郎氏） 13時01分

(委員長)

ただいまから、本件について、中川吉郎氏から証言を求めることにします。

なお、中川証人が証言を行うに当たり、メモ等を持参することを許可していますので、ご了承願います。

中川証人におかれましては、お忙しいところご出席くださいまして、ありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

それによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

すなわち証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び、証人の後見人または証人の後見を受ける者が、刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教または祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知りえた事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。

それ以外に証言を拒むことはできません。

もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓を

させなければならないことになっています。

この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっています。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき、尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっています。

一応、以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

今から証人に宣誓を求めますが、テレビカメラの撮影は、一旦ここまでとなります。

マスコミ関係の方は、テレビカメラの撮影を中止してください。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立を願います。

[全員起立]

(委員長)

宣誓書の朗読を願います。

(証人)

宣誓書、私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和3年1月21日 中川吉郎。

(委員長)

ご着席を願います。

[全員着席]

(委員長)

それでは宣誓書に署名捺印を願います。

これから証言を求めることとなりますが、証言

は、証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度、委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問しているときは、おかけになっていてよろしいですが、お答えの際は、ご起立を願います。

また、委員各位に申し上げます。委員の発言については、証人の人権に留意されるよう要望します。

これより、中川証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことにします。

まず、あなたは中川吉郎氏ですか。

(答)

はい。

(委員長)

本市における現在のあなたの所属と身分をお述べください。

(答)

建設局建設局長でございます。

(委員長)

それでは私のほうから総括の質問をいたします。

まず、次期道路台帳システム計画策定業務委託について質問をいたします。次期道路台帳システム計画策定業務について確認します。

本業務について、平成30年5月15日以前から、あなたは松岡議員から何らかの要望を受けていましたか。

(答)

はい。受けておりません。

(委員長)

受けていないんですね。

(答)

はい。

(委員長)

はい。経緯書を読むと、経緯書ね、松岡議員から、平成31年1月25日付で、道路台帳として対応が必要な事項がないか確認するよう指示があったとあります。松岡議員の面談要望により、次期道路

台帳システムに関する業務について、その後の計画変更指示を行うなど、当初計画の変更を余儀なくされましたか。

(答)

いいえ、ございません。

(委員長)

次、不当要求行為等に係る記録票兼報告書及び音声データからの確認。まず、不当要求行為等に係る記録票兼報告書、以下、記録票報告書と言いますが、について確認します。

1つ目は、要望等の件名等の欄の種別は不当要求行為、不当要求行為のおそれ、その他の3区分となっています。本件の記録票兼報告書では、不当要求行為のおそれとの判断ですが、これは決裁上位者である部長や、あなたも協議に参加した上での判断ですか。

(答)

はい。

(委員長)

あなたは、音声データの聴取や、それを基に作成された反訳書を確認しましたか。

(答)

はい。

(委員長)

記録票兼報告書を作成した担当者の判断は、当初から不当要求行為のおそれでしたか。

(答)

いいえ。

(委員長)

不当要求行為は、職員倫理条例第2条第4号で、明確な基準が示されています。よって、おそれとは、不当要求行為に該当するかどうか断定出来なかったと考えられるのは明らかです。

あなたが不当要求行為に該当するとせず、そのおそれにとどまると判断したのはなぜですか。

(答)

この事案につきましては、それぞれ、おそれとなるような言葉がありましたけれども、これが、この事案で完結したことと、それ以後、継続した

事案にはならなかった、まあ、一過性のものであったのと、あと、この関係につきまして、職員、いろいろと総合的に考えたんですけれども、まあ、市議員が絡む、関係する議題が初めてでしたので、その辺も確かに頭の一角には、特殊性も職員と議員との関係の特殊性も考えての結果だと思います。

後は、部下にも聞き取り等しまして、まあ、皆さん担当としては、不当要求等で上げたんですけども、私が総合して、総合的に不当要求のおそれという要求書の様式がありましたので、それで、おそれとして提出したいということの旨を言いまして、私には、諸状況下に応じたということで、おそれて提出いたしました。

(委員長)

ということは、当初は不当要求、という判断が上がってきたわけですけども、あなたの段階で不当要求のおそれにしたということですか。

(答)

いろいろ相談して、私が最終的におそれて判断しました。

(委員長)

先ほどのあなたの答弁の中で、市議員と職員との関係ということについて触れられておりましたが、あなたはその関係というのをどういうふうと考えられておるのですか。判断されているのですか。

(答)

いわゆる優越性というのが、職員と市議員との間には、確かに、住民の負託を得て、代表者としての意見というのと、というのが、職員としては重んじて、一つ一つ、言葉の一つ一つに尊重、いえ、丁寧に対応するんだと思っています。

あとは、一般市民と違いまして、継続的な関係がございましたので、その辺も、考慮しまして判断いたしました。

(委員長)

次、不当要求行為のおそれと判断することについて、職員倫理課や人事課など関係部署と何か検

討されましたか。

(答)

当時、担当者から不当要求等で、申し出がありまして、それについて、不当要求行為として、公職者を上げることによって、それが初めてのケースだったので、いろいろと相談した上で判断させていただきました。

(委員長)

私が質問したのは、職員倫理課や人事課など、関係部署と相談したのかどうかです。

(答)

職員倫理課とは相談しました。人事課とは相談しておりません。

(委員長)

職員倫理課とは相談したということですね。そのとき、職員倫理課からの指導があったわけですか。

(答)

そうですね。審査会への申し入れをこの際やればどうですか、という意見はございました。それについても、いろいろと総合的に判断して、私がおそれと判断しました。

(委員長)

はい、分かりました。

次、公園フェンスの嵩上げ工事について質問をいたします。公園フェンスの改良設置工事の実施の妥当性について質問いたします。

公園フェンスの嵩上げ工事についてお聞きします。私が事前に調査したところ、この公園フェンスの設置改良工事は、令和元年7月に西の面、9月に東の面と2回に分けて実施されています。

また、工事業者の選定方法は、見積合わせで、見積業者はいずれも同じ会社の2社のみであります。工事金額は、およそ1件につき128万円程度ですが、工事1件当たりの金額的から、1本で行えば、本来入札案件であります。

まず一つ、最初にお聞きしますが、松岡議員から、当該公園のフェンスの嵩上げ要望があったことを、あなたは承知していましたか。

(答)

初めは知りませんでした。6月の段階で初めて知りました。

(委員長)

このように事業を進めることを、あなたは承知していたのですか。私が、先ほど申し上げたようなやり方で。

(答)

担当者からは報告を受けておりました。

(委員長)

次、公園のフェンスの嵩上げ工事は、記録票兼報告書から、平成31年3月6日に要望を受け、6月21日の時点で決定したようです。要望から決定まで3か月程度です。他の公園の同工事と比べて、この工事決定は早いのですか。

(答)

要望を受けてから、事業を決定するという意思決定は、特に遅いものでございません。

(委員長)

次、工事の決定を急いだ理由を教えてください。

(答)

先ほど意思決定から工事の発注までが、かなり短期間でやったところにつながるんですけども、これにつきましては、やはり住民が3月から、実際に6月になるまでですね、そういうボールが入るなどの苦情を、ちょっとこんな苦情いうんですか、ボールが当たったという、その間が3か月も長引いたんと、あと、議員のそういう声もありまして、早いことしなければならぬという気持ちになりました。

(委員長)

では、工事は、先ほど言いましたように、2つに分けて行われておりますけれども、1本になぜできなかったのか、2つに分けた理由を教えてください。

(答)

先ほどと重複しますが、住民が既に数か月、そういう公園の苦情に悩まされているのと、あと、それに対して早く対応しなければならないということで、このような工法であることを承諾

しました。

(委員長)

では、見積業者2社ですね、この選定理由を教えてください。

(答)

これについては、直接は、私は関与しておりませんが、まあ、地域から選んだと承知、認識しております。

(委員長)

あなたは関与してないということですね。

(答)

業者の選定につきましては、関知しておりません。

(委員長)

じゃあなぜ、この同じ業者ばかりが続けて、見積業者としてのわけですけれども、それは、結果的にあなたも是認にしたと思うんですけれども、なぜ是認にしたのですか。

(答)

最終的に、地域の業者が決まったということは報告を受けましたけれども、業者の選定の過程については、後で知り得た事実でございます。

(委員長)

分かりました。次、この公園のフェンスについては、令和2年度ね、令和2年度も北面を改良工事として実施されています。工事業者の選定方法は、見積合わせ、見積業者は、いずれも令和元年度と同じ会社2社のみです。工事金額はおよそ128万円程度です。さらに、令和3年度は南面の工事も予定していると聞いています。そこで、これらの工事の決定にあなたも関与していたんですか。

(答)

しておりません。

(委員長)

他の公園のフェンス工事の必要性と比較して、この公園のフェンス工事は、令和2年度に実施する必要があったのですか。また、令和3年度についても実施する必要があるのですか。

(答)

その判断につきましては、担当課に任せているところでございますが、東西を始めに、最初にやって、地域から南北も追加で要望があったとも聞いております。最終的にそれをやって完結すると聞いておりますが、時期に、施工時期につきましては、まあ、引き続きやるということで、まあ、しているものと認識しております。

(委員長)

では、令和2年度の工事について、昨年度と同じ業者を見積業者としていることについてですね、あなたは直接関与してないとおっしゃってましたけれども、あなたはこの担当しておる最高責任者としてですね。このような工事の仕方が正しいと思われるですか。

(答)

あまりいいことではないと思っております。

(委員長)

次、不当要求行為等に係る記録兼報告書における不当要求行為のおそれ判断。先ほどの次期道路台帳システム計画作成業務委託と似た質問になりますが確認をいたします。

6月5日は、あなたは松岡議員からの呼び出し対象外でしたが、当日の記録票兼報告書における不当要求行為のおそれとの判断に対して、担当者から相談を受けましたか。

(答)

いいえ。

(委員長)

あなたは、音声データの聴取や、それを基に作成された反訳書を確認しましたか。

(答)

はい、反訳書で確認しました。あの、すみません一言、先ほど道路台帳の件は、音声データじゃなくて反訳書で確認させていただきました。

(委員長)

はい、分かりました。次、記録票兼報告書を策定した担当者の判断は、当初から不当要求行為のおそれでしたか。

(答)

はい。

(委員長)

あなたが担当者の相談、報告を受けて、不当要求行為に該当するとせず、そのおそれにとどまると判断したのはなぜですか。

(答)

道路台帳とも一致しますけれども、この件が一過性のもので完結したものと、あとは、公職者としての、どうしてもと頭の中にあっただと思います。

(委員長)

はい。6月21日は、あなたも同席していましたが、この日の記録兼報告書は不当要求行為等に係る記録兼報告書ではなく、追加様式の要望等に係る記録兼報告書です。これは6月21日の要望が6月5日の事案の継続であるため、この書式を使用することにしたんですか。

(答)

はいそうです。

(委員長)

6月21日の音声データを聞くと、「適当なことを言うて人をあしらひよったら、ワシもとことん行くで。」「総務局長、今日は人事課長に言うて換えてくれ。秋にそんなできの悪いやつ。」「アカンのやったら、1人ぐらい飛ばしとってえな」と、松岡議員が発言しています。

職員倫理審査会でも、この点は、職員倫理条例第2条第4号に抵触すると判断しています。同じ公園のフェンスの嵩上げという事案で見れば一つですが、面談時における発言、対応が異なっています。

そこで質問しますが、6月21日の面談における要望について、新たに不当要求行為に該当するかどうか検討しなかったんですか。

(答)

一連のものとして判断してしまいました。

(委員長)

次。音声データに松岡議員の発言として、「気をつけてもの言えよ、ぐらいのこと職員に通知出しといてもうてええわ。」とあります。松岡議員の

要求に対しては、何か考慮しないといけない事情があったんですか。

(答)

特にありません。

(委員長)

松岡議員は、補助金の減額をほのめかして要求を行っています。具体的な事案や内容を聞くことが、本委員会での調査事項から逸脱するから聞きませんが、松岡議員から、このような言動を伴う要求が、ほかにも常態化しておりましたか。

(答)

何回か聞いたことはあります。

(委員長)

次。松岡議員の言動による影響について、両事件共通、パワーハラスメントの確認を取りたいと思います。一つは、面談の場で机をたたくななどの暴力的行為はありましたか。

(答)

この件ですかね。いや、特に認識しておりません。

(委員長)

面談の後、心身の不調を訴えた職員は、あなたも含めていませんでしたか。

(答)

はい。

(委員長)

次。実際、その場で対応したあなたとしては、その時の議員の言葉や口調、顔つきからどのような感じを受け取りましたか。

(答)

やはり、話してるうちに、ちょっと気が立たれてるような形で、そういう中で大きな声が出たりはしています。そういう意味では今、なんで大きい声を出してるのか、そういう、何が原因やろかというのを考えながら、ちょっと聞いておりました。

(委員長)

松岡議員の発言で、「総務局長、今日は人事課長に言うて換えてくれ。秋にそんなできの悪いやつ。」「アカンのやったら、1人ぐらい飛ばしと

ってえな」とあります。この発言を聞き、どう感じましたか。

(答)

一連のある程度興奮した中での言葉だったんで、一時的なものであったのかなと、いうふうに解釈しておりました。

(委員長)

松岡議員は、補助金関係の発言をされていますが、要は自分の意向に迎合しないと、市の補助金獲得に尽力しない。市に不利益が生じるぞと主張されているようにも感じられます。あなたはこの一連の発言を受けて、本来すべきでない要求に応じざるを得ないと感じましたか。

(答)

姫路市からの直接要求したわけではないんですけども、それが引き金になって言うことを聞かなければいけないということにはございませんでした。

(委員長)

最後になりますけれども、松岡議員からの要求は、いわゆるパワーハラスメントであると感じましたか。

(答)

そう感じた場合もございました。

(委員長)

ありがとうございます。私からは以上です。

引き続きまして、中川証人に対して尋問されたい方はいらっしゃいますか。

(委員)

はい。

(委員長)

はい。常盤委員。

(問)

市民クラブを代表して質問します。よろしくお願ひします。

経緯書からですけれども。平成31年1月25日のところにあります、道路台帳として対応が必要な事項がないかという指示があったというところで、誰に指示をしましたか。

(委員長)

はい、中川証人。

(答)

あまりこれについての指示、指示をしていない、ちょっと記憶に。基本報告書、ひよっとすれば、道路総務課長に何らかの話をしたということです。

(委員長)

はい。常盤委員。

(問)

はい。少し記憶がついていうところがありますけれども、どういう趣旨でその道路総務課長に指示したのでしょうか。

(委員長)

はい、中川証人。

(答)

松岡議員が、確かこの報告書も持って来ましたので、こういうのを持って来たよということで、それを渡したと。

(委員長)

はい、常盤委員。

(問)

ということは、松岡議員からの働きかけに応えるための指示であったということでしょうか。

(委員長)

はい、中川証人。

(答)

そうです。持ってきたのを担当課長に渡したと記憶しております。

(委員長)

はい、常盤委員。

(問)

続きまして、その下に行きます。令和2年8月5日の基本地形図データ再構築及び道路台帳更新業務のプロポーザルを実施しておりますが、松岡議員からの要望を何か受けていませんか。受けましたか。

(委員長)

はい、中川証人。

(答)

受けておりません。

(委員長)

はい、常盤委員。

(問)

あ、はい、すいません。直接局長は同席しておりませんが、松岡議員は、威圧的な言動に加えて、公正取引委員会、検察や警察、建設委員会や市議会議長、国土交通省などの発言により、担当者や建設局の職務に不利益を及ぼされるのではないかと印象づけようとしております。担当者や建設局の職務は影響を受けず進めることができますか。

(委員長)

はい、中川証人。

(答)

はい。特に影響なく進めることができます。

(委員長)

はい、常盤委員。

(問)

はい。では、局長が出席しておりました、6月21日の令和元年度公園フェンス嵩上げについて、松岡議員からかなり威圧的な言動を受けていると感じるのですが、局長はどのように感じますか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

ご本人、声の大きい方ですので、確かにちょっと意見の疎通にあった時に、大きい声を出すんだということも承知しております。

先ほども言いましたように、何が原因でこういう大声を出されているのか、その辺の原因を考えながら聞いておりますので。

(委員長)

はい、常盤委員。

(問)

同じ6月21日の件ですけれども、松岡議員は威圧的な言動に対して、弁護士からのレクチャーにより正当化していましたが、正当な言動と感じましたか。

(委員長)

はい、中川証人。

(証人)

もう一度お願いします。

(委員長)

はい。常盤委員。

(問)

反訳書の後半のところに書いてあったんですけども、松岡議員は、威圧的な言動を、その打合せ中に入ったかと思うですけども、その中に、弁護士からのレクチャーにより、その表現というか話している内容を正当化しているように、読み取ったんですけども、当事者として正当な言動であると感じましたか。

(委員長)

はい、中川証人

(答)

特にその辺はちょっと印象に残っていないです。

(委員長)

常盤委員。

(問)

では、例えば6月21日のようなところの協議になるんですけども担当者が、繰り返し威圧的な言動を受けていると報告があった場合、不当な要求と判断しますか。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

先ほど何が原因でそういう大きな、威圧的になるんか、そんなんも含めて、総合的に判断すると思います。

(委員長)

はい。常盤委員。

(問)

入札について、平成30年度次期道路台帳システム計画策定業務委託の面談で同席した業者が、本事案以外に、市の入札に参加受注できるよう働きかけられたことはありませんか。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

特にありません。

(委員長)

はい。常盤委員。

(問)

建設局には、道路建設部や用地対策課があり、白浜地区では新しい市場に関わる整備などが進んでいると思いますが、道路整備や用地補償について要望を受け、威圧されたり、不当要求かもしれないと思ったことが一度もありませんか。

(委員長)

はい、中川証人。

(答)

この中には、少なからずとも、何回かあったと思います。

(委員長)

はい。常盤委員。

(問)

最後になります。松岡議員が、市の面談要求を行い、現在、入札に参加受注できるよう働きかけている事案はありませんか。

(答)

特にございません。

(委員長)

次、公明党。はい、川島さん。

(問)

ちょっと教えてもらいたいんですけど、公園のフェンスの改良等なんかは、公園のフェンスの改良は、他の自治会とか、そういうところで、同じような形で聞いたことはありますか。

(委員長)

はい、中川証人。

(答)

何件か事例はございます。

(委員長)

はい。

(問)

その時のスピードですか、それもほぼ松岡議員

の場合と同じような状況でしたか。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

その確認はしていません。

(委員長)

はい。いいですか。では、新生ひめじ、東影委員。

(問)

はい、公園フェンスなんですけど、まあ一松岡議員の発言の中に、「気いつけてもの言えよ、ぐらいいいことを職員に通知出しといてもええわ」ということがあります。これ局長からのその職員に何かお話しされましたか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

そのあとどうかの辺りでは、あんまり気にしなよくらいのことは言ったかもしれません。その程度かと思えます。

(委員長)

はい、東影委員。

(問)

地元の、松岡議員の地元の事業について、いろいろと議員が関わっていたとの認識はありますか。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

地域の事業には関心を持たれていると思います。

(委員長)

はい。東影委員。

(問)

地元で事業をした業者から聞いたんですけども、まず松岡議員のところに挨拶に行けということを知りましたが、そのことは知っておられましたか。

(証人)

この範囲内でお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

(委員長)

はい。

(答)

地域の代表ということもあり、行っているということも聞いております。

(委員長)

はい。

(問)

1点、先ほど常盤委員がおっしゃった用地買収について、松岡議員の嫌悪によって有利に働いたと思われる事案はありますか。

(答)

特にございません。

(委員)

はい、いいです。

(委員長)

はい、萩原委員。

(問)

何点かお聞きしたいと思います。まず、不当要求のおそれという判断をされたのは局長だということだったんですが、いろいろ相談してということで、職員倫理課に相談をされたということはさっき出しましたが、例えば、上級の幹部職員に対して相談をかけられたということありませんか。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

記憶にございません。

(委員長)

はい、萩原委員。

(問)

記憶にないということはないということでしょうか。

(答)

幹部職員、上級から…、不当要求等…、ございません。

(問)

あとですね、不当要求のおそれという判断をする理由の一つに、継続的な関係があると、市議会議員とは継続的な関係があるということによって

てますけども。例えば、自治会長さんなんかも、同じような継続的な関係があるのかなと思ったりするんですが、その、最後、局長の中で、どのように判断されているのか。

やはり、市議会議員、特に当該議員に対しては、何か別の思いがあったのか、いやなかったのか、その辺りの判断を、判断された理由についてお聞かせください。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

市議会議員との関係性につきましては、当該議員に関わらず、面談の時には地域の代表と話していただくという心構えで、いつも対応はしております。特に、松岡議員だからということでの、特に特別の、こういうものは持ち合わせてなく、ただ、幾ばくか。そういう気持ちはあって、やや緊張感を持ちながら対応はしております。

(委員長)

はい。萩原委員。

(問)

あとフェンスの件なんですけども、国交省で、補助金を獲得して、それについて副市長が同意をされたということで先ほど、松岡証人のときの証言であったんですが、通常ですね、通常、こういうフェンスの工事をするとき、予算の流れとして、前年度に予算計上をしまして、事業化計画を上げといて、翌年度にするというのが通常かなと思うんですが、この事業ですね、この事業については、いつ計画を上げて、予算をつけて実行されたのかっていうのは、分かる範囲で結構ですので教えていただけますか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

6月5日の面談のときに、施工することが決まったと思います。で、6月21日を経て、その後、工事の分割発注に至ったと記憶しております。

(委員長)

はい。萩原委員。

(問)

ということは、6月5日までは、工事をするかどうか決まっておらずに、その時点で決めて、もう既に21日には発注をされるということになったということでしょうか。

(委員長)

はい、中川証人。

(答)

6月5日までは地元とどういう対応したらいいかなという話をするつもりだったと聞いております。

で、発注時期につきましては、ちょっと私、細かくちょっと確認しておりませんが、早期に発注したという記憶はございます。

(委員長)

はい。萩原委員。

(問)

最後、確認なんですけども、通常、まあ、額がそんなに高くはないとはいえ、ある程度事業計画を前年度に上げておいて予算要求をしてっていうケースが、多いのかなというふうに思うんですが、そういう行為を取らずに、事業化をして事業執行に至ったと、いうことよろしいでしょうか。

(答)

一般的にフェンスが壊れたっていうとか、そういうときなんかは、修繕費でフェンスを直すんですけど、ちょっと緊急性もありまして、本来なら、そういう新しいものにつきましては整備費の中で行うんですけども。今回、ちょっと住民の方もお困りになっているということで、維持費のほうから捻出したと聞いております。

(委員)

はい、結構です。

(委員長)

では、創政会。

(問)

創政会を代表して質問いたします。まず、次期道路台帳システム計画策定業務について、この事態に至った経緯についてご確認させていただきた

いと思います。

まず、入札に関しての仕様書ですけども、仕様書に書いていなかった既存システムの拡張、そして新規システムということで、どちらになるか分からないという内容を、職員の方、担当者の方がたぶらかしてる、ということで本当に明確に言ってない。そして、それについても、返答されてないということなんですけども、その当時のことを局長は、誰からその内容を確認されたか、教えていただけますか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

そのシステム等の内容の公募の中身については、道路総務課長から説明を受けたと思います。

(委員長)

はい、妻鹿委員。

(問)

それでは次に参ります。同じく道路台帳システムの件ですけども、平成30年以降から、現在までの道路台帳システム、どこが請け負われているのか、また、データベースは新規で作成されたのか、それとも従来のもと、継続されたのか教えてください。平成30年は、この経緯の中でパスコが計画されたということが確認できます。それ以降のことについてお聞かせください。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

31年に、今回新しい道路台帳業務委託ということで、プロポーザルにしまして、これについては、国際が。あと令和元年に、また違うシステム。それぞれがちょっと来年度の新しい、30年度の基本業務委託を受けて、令和元年、2年度とで令和5年に稼働するべく、が、ちょっとすいません。記憶があいまいで…。

(委員長)

はい。

(問)

その辺りはどうですかね、詳細にお答えいただくには。

(証人)

ちょっとお待ちください。

(委員長)

はい。

(答)

平成30年度に、今回のここに上がっております道路台帳策定業務委託はパスコが取っております。令和元年、2年と道路台帳更新業務委託を国際航業が取っております。

以上です。

(委員長)

はい、妻鹿委員。

(問)

それでは次、ネットフェンスの嵩上げについてですけれども、これも、この不当要求行為のおそれに至ったその原因、当局は謝罪されておりますけれども、一体どういった原因があるのか、お聞かせください。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

これにつきましては、31年の3月に面談で要望を受けましてから、次の6月、選挙を経て6月までの間3か月程度の時間が過ぎて、その間、無作為だということで、住民が困っているから早くしてくれというところから、そのところから早期に工事をするべきであるという判断でこういうことになったと記憶しております。

(委員長)

はい、妻鹿委員。

(問)

この3か月間というのは何もされていなかったということですか。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

そうですね。日程を追うところで選挙になりま

したので、その間、まあ、飛んだということは聞いております。

(委員長)

はい。次。自民党、宮本委員。

(問)

道路台帳のほうですけれども、入札の結果はどうなりましたか。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

これは、プロポーザルでパスコに決まりました。

(問)

その後、何件かあるやろ。この経緯書見たら。再構築業務は、国際航業であって、その後の部分。

(答)

この令和2年度に出したプロポーザルにつきましては、これは国際とパスコとGEOソリューションが3社の連名で請負。

(委員長)

はい。宮本委員。

(問)

入札の結果については、松岡議員が満足するような内容やったんかね。

(委員長)

はい。

(答)

特に、感想は聞いておりません。

(委員長)

はい。

(問)

その後、松岡議員からは、こんなに執拗なね、2年間にわたって不当な要求が出されてきたわけやけども、その後、何か要求とか、まあ、意見とかは出ましたか。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

これについては、あの聞いておりません。

(問)

ごっついそれがね、ここまでの内容見てたら、途中で突然、自分の満足するような結果でなく、国際航業さんが取っとなやしね、そこでピタッと止まったのが気になるんやけど。その後、例えば国際航業さんと、当該事業者と一緒に仕事をしているような、姫路市の事業を請け負ってるようなことはありますか。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

その辺ちょっと私、確認しておりません。

(委員長)

はい。宮本委員。

(問)

一部で市当局が市の事業等を請け負った業者にね、まあまあ、一部地域の仕事に関しては、松岡議員が関係する団体に挨拶に来るよというこを、当局から指導されるというような話を聞いて。

また、挨拶に行ったらね、その団体に対して、金銭の提供あるいは便宜の供与等促されたという話を聞くんですけども、この件に関しては、証人は把握しておりますか。

(委員長)

はい。証人。2点。

(答)

はい。団体があるというのは、これにもちょっと出てますけれども。地域の代表はやっぱりということで、挨拶に行くというのは聞いておりました。必要に応じては行っているということも言っていたと記憶しております。

(委員長)

はい。以上でよろしいか。

(委員)

はい。

(委員長)

次、谷川委員。ちょっと待ってね、中川証人、あの、当初30分程度と言うておって、少し私が運営が下手なため延びてるんですけど、ご了解をよ

ろしくお願いいたします。では、谷川委員。

(問)

道路総務課へ働きかけた経緯というところで、先ほども出たんですけども一番最後のこの令和2年8月5日の基本地形図データ再構築及び道路台帳更新業務のプロポーザルで、この8月26日に、この3社の共同体で、落札、契約がされてるんですけども。その以前でしたら、パスコとか、国際航業とか、1社のみなんです、ここへ来て、この共同事業体ということになってるんですけども。なぜ共同事業体になったのか。説明していただけますか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

事業規模も大きく期間も数年となつてございましたので、1社では人的にも足りないということで、3社で、そういう募集要項の中で、ちょっと3社でなきゃいけないとか、ちょっとその辺の条件はちょっと記憶にございませんけれども。

複数でそういうことはできるところで、事業規模とか、そういうのを勘案して募集したというところがございます。

(委員長)

はい、谷川委員。

(問)

はい。私、建設関係はあまり詳しくないんですけども、例えば、新たなコンベンションセンターを造るとか、大きなのは、中央の大きな建設業者と地元の建設業者とのジョイントっていうのはあるんですけど、こういうシステムとか、道路台帳とかそういうので、ジョイントっていうのは過去にもあったんですか。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

ちょっと過去の、そういう事例は私は記憶してございません。

(委員長)

はい。谷川委員。

(問)

先ほど委員長からの質問で、松岡議員はことあるごとにその補助金云々ということをね、言われて、そういう何回か聞かれたって、先ほど証言されてたと思うんですが、そういう松岡議員の働きかけによって、そういう、国の補助金っていうのが左右されるんですか。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

その辺は確認のしようがございません。

(委員長)

はい、谷川委員。

(問)

そういう、建設、そういうことに対して、確認できないとかそうじゃないとか、否定はされなかったんですか。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

しておりません。

(委員長)

はい、谷川委員。

(問)

なぜ、否定をされなかったんですか。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

いや、それが本当かどうか確認できませんので、話の中の期間だったということで、それはそれで聞き及んでるということでございます。

(委員長)

はい。谷川委員。

(問)

先ほども答弁の中で不当要求行為としなかった、まあ、おそれにとどめたということなんですが、先ほど委員長の質問に対して、倫理課と相談して、その審査会を申し入れたらどうかという助言もあ

ったって言われましたよね。

その助言がありながら、おそれにとどめた理由を説明してください。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

その事案が、一つの一過性のものであって、後々尾を引かないものであったのと、あと、議員と職員との関係を考慮して、私がそのように判断して、そういうことです。

(委員長)

よろしいか。はい、次、維新の会 大西委員。

(問)

委員長の質問についてなんですけど、フェンスの見積りを業者2社続けて出した、それに中川局長は、選定理由には関与してないとおっしゃられたんですけど、その関与は部署は、担当者は分かりますか。

(委員長)

はい、中川証人。

(答)

部署は公園整備課。担当については、特定の人物は…。

(委員)

はい。結構です。以上で。

(委員長)

はい、最後、牧野委員。

(問)

私は最後なので、重複する点も若干あるかも分からないですけども、先ほどから証人のご答弁を聞いてると、正直、責任意識があってかないのかちょっと正直分からない部分もあるんですが、先ほど谷川委員が言われました審査会の開催も提案をされたという中で、私は本会議でも確認をしたんですけども、この報告書の、いわゆる担当者レベルの報告書の段階では、不当要求行為か、不当要求のおそれ、その他という項目は、これはあるのは承知してるんです。

最終的に、通常の要望なのか、不当要求行為な

のかっていう判断を本来せざるを得ないと思うんですけど、そのために、本来判断しがたい部分については、審査会を開催して判断してもらおうという条例上、そういう手順になってるんですけども、これを証人自身がおそれという判断で、決着をつけた、これ、建設局長として証人の権限でされたということによろしいですか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

証人の権限（「建設局長」のという声あり）。この一つの案件が例えば何回も何回もわたって、そういう要望をされるわけでなく、これが一つで終わっておりましたので、それで、とりあえず、完結したということで、これは、適切な判断と、確かに明確な基準的でないんですけど、これについては、これで収まったということでおそれということで一つの様式の中で収めた。

(委員長)

はい。牧野委員。

(問)

この件について、本会議でもお尋ねして、結果としてきちんとした回答がなかったんですが、先ほど、質問もありましたが、萩原委員のところですかね。上級幹部、副市長等に、ご相談されたことがありますか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

こういう件ではございません。

(委員長)

はい。牧野委員。

(問)

ということは、結果として、担当レベルでは、不当要求だということで対応されたことを、結果的に上司である中川局長が、証人自身が、ある意味覆したということになると、職員さんを、いわゆる部下を守れてるという認識はありますか。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

勝手ながらに、それがベストではないですけど、適切であったとの判断で当時はさせていただきました。

(委員長)

はい。牧野委員。

(問)

結果として、職員倫理審査会から、不当要求であるという認定を受けたんですけども、それを受けてどう思われました。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

これ自身議会の議員の皆様、全体に掛かったような、この要望が何ら出てなかった。皆さんに対しても、ご迷惑をかけてるということも結構ございましたので、この際、やっぱり、見る目によっては違う判断も要るのかなあということもございまして、審査会に判断をという思いです。

(委員長)

はい。牧野委員。

(問)

結果として証人の判断によって、まさに今言われたように、議会も巻き込んだ、混乱を招いたということが、否定できないんだと思うんです。

そこの責任を、中川局長自身が一手に引き受けると。私自身が悪かったという認識でよろしいんですか。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

この件につきまして私が判断していましたわけですけども、このような、大きな事案になるとはつゆにも思っておりませんでした。

ただ、この不当要求のおそれを見たその議員が、こういうのをそこに書いてるんだなということ、ちょっとやっぱりそういう、もうちょっと言動とか、ある程度、配慮しているのかなということに

つながればいいということ。

(委員長)

はい。牧野委員。

(問)

最後に、先ほどから令和2年の8月5日の基本地図データの再構築及び道路台帳更新業務のプロポーザルの件も何人かの議員の方、尋ねてられるんですけども、これ自身はいわゆる建設局主体の業務ですか。

(委員長)

はい。中川証人。

(証人)

つまり、何年度のことでしょうか。

(委員)

令和2年8月5日。

(答)

これは、財政局…。

(委員長)

はい。牧野委員。

(問)

財政局が所管のこの業務であるということは、直接建設局は関わってないと理解してよろしいんですか。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

この中に道路台帳業務も一緒にしていただくということで、一緒に合併発注しています。

(委員長)

はい。

(問)

メインが財政局が窓口ということですから仮に何らかの働きかけ、松岡議員から働きかけるんであっても、建設局への働きかけはないと理解していいんですね。

(委員長)

はい。中川証人。

(答)

私はその辺、記憶にはございません。

(委員長)

以上で中川吉郎氏に対する疑問は終了しました。

中川証人には長時間ありがとうございました。

それではご退席ください。

証人尋問（中川吉郎氏）終了

13時58分

[中川吉郎氏退室]

(委員長)

それでは、続いて、土井強氏を証人席に案内します。事務局。

[事務局職員の案内で土井強氏が入室、証人席に着席]

証人尋問（土井強氏）

13時59分

(委員長)

ただいまから、本件について土井強氏から証言を求めることにします。

なお、土井証人が証言を行うに当たり、メモ等を持参することを許可していますので、ご了承承願います。

土井証人におかれましては、お忙しいところご出席くださいましてありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほどお願いします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっています。

これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっています。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関する

とき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教または祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は、証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。

それ以外には、証言を拒むことはできません。

もし、これらの正当な理由がなくして証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。

この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっています。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっています。

一応、以上のことをご承知になっておいていただきたいと思えます。

今から、証人に宣誓を求めますが、テレビカメラの撮影は一旦ここまでとなります。マスコミ関係の方はテレビカメラの撮影を中止してください。

それでは法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立を願います。

[全員起立]

(委員長)

宣誓書の朗読を願います。

(証人)

私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

(委員長)

日付。

(証人)

令和3年、2021年1月21日。土井強。

(委員長)

ご着席を願います。

[全員着席]

(委員長)

それでは、宣誓書に署名捺印を願います。

これから証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度、委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問している時は、おかけになっていてよろしいですが、お答えの際は、ご起立を願います。

また委員各位に申し上げます。

委員の発言については証人の人権に留意されるよう要望します。

これより土井証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことにします。

まず、あなたは土井強氏ですか。

(答)

委員長、はい。

(委員長)

現在の本市における所属と身分をお述べください。

(答)

はい。建設局道路管理部道路総務課課長です。

(委員長)

はい。では、私のほうから質問いたします。

まず、次期道路台帳システムに関する業務確認をいたします。事件の背景を確認するためにも、次期道路台帳システム計画策定業務委託に係るプロポーザルの実施の概略と、その後の流れを教えてください。

(答)

はい。委員長。道路台帳システムにつきましては、令和3年3月で、現在のシステムの契約が切れることから、新しいシステムを導入する予定となっております。

それにつきまして、新しいシステムを導入するに当たりまして、どういったシステムにするのか、それを検討する上において、市職員はシステムについては素人ですので、プロの検討で計画策定をする予定で平成30年に計画策定業務委託を発注しております。

それにつきまして、その後、令和元年に、その計画策定業務で作成した仕様書に基づいて、今度は台帳システムの更新業務委託を発注しております。それが、令和元年、令和2年の契約期間になっておりまして、令和3年度から新しいシステムになることとなります。

以上です。

(委員長)

はい。次。平成30年5月15日付の記録票兼報告書では、当時の現契約業者は国際航業でした。

音声データや反訳書から、松岡議員と同席した業者さんの主張は、既存システムの拡張が次期道路台帳システム計画策定業務の前提であるとの認識でしたが、結果として、この業務委託に係るプロポーザルを受注したのは、議案の経緯の資料では、パスコという企業ですが、これはシステム拡張を前提とする企業だったのですか。

(答)

はい。委員長。システムそのものを活用してする計画ではございませんでした。

(委員長)

松岡議員の面談要望に関して、次期道路台帳システムに関する業務について、その後の計画変更

がありましたか。

(答)

はい。委員長。松岡議員の要望については理由がないので、何ら変更はございませんでした。

(委員長)

次。業者を同席させた上で、他の業者を入札から外すよう要求する主張について確認します。このような行為をどう感じられましたか。

(答)

はい。委員長。職員倫理条例に基づく不当要求であるとともに政治倫理条例に基づく不当な行為だというふうに感じました。

(委員長)

はい。何らかの、先ほど申し上げたわけですが、問題があると感じたならば、職員倫理課や、契約課などに対処を求めて、相談いたしましたか。

(答)

はい。

(委員長)

証人。

(答)

具体的に対処を求めませんでしたけれども、不当要求行為として記録を職員倫理課のほうに送付しました。

(委員長)

職員倫理課に送付したんですか。

(答)

はい。

(委員長)

はい。次。

記録票兼報告書について確認しますが、職員倫理審査会の答申が出るまでは、本件における種別区分が、不当要求行為のおそれでした。これはあなたを含む、実際に対応された職員のみでの判断ですか。それとも決裁上位者である部長、局長や人事課等とも協議の上で決定したのですか。

(答)

はい。委員長。当初、担当した職員と私の感覚

では、不当要求行為だということで決裁を上げ、局長もそれに承認して、職員倫理課のほうに送付いたしました。

その後、職員倫理課のほうからその記載内容について、具体的にどういった行為、どういった発言が不当要求行為に当たるのかについての記載が、不十分だということで、当時の職員倫理課長と共同で記載内容のまとめ直し等をずっと行ってきて中で、当該行為の、特定の業者に不利益になるような発言については、単なる議員の意見を表明しただけだ。例えば、もう一つ、担当職員の不正を疑うような行為についても、行政を監視するものとして当然の発言だというような言い逃れが可能だ、そういうふうにされる可能性があるということで、特に職員倫理課と相談する中で、議員の行為については直ちに犯罪に抵触する等の行為でない限り、不当要求として、報告するのは困難だ、という判断で、建設局長とも相談の上で不当要求行為のおそれというふうに記載を変更しました。

(委員長)

報告者であるあなたの判断をお聞きいたします。報告書作成段階から、あなたは今回の事件を、不当要求行為のおそれが妥当であると判断していましたか。

(答)

はい、委員長。不当要求行為のおそれではなく、不当要求行為だというふうに思っていました。

(委員長)

次、松岡議員の言動による影響についてです。面談の場で机をたたくななどの暴力的行為はありましたか。

(答)

はい。暴力的行為はありませんでした。

(委員長)

面談の後、心身の不調を訴えた職員は、あなたも含めていませんでしたか。

(答)

はい。心身の不調は訴えておりませんが、担当職員は、人事課、私、所属長の私、職員倫理

課課長の前で、不正を疑われたことで、そういった人事課長等が自分に対して、自分の業務に対して疑念を抱いてるんじゃないかという不安を感じているというふうに相談されました。

(委員長)

松岡議員の発言で、「アンタ！それはホンマに間違いないか、電話番号、ずっと調べさせてもうて、ざっと出て、はっきり腹くくって言わなあかんで！」、「政調でいっぺん、あんたとこの電話番号をかたっぱしから3か月調べるけどよな。」とあります。この発言は担当者に向けられたようですが、同席していた上司である、あなたはどのように感じましたか。

(答)

はい。自分の主張を通すために、あらぬ嫌疑をかけて脅迫し、我々の意見を議員側に迎合させる目的があったというふうに感じました。

(委員長)

はい。松岡議員の発言で、「中身によっては否決して、委員会で根回しして、さっとでええわ」、「建設委員会、市議会議長に対して、今度のこの案件、認めんとってくれと、いうふうな話やったら」とある。また、「我々が市民の声を代弁して、主権者たる国民の皆さんの意向に、やっぱり沿って納得できるような形で、お仕事をさせていただきたいな」等があります。あなたはこのような発言を聞いてどう感じられましたか。

(答)

はい。委員長。市議会議員は、地方公共団体の意思決定をする立場であり、なおかつ市民の負託を受けて行政を監視する立場ですので、当然そういった指摘は、妥当だと思いますけれども、今般内容については、それに当たらない、我々がそれに反するようなことをしていないというふうに思っていましたので、理解をいただくために丁寧な説明、ご了解が必要かなというふうには感じておりました。

(委員長)

最後に。松岡議員からの要求は、いわゆるパワ

ーハラスメントであると感じましたか。

(答)

はい。市会議員が、市職員に対して優越的な地位にあること、口頭の表現内容から考えますと、パワーハラスメントに該当するというふうに感じております。

(委員長)

はい。私からは以上です。

引き続きまして、土井証人に対して尋問されたい方はいらっしゃいますか。

(委員)

はい。

(委員長)

はい。常盤委員。

(委員)

市民クラブを代表して質問します。

(委員長)

はい。

(問)

平成30年度次期道路台帳システム策定業務委託についてというところですが、その中の打ち合わせの中で、姫路市、皆さんと業者は技術的な話し合いで仕様を確認していましたが、松岡議員は様々な表現を用いて、威圧的な言動を行い、特定業者を外す働きかけをしていましたが間違いありませんか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

間違いありません。

(委員長)

はい。

(問)

では、100分間にわたる拘束について確認させてもらいます。松岡議員が仕様確認に注力した発言をしていれば短い時間で散会できたと思いますが、証人はどのように感じましたか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

はい。その時点では、議員また同席した業者に納得していただけるようにすることに注力しておりましたので、実際にかかった時間よりも、短くは感じておりました。

(委員長)

はい。常盤委員。

(問)

はい。日付が入った経緯書についてですが、その資料に基づくと、平成28年10月3日と今回の事案の平成30年5月15日にそれぞれ業者が同席しているとあります。平成28年10月3日の業者と平成30年5月15日の業者は同一業者ですか。

(委員長)

はい。証人。

(証人)

業者名をお答えしなければ…。

(委員長)

いや、同一かどうかだけで。

(答)

同一の業者になります。

(委員)

結構です。

(委員長)

はい、次。

(問)

続けて。平成31年1月25日について、建設局長より指示を受けておりますが、先ほど建設局長も総務課長に指示をしたという話をしておりました。

指示を受けておりますが、確認して何か問題はありませんか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

基本地形図と道路台帳に係る業務については、今のところ、地図データを扱う業務だという上では共通点はありましたけれども、こちらに記載の報告書内容について直ちに道路台帳として、記載内容に応じた対応しなければならないというよう

な判断をしませんでしたので、そのように局長に報告しました。

(委員長)

はい。常盤委員。

(問)

確認しますが、道路台帳として、特に問題がなかったという回答でよろしかったですか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

道路台帳システムとしてここに記載している報告書の内容に照らして直ちに対処しなければならないというふうな判断はしませんでした。

(委員長)

はい。

(問)

はい。次、続きまして、令和2年8月2日の基本地形図データ再構築及び道路台帳更新業務プロポーザルを実施しておりますが、松岡議員から要望を聞いていませんか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

はい。要望はありませんでした。

(委員長)

はい。委員。

(問)

現在の道路台帳システム計画策定業務は、財政局の所管ですが、もともとは総務局の所管でした。

松岡議員はこの事案について、財政局や、当時の総務局の担当者に相談、要求を行っていましたか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

はい。承知しておりません。

(委員長)

はい。常盤委員。

(問)

続きまして、本事案、今回のこの事案以外に、このたびの業者を市の入札に参加受注できるよう働きかけられたことはありませんか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

はい。本事案以外ではございません。

(委員長)

はい。

(問)

承知している範囲なんですけれども松岡議員が、市に面談、要求を行い、現在入札に参加受注できるよう働きかけている事案はありませんか。

(答)

はい。ございません。

(委員長)

はい。

(問)

最後です。この打ち合わせ、この5月15日の打ち合わせのときなんですけれども、松岡議員は威圧的な言動に加えて、公正取引委員会、検察や警察、建設委員会や市議会議長、国土交通省などの発言により、担当者や建設局の職務に不利益を及ぼされるのではないかと印象づけようとしています。

担当者や建設部の職務は影響を受けず進めることができますか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

はい。職務を精査した上で、影響がないというふうに感じれば、もちろんそういった発言があっても何とも影響がないと思いますけれども、個々の事案について精査が必要であるというふうには感じます。

(委員)

以上です。

(委員長)

はい。公明党。副委員長。

(問)

委員長が質問されたこと、確認という意味でなるかも分かりませんが、不当要求と感じたということで、局長と相談して、職員倫理課のほうにこのように出したということによろしいですか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

当初、不当要求行為として決裁を上げ、局長に承認いただいて、職員倫理課のほうに報告しております。

(委員長)

ちょっと確認しますが、当初は局長も決裁に判を押したわけですか。

(答)

はい。押しております。

(委員長)

はい、分かりました。はい。

(問)

その後、職員倫理課のほうから、こういう場合は、考えたらどうかということでの相談があって、変えたということでしょうか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

当初の相談はあくまでも不当要求行為を裏づける記載について、より具体的に分かるように記載しなければならないということで、相談を継続しておりました。で、事案が起きたのが5月ですけれども、そういった間にずっと継続的に、内容記載について相談していた中で、当然こういった不当要求行為をこれからやめて欲しい、やめさせなければいけない、というのも合わせて一緒に検討していたところなんですが、記載内容を精査する中で、市会議員として、抗弁できる、抗弁される可能性があるというふうに感じましたので、双方で不当要求のおそれにせざるを得ないのかなというところで、局長、そういった総務局等と相談しながら、おそれいう記載のほうに結論が振れていったんだというふうに記憶しております。

(委員長)

はい。副委員長。

(問)

そのことで、担当職員だったかもしれない、担当職員のその後のギクシャク、そういうのはなかったですか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

担当自身におそれになることについて、直接的に、話したという記憶は、あまりありませんから、建設局長が担当におそれにする旨を説明して了解を得たというふうに聞いておりましたので、それについて了解したんだなというふうに担当のほうに、言ったふうに覚えております。

(委員長)

はい。

(問)

最後、不当要求という形で出すのは今回初めてということによろしいですね。

(委員長)

はい。

(答)

はい、初めてです。

(委員)

結構でございます。

(委員長)

次、創政会。

(委員)

はい、創政会を代表して質問をさせていただきます。

(委員長)

ごめんなさい、間違えました、新生ひめじの東影委員。ごめんなさい。

(問)

土井証人にお伺いしますけれども、まず松岡議員に呼ばれたときに、次期道路台帳システムに関係する業者が同席していることについてどういうふうに思われましたか。

(委員長)

はい。証人

(答)

業者を同席させるということは、どのように、その業者に、業者の同席させてる意味、業者になんらか有利なように運ぶようなことを想起させる行動だなというふうに感じました。

(委員長)

はい、東影委員。

(問)

100分によるそういった拘束の中で、私ら100分の立場で聞いてたらちょっと正常な判断できひんような気になるんですけども、その上に、横に業者が同席したということで、まあ、いま答弁いただきましたけど、そういう圧力的なことは感じられましたか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

はい、圧力は感じておりました。

(委員長)

はい、東影委員。

(問)

では、業者に有利になるような働きかけをせなあかんというふうな思いが湧いてきましたか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

それは湧きませんでした。

(委員長)

はい。東影委員。

(問)

最初の不当要求行為ということで、それから不当要求のおそれというふうに、自分の考えを変えられたことについてどう思いますか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

職員と市議員との関係性の運用においては、

致し方ない判断なのかなというふうに思いました。

(委員長)

はい。

(問)

上司の判断によるものとは思わなかったということですね。

(委員長)

東影委員、もう少し分かりやすく。

(問)

はい、不当要求の行為から不当要求のおそれに変えられたということは、自分の考えが曲げられたと。

(委員長)

はい。

(答)

はい。不当要求だと今でも思っておりますが、先ほど申し上げましたように、市議員と職員の関係性の中では、直ちに犯罪だというふうなことが言えない限りは、不当要求とするのは、非常に困難だというふうに感じて、不当要求のおそれと記載を変えております。

(委員長)

はい。

(問)

それじゃその行為に対して納得されたわけですね。

(委員長)

はい、証人。

(答)

うーん、納得…。事実としてそう行動する必要があると感じました。

(委員)

はい。結構です。

(委員長)

はい。

(委員)

続けてよろしいですか。

(委員長)

はい。萩原委員。

(問)

2点ほどお聞きしたんですが、まずこの経緯の中で平成28年5月9日に松岡議員から道路総務課への働きかけは、始まったということになってるんですけども。当初は担当課レベルだったのか、当初から道路総務課長も関わっておられたのか。そこについてまずお聞きしたいと思います。

(委員長)

はい、証人。

(答)

この当時は前任の課長ですが、そのときの課長から引き継いだ記録が残っておりまして、その中に対応者の中に、前任の課長の名前が記載してあります。

(委員長)

はい、萩原委員。

(問)

局長まで、例えば、この内容について知らせられた、提示をされたのはいつなんでしょうか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

記録ではその翌日には当時の建設局長に報告したというふうに、記載になってたと思います。

(委員長)

はい。萩原委員。

(問)

道路管理システムについては、この反訳書を見ても、道路総務課として課題として考えてて、まあ、更新の際には、今、課題を解決しながら、よりよいものを作りたいというような、意思が、特に課長の発言の中から感じられたのかなというふうに思っています。

で、今回、この3つですね、の業務を発注する中で、それについては達成ができたというふうに考えておられますか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

主にベンダーロック、特定するシステムを開発した業者に依存しなければならないシステム、というのが一番の課題だったと思いますので、それについては解消されているものと思っております。

(委員長)

はい、萩原委員。

(問)

この3つの業務委託なんですけども、それぞれのかかっている費用っていうのが、分かれば教えてもらいたいんですけども。

(委員長)

はい、証人。

(答)

はい、委員長。次期道路台帳システムの計画策定、一番最初の委託なんですけど、そちらは、602万6,400円。次に、道路台帳システム再構築業務が、元年度と2年度で合わせて5,483万710円。最後に、基本地形データ再構築及び道路台帳更新業務、こちらは、工事技術検査室所管の基本地形図データを含めてになりますけど、令和2年から令和5年までの契約で、合計が5億600万円。

(委員長)

幾ら。

(答)

5億600万円となっております。

(委員長)

はい。

(問)

最後の更新業務委託が、かなり高額になってるんですけども、3社の共同企業体でやってるっていうのは、やはりそういう業務が膨大で、煩雑であると、より高度になってという意味合いがある。これ、まあ課が違うので、課長が答えられる範囲で結構ですので、答えていただけたらと思います。

(委員長)

はい。

(答)

はい。道路台帳システム、すいません、道路台帳のデータを更新していく業務、これが3か年分入

っておりますけれども、これまで、1年分のデータ更新については、2社に分けて発注しておりましたので、それを3年分ですので、共同事業体でやる、というのは一つの理由になるかなというふうに思っております。

(委員長)

はい。

(問)

再度すいません。不当要求行為と感じたと、当初感じたということなんですけども。その理由をもう一度確認させていただきたいんですが。業者を外すようにと言われたということと、もう1点は、私もしっかり書き留めてないんですけども、不当要求行為と感じた理由について再度確認をさせていただきたいと思います。

(委員長)

はい、証人。

(答)

一つは特定の業者を、同席させて、それ以外の業者を入札から除外するように求められたことが一つですね。もう一つは、今回はその当時の発注について、担当者が、既存システムの担当者と何らかの癒着があったのではないかというふうな発言に対して、それが全く、いわれの無い要求ですので、不当要求に当たるというふう感じた。

(委員)

はい。ありがとうございます。

(委員長)

よろしいか。

(委員)

はい。

(委員長)

次、創政会。

(問)

はい、創政会を代表して質問させていただきます。まず、事態の経緯の確認ということで、次期道路台帳システム計画策定業務について、お伺いさせていただきます。この業務委託という、入札名称の作業内容について、教えていただけますか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

令和3年度で、現システムが期限が切れる形になって使用できなくなりますので、それまでに、新しいシステムを作るに当たりまして、今までの道路台帳でやってた機能だけではなくて、建設局内の他業務、例えば工事台帳でありますとか、要望の管理でございますとか、そういった共通する業務を一括で行えるような業務にする目的を持って、新しいシステムを作るための、ために、どういった仕様が、どういったメーカーのものがあるか、調査した上で、姫路市が一番求める仕様を作成することを焦点にしておりました。

(委員長)

はい。妻鹿委員。

(問)

はい、委員長。それとですね今、議論されてます新規システムと、既存のシステム、これについてどう違うのか教えていただけますでしょうか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

先ほど申しましたように、まず一番最初に、既存システムでは、システムを構築した事業者依存しなければそのシステムの改修とかができない、もしくはデータの移行とかができないという点をまず排除すること。それと建設局内、当初は建設局外も含めてですけれども、地図システム、地図データを使ってする共通する業務について、できるだけ、この一つのシステムの中で、機能・運用できるようにいうことを目指しておりました。

以上です。

(委員長)

はい、妻鹿委員。

(問)

はい。委員長。それとですね。例えばですね、今回、問題になってます、既存システムを使うのか、新規システムに変わるかもしれないというこ

とで言った言わないといった議論があるんですけども。この時点で言えば、例えば、新規システムになるということでもいいんでしょうか。その議論をしてること自体がちょっとおかしいんですけども。今、課長が言われるようであれば新規システムに移るということによろしいんでしょうか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

その時点では、先ほど私が申し上げたとおりで、直接、担当職員にその内容を尋ねられてもお答えできない内容ですので、当初からその目的だったのかという質問でしたら、そうですというふうにお答えします。

(委員長)

はい。妻鹿委員。

(問)

例えばですね、新規システムと既存システムの違いをご説明いただいたんですけども。やはりこれ、入札するに当たってですね、この予算的な部分を新規システムで入札されるのと、既存システムで入札されるのでは違いがあると思いますが、その辺りいかがでしょうか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

はい、違いはあると思いますが、コストに見合ったものを作ることを目標としておりました。

(問)

はい。委員長。それではですね、予算があるということは、当初からもう新規であったということで、よろしいでしょうか。

(委員長)

はい。証人。

(証人)

新規であったということは…。

(委員長)

質問者、もう少し具体的に。

(問)

はい。システムについてですね、既存のシステムを使われるのか、また新規のシステムを使われるのかということで、まあ、松岡議員と担当職員が議論されてるわけでございますけども、今回、新しく入札する中で、そのシステムを既存のまま使われるのか、それとも新しく変えて新規のシステムに変えていくのかというところでございます。

(委員長)

はい。証人。

(答)

新しいシステムに、全く変えていく予定で予算要求をしております。

(委員長)

はい。

(問)

それでは先ほどもちょっと局長のほうで質問させていただいたんですけども。今回、入札について、仕様書に書いてなかったのも、事前に確認された際、既存システムの拡張だというお話を担当者から聞いてると。話をしたところ、担当者は、ここで言った言わなかったという議論する気はないのと返答し、既存システムを使うかもしれないし、既存システムに変わるかもしれないという内容だと、話をはぐらかしており、明確に言っていませんと、返答していないのですが、担当者がその当時、本当に言っていなかったのかどうか、担当者にきちんと確認されたのか、お聞かせください。

(委員長)

はい。

(答)

確認いたしました。

(委員長)

はい。

(委員)

以上です。

(委員長)

はい、分かりました。次、自民党無所属。

(委員)

はい。

(委員長)

はい、宮本委員。

(問)

ちょっと聞きたいんですけどね。午前中、松岡議員に確認したんですけども、こういった松岡議員が物を要求するときの言動、行為、我々が見たら恫喝にも触れるようなね、行為について、普通やという認識を持っておられたんでね。

私としては、ではこういったことが、通常、普通に松岡議員にとっては、普通の行為としてやられてるのかなというふうには感じたんですけど。この事案についての、道路の事案についての、議員が道路総務課へ働きかけた経緯がね、平成28年からずっと2年あまり続いたわけですね。その中で、こういった今回の不当要求行為とされる内容の言動があったのか。これまた今回、なんでこれを、録音しようと思ったのかを教えてください。

(委員長)

はい、証人。

(答)

平成28年から、継続してある方につきましては、私は、平成30年に課長になっておりますので記憶しておりません。この件について、初めて松岡議員と話ししたのが、5月の10日、この今回議案のやつしかないになっております。

以上です。

(委員長)

はい、宮本委員。

(問)

だから、なんで松岡議員の言動を、録音しようとされたのか。だから、こんなことばかりされるから、記録として残そうかというようなことだったのかなと推察されるからその辺を確認したいんです。

(委員長)

はい。証人。

(証人)

私が、これは録音していたものではございませ

ん。誰が録音したのか。

(委員長)

それは、名前は結構です。

(答)

違う職員が録音しておりました。

(委員長)

はい。

(委員)

私からしたらね、録音するというところは、また同じように、いつもと同じような威圧的な態度で恫喝に似た形で、また長時間にわたって、いろんなことを要求されるんやなあとか、ある程度自分の満足するような答えが得られるまでは、ねちねちと、執拗にいろんなことを言うてる来るんだろうなということで、録音されたかなというふうには推察するんですけども、課長は、それについては、分からないということで。そしたら結構です。

(委員長)

はい、分かりました。次、共産党、はい、谷川委員。

(問)

この平成30年度の次期道路台帳システムの5月15日のところですね、関係者9人が呼ばれてるんですけども、主には道路総務課の話ですよ。で、まあ、契約課も関係するのかなと思うんですけども。ここへ、人事課長とか倫理課長は、なぜ呼ばれたのか、説明できたらしていただきたい。

(委員長)

はい。

(証人)

推測でも構わないでしょうか。

(委員長)

推測ならいいです。はい、谷川委員。

(問)

そしたら、この経緯書なんですけども。基本地形図データ再構築及び道路台帳更新業務の、で、結局この3社共同体が契約をしてるんですけども、それまでは1社ずつだったんですけども、これ、なぜ3社で共同体で、共同体を組んだのか、説明いた

だけですか。

(委員長)

はい。

(答)

当初基本地形図データ再構築と道路台帳の更新業務は、別々に発注するものと承知しておりましたが、経費面で有利だということと、基本地形図と道路台帳は非常に地図データを取り扱う非常に密接した業務で、共同でやったほうが効率がいいということで途中でなっておりますので。

ですので、共同企業体にしたのはその時点ではもう決まっておりましたので、私の業務のほうでは承知しておりません。

(委員長)

はい、谷川委員。はい、どうぞ。

(問)

当初、担当職員が不当要求行為で、結果的にはおそれになってしまったわけですけども。どこに、それは問題がありましたか。そのひっくり返る過程での問題点。

(委員長)

はい。

(答)

ひっくり返ったことについては、先ほど述べましたように、市議員と市職員との関係性の中から直ちに判断できるような場合でないと、軋轢を残すことになったことを理由としておそれとしております。今後、市議会と行政とを、との円滑な行政運営をしていく上では、致し方ないことだというふうに思って判断しております。それが問題であったとすれば、その当時は最良の判断だと思っておりますので、問題であったという指摘につきましては、今後反省したいというふうに思います。

(委員長)

はい、谷川委員、結構ですか。次、大西委員。

(問)

経緯なんですけど、平成30年の4月11日に業者からの質疑書の提出がされております。4月19日にそ

の質疑書の回答を姫路市のホームページに公開してそこから動いてきたと思うんですけど。改ざんであるという指摘をされて、一部大手しか応募できないような条件になってるのでは。それは事実でしょうか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

事実ではありません。

(委員長)

はい、大西委員。

(問)

では、大手じゃなくても施行できるレベルなんでしょうか。確認ですが。

(委員長)

はい。

(答)

できるというふうに考えております。

(委員)

はい、委員長。

(委員長)

はい、大西委員。

(問)

改ざんって具体的にあったんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

この質疑書の中身が、当初その担当者と業者とのやり取りのときに、こう話しましたよねというところから始まっておりました。通常、質疑書の場合は、ホームページで当然公開しますように、すべてのかたが、ご理解できる内容でないと、回答できません。

ただ、今回の内容がはっきり覚えておりませんが、その、いついつに話した内容という部分があってもなくても、同じ回答だという形になりますので、いたずらに分からない部分を、付け加えて回答するよりも、本来、相手方が知りたい答えに対してきちんと答えているというふうに

判断しましたので、そのいついつというところの部分は削除しておりますので、それは改ざんに当たらないというふうに考えております。

(委員)

はい、委員長。

(委員長)

はい。

(問)

その業者は、一番下の8月26日の契約のJVですか。

(委員長)

大西委員、どういうことですか。

(委員)

一番下の下、8月、令和2年8月26日に契約されると思うんですけど。それが、3社のJVになっているんです。この業者ってのはこの3社のうち、1社かどうか。

(委員長)

その質問はこの前の秘密事項等のそっからの議論に当たるので、控えてください。

(委員)

以上です。

(委員長)

以上で、土井強氏に対する尋問は・・・ごめんなさい。牧野委員どうぞ。

(問)

すみません。もう時間もあれなんで。先ほどからの平成28年から、前任者の時代から、この道路基本台帳の絡みの要望があったということが、この経緯からも分かるんですが、先ほど証人が言われました、前任者の記録の中には、通常の要望なのか、不当要求に近いとか、強い要望なのか、っていうのはどういうふうに認識されてますか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

その場におりませんでしたので、お答えは控えます。分かりません。

(委員長)

はい。牧野委員。

(問)

先ほどの回答からは、私個人的には、強い要望があったのかなと理解するんですが、というのも、松岡議員本人が、音声データの反訳書の中で、「3年前と一緒にいうふうになったときにな、わしごめん、建設局にちょっとおちょくられとるんかなと思う、思うわ。」という言葉が出てくるんですね。

振り返って、この平成28年のときから、要望を強くしてたということで、結果的にこの問題になってます30年の5月15日時点で、要望自身が、何ら改善してないと、いうことが言いたかったのかなと思うんですが、そういうことで、証人自身もそういうふうに理解されてますか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

はい、私の理解では、3年前と変わらなかったわという部分については、今般、ずっと国際航業と契約を続けてきたのだから外せという主張があった中で、それでも、国際航業が次の更新業務を取れば、それはおちょくられているというふうに感じてるというふうな発言だっただろうと理解しております。

(委員長)

はい、牧野委員。

(問)

この反訳書や音声データを聞かせていただく限り、証人は毅然とした態度で対応していただいと理解してるんです。で、結果として、先ほど中川証人のときにお話いただいたことで、証人の各委員との答弁と確認をさせていただきたいんですが、本来、不当要求行為だということを、証人も認識されて、その旨、局長にも上げられて、局長自身も、決裁されたというお話の中で、中川証人自身は、いろいろと相談をしてという言葉が引用されて、最終的に職員倫理課にご相談をされた。そのときに、審査会の開催も提案をされた、

いう旨のことを言われたんですが、若干、証人の証言と私の国語力がないのかですけど、食い違うところもあるのかなというのが、審査会自身の開催を提案されたのであれば、もともと不当要求と決裁されておられたら、当然その流れに判断し難いということで、流れとしてそちらへ行くのが本来なのかなと思うんですけど、いろいろとややこしいかなということで、無理になってしまったんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

先ほど来、申し上げてる理由で、おそれにするのは致し方ないというふうに思っておりましたが、局長に対しては、そういった結論にするのであれば、それは倫理審査会にかけるのとワンセットだというふうに進言はしておりました。

(委員)

最後1点だけ。

(委員長)

はい、どうぞ。

(問)

先ほどから皆さん令和2年の8月5日の基本地形図データの再構築及び道路台帳更新業務のこのプロポーザル、この件を質問されてるんですけども、道路総務が本来担当しておられたのが、財政のほうに行かれて、工事検査室の方が担当してるようにも、聞いているんですけども、先ほど来から、本来でしたら、今までは単年度で、2社、分けて2社で発注されておられたのが、結果として3年の契約で、という条件も変えられたということで、それとコスト面も考えられた結果、あくまでそれは課長の想像の話ですけども。共同企業体を条件という話だったんですけども、逆に言うと、この条件にすることによって、共同企業体で成り立つような仕組みに変えられたということも考えられるんですが、その点はどう感想、感想言うたら…、判断されてますか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

先ほど委員がおっしゃられたような発想については私のほうはそのように感じたことはございません。

(委員長)

以上で、土井強氏に対する尋問は終了しました。土井証人には長時間ありがとうございました。それではご退席ください。

証人尋問(土井強氏) 終了

14時52分

[土井強氏退室]

(委員長)

ここで休憩を取るんじゃないくて、原田証人をしてから、一度休憩を取りますので、もう1人行きたいと思います。

それでは、原田学氏を証人席に案内します。事務局。

[事務局職員の案内で原田学氏が入室、証人席に着席]

証人尋問(原田学氏)

14時53分

(委員長)

ただいまから本件について、原田学氏から証言を求めることにします。

なお、原田証人が証言を行うに当たり、メモ等を持参することを許可していますので、ご了承願います。

原田証人におかれましては、お忙しいところご出席くださいまして、ありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほどお願いします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっていま

これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができますことになっています。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人または証人の後見を受ける者が、刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教または祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあったものが、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出を願います。

それ以外には、証言を拒むことはできません。

もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。

この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができますことになっています。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき、尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっています。

一応、以上のことをご承知になっていただきたいと思います。

今から証人に宣誓を求めますが、テレビカメラの撮影は一旦ここまでとなります。マスコミ関係の方は、テレビカメラの撮影を中止してください。それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立を願います。

[全員起立]

(委員長)

宣誓書の朗読を願います。

(証人)

はい。宣誓書。私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

(委員長)

日付。

(証人)

令和3年1月21日、原田学。

(委員長)

出席者全員着席お願いします。

[全員着席]

(委員長)

それでは、宣誓書に署名捺印を願います。

これから、証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言の際にはその都度、委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問してるときは、おかけになっていてよろしいですが、お答えの際はご起立を願います。

また委員各位に申し上げます。

委員の発言については、証人の人権に留意されるよう要望します。

これより原田証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をさせてから、次に各委員からご発言願うことにします。

まず、あなたは原田学氏ですか。

(答)

委員長。はい。原田学です。

(委員長)

現在の本市における所属と身分をお述べください。

(答)

はい。委員長。総務局総務部部長の原田学でございます。

(委員長)

では質問をいたします。次期道路台帳システムに関する業務確認です。音声データでは、松岡議員の発言で、「国交省へ行って聞いてくるがな、課長、国際航業と違うところをやらしてみいや。」、「今までようけ儲けてきた。1回ぐらい休んでもうたらええとちゃうの。あかんの?」、「ちょっと今までの人、1回休んでね。」とあります。これは当時契約課長であった、あなたも聞いているわけですが、何点か確認します。まず一つ目。このような働きかけは、契約とも別件で受けることもあるかもしれませんが、職員倫理条例以外で何らかの対策、対応策はあったのですか。

(答)

はい。委員長。今回の件につきましては、道路総務課と一緒にいったわけですが、その後、特に国際航業の不利になるようなことについては、道路総務課のほうではしていないというふうに確認しておりましたので、対応等はしていません。

以上です。

(委員長)

本件に関して、別の日に松岡議員から特定の業者を外すよう契約課が要望を受けたことはありませんか。

(答)

はい。私の記憶の中ではございません。

(委員長)

次。具体的な案件や内容については調査項目から外れるから聞きませんが、松岡議員から、本件

のように特定の業者を外すことや逆に特定の業者を入札に参加させるような働きかけを契約課として受けたことや、他部署から相談を受けたことはありますか。

(答)

はい。委員長。私、29年、30年度と契約課長を行っておりまして、その間には議員から、松岡議員からの要望等はございませんでした。

以上です。

(委員長)

はい、分かりました。それでは、引き続きまして原田証人に対して尋問されたい方はいらっしゃいますか。

(委員)

はい。

(委員長)

はい。常盤委員。

(問)

市民クラブを代表して質問させていただきます。5月15日の事案について、同席されていたところで、直接は道路総務課が話をされている中で、横に同席される中で、いろいろな助言、というか姫路市の立場とか、いろんなことは話に乗られてるってところではあったんですけども、その場の雰囲気について確認させていただきます。

ほか同席されていた方にも確認させていただいておるんですけども、道路総務課と業者、同席された業者の技術的な話し合いで仕様の確認をしておりましたが、松岡議員は様々な表現を用いて威圧的な言動を行い、特定業者を外す働きかけをしているように、しておりましたが、間違いはありませんか。同席した立場でどのように感じましたか。

(委員長)

はい。証人。

(証人)

感じたことを、お答えするという…。

(委員)

はい、それでよろしいです。

(証人)

実は私、契約課長として、その時間に間に合っておりませんので、途中から入っております。その中での発言でよろしいのでしょうか。

(委員長)

はい。

(委員)

はい。

(答)

そのために、契約課の係長2名が先に室内に入っております。別の会議で呼ばれましたので遅れて入ったわけです。で、当初は、私の感じでは確かに業者を、特定の業者を外せとおっしゃってるんですけども、不当な要望っていうふうには要望はされてるんですけども、感じ方としましてはそこまできつい感じ方はしていません。

以上です。

(委員長)

はい。

(問)

反訳書で読むところで、契約課長の話しされてる部分が載っておるんですけど、いや、ここは途中までは出席されていないというところで、出席された段階で、その打ち合わせに発言されてるということよろしいですか。

(委員長)

はい。原田証人。

(答)

反訳書いいですか、録音テープも、録音も聞かれたと思うんですけども、録音と同時ぐらいに私入っておりますので、反訳書はほぼほぼ私は入っておりますので、少し、10分かそれぐらいは反訳書も録音も入っていないというふうに認識しております。

以上です。

(委員長)

はい。

(問)

それでは反訳書に基づいてのところになるんで

すけれども、証人も100分間ぐらいその場に在席されてるかと思うんですけども、松岡議員が仕様書、仕様についての確認に注力した発言をしていれば、もう少し早く短い時間でその会議を終わることが、散会することができたと考えるんですが、その同席していた中で、証人はどのように感じましたか。

(答)

確かに時間は長いというふうに感じました。業者さんもおられるので、長い時間をかけて話をされてるのかなあというような感じでした。

以上です。

(委員長)

はい。常盤委員。

(問)

最後になります。この打ち合わせの中で、松岡議員は威圧的な言動に加えて、言葉として公正取引委員会や検察や警察、建設委員会、市議会議長、国土交通省などという団体の名前を使って担当者や建設局の職員に不利益を及ぼされるのではと印象づけようとしているように思われます。担当者や建設局の職員はこのような言葉を聞いて影響を受けずに進めることができると、そのときは感じましたか。

(委員長)

証人。

(答)

先ほどの証人、土井課長が、しっかりとこれは広げていきますっていう、業者を入れますっていうことをそのときも申し上げておりましたので、そこまで考えてる、影響があるというふうには思っておりませんでした。

以上でございます。

(委員長)

はい。次、公明党。

(委員)

はい。

(委員長)

はい。

(問)
ちょっとさっきの確認なんですけども、原田部長、契約課長さんは、録音と同時ぐらいから入ったということを言われたと思うんですけども、そういうことが、私は100分ほど聞いたけど、それ前からも議員と話し合いが続いていたということによろしいのでしょうか。

(委員長)

はい。

(答)

先ほど申しましたが、係長2名が先に入ってもらいましたので、最近聞いたんですけど、10分程度早く入っていたというふうには聞いておりません。

以上です。

(委員長)

はい。いいですか。

(委員)

はい。

(委員長)

次、東影委員。

(問)

「国際航業の違うところやらしてみいや。」とか、「1回休んでね。」という言葉は、課長としても聞いておられるんですけども、契約課の課長として、別に答える必要ないと思うけど、どういうふうに答えられましたか。

(原田証人)

委員長。

(委員長)

はい。

(答)

あの、不公平だというふうに答えたはずなんですけども、不当な要望というふうには思っております。

以上です。

(委員長)

はい。

(問)

今回この同席の業者とはこれ以外に時間とか場所を違って会ったことありますか。

(証人)

委員長。

(委員長)

はい。

(答)

私はございません。

(委員長)

東影委員。

(委員)

結構です。

(委員長)

次、創政会。ないですか。次、宮本さん、ないですか。共産党。はい、谷川委員。

(問)

平成30年5月15日の反訳書のですね、14ページのところで、上の段のところで、担当者のですね、担当者と書いてあるけど、「今言えるのは多分もうそこまで。」って言って、その次に契約課長は、「ああ、なので業者数等を今言えというのは当然の話で言えないないという状況は間違いない」と出ているふうに言われているんですけども、この意味を説明していただけますか。

何を、前の人はもう言えるのはここまで、多分もうそこまでって言ってるのに、契約課、その当時の原田課長、この契約課長ってのは原田契約課長のことだと思うんですけども、その前の担当者とそれから、この当時契約課長のその話の経緯、何について、前の担当者は、「今言えるのは多分そこまで」って言ってるけど、そうじゃないみたいな言い方してますよね。

(委員長)

それは、松岡議員が言うたこと。

(委員)

いや、担当って書いてある。14ページの一番上。

(委員)

参加業者も言えないと。言えないと言ったことを、それに間違いないという意味…。

(答)

はい、委員長。今、プロポーザルで、一般競争入札もそうなんですけども、途中の、今この状態というのは途中ですので、途中で参加業者の名前も言うべきではないということ言ってるということです。

(問)

そしたら反訳が間違いなんですか。今言えないというのは、今言えというのは当然の話ってなってるんですけど。テープ起こし。言えというのは当然の話で。

(証人)

はい、委員長。

(委員長)

はい。

(答)

間違ってます。言えないというのは当然で、そういうことを言ったと思っております。

以上です。

(問)

分かりました。じゃあ、もう1点。34ページのところで、この下の段で、契約課長が、「頑張ってくださいと言っておいてくださいよ、頑張ってくださいよ、ほんまに。僕らだって、それ、確かに他の地域にも入ってしまいますけど、それは地元がいいに決まっていますやん。」と言われてるんですけど、この真意は何ですか。

(証人)

委員長。

(委員長)

はい。

(答)

松岡議員が、地元で地元の業者を、に工事をやらせたいんやっというふうなことをおっしゃられてたんです。ただ、入札につきましては指名についても一般についても、指名業者で指名競争入札ですと、10社ですとか7社ですとかっていうふうな数を決めて、額によって数を決めて入札を執行しておりますので、その地元はその業者数が足らな

ければ、ほかの地区を含めて指名しますっていうことを申し上げて。

ただ、そうすると、他の地区の人が落札してこの地元の工事をやるので、それがいかかなあというふうにおっしゃられたんで、それは我々もそうで、地元の方が落札していただいたほうがいいんです、ということ申し上げたということです。

以上です。

(委員長)

はい。

(問)

なぜ地元の業者がいいんですか。

(委員長)

はい。

(答)

地元の業者は、地理的にもありますし、まあ、住民の方々への説明もしっかりできるというふうにしてそういうような発言をしております。以上です。

(委員長)

はい。谷川委員。

(問)

地元じゃない他の地域の業者は地元に対してきちんと説明できないんですか。

(証人)

委員長。

(委員長)

はい。

(証人)

この案件とは少し違うかなと思うんですけど、お答えした方がよろしいんですか。

(委員長)

この案件に関してのみ答えてください。

(答)

この案件は、地元は全然関係ありませんので、ちょっと違うかなというふうに思います。

(委員長)

一般論として話したということでしょう。

(証人)

そうです。ここで一般論の、もう話が終わってまして、そのときの話なので…。

(委員長)

では谷川さん、この質問を取りやめてください。

(問)

はい。これも確認ですけども、国際航業外せという松岡議員の要求に対しては、不当な要求だと思ったということでもいいんですね。

(証人)

委員長。

(委員長)

はい。

(答)

先ほど申しあげましたけども、不公平だということも記録の中に残っておるんですけども、不当というふうには考えてます。以上です。

(委員長)

次、大西委員。

(委員)

特にありません。

(委員長)

はい、牧野委員。

(問)

はい、すいません。2点だけ。一つが、反訳書の15ページの、「白浜の土壌改良でもいのように1億3千万国際航業に設計とられてえて。わしがヤーヤー言うたさかいにいうてやっど、業務委託にしてくれたけど」という内容も課長自身も契約課長として聞かれてるんですけども、この辺はどういうふうに思われましたか。

(委員長)

はい。

(答)

その当時、何をおっしゃてるのかっていうのはちょっと分からなかったっていうのが本音でございます。以上です。

(委員長)

はい。

(問)

委託業務にしてくれたけど、ということは、委託業務を要望したんやと理解できるんです。委託業務をすることによって何かメリットはありますか。

(委員長)

ちょっと、もうちょっと、具体的に言うてあげな答えられへんのと違いますか。

(問)

というのが、この要望事項で、「ヤーヤー言うて、やっどこの委託業務にしてくれた」という表現になってるんですね。いうことは、本来であれば請負か何かになってというのが通常なのかと思うんですけど、委託業務にするために何らかのメリットがあると思うんですけど、契約課として、委託業務になることによって何らかのメリットがあるというのはどういうことを考えますか。

(証人)

はい、委員長。

(委員長)

はい。

(答)

業務委託、もしくはその姫路市では業務委託、もしくは工事もしくは物品購入というような区分を、姫路市として区分分けをしております。

その中で、工事になりますと、工事や製造の請負というのは市議会に諮ったりというようなことで、契約に時間がかかったりしますっていうようなことがあると。それが不利かどうか、これが委託したほうがいいのかっていうのは、それはちょっと違うのかなというふうに契約課としては思っています。

(委員長)

はい、牧野委員。

(問)

仮にこの内容で増額があったときに、請負でしたら当然表に出てくるんでしょうけど、委託の場合は…。

(委員長)

牧野議員、仮定の話は駄目。

(問)

分かりました。そしたら続けます、2問目。この反訳書の中で、先ほど証人が回答された委員長の総括質疑の中で回答されたことを再度確認したいんですけども。

「白浜の小さな工事やったら、課長にいやそれやったらあきません。これやったら5社とってください、8社とってください。この範囲で、大塩のほうから入ってくるわけやんか、現実。な、どないかならんかといつも怒られて、地域の人に。わしらが」っていうくだりがあるんですけど、実際に契約課長として2年間おられたというお話で、その間は一切そういうことについて承知してないというお話だったんですけども、それは課長として直接そういう働きかけを受けたことはないという理解でよろしいんですか。

(証人)

はい、委員長。

(委員長)

はい。証人。

(答)

はい、そうです。

(委員)

分かりました。

(委員長)

以上で、原田学氏に対する尋問は終了しました。原田証人には長時間ありがとうございました。それではご退席ください。

証人尋問(原田学氏) 終了

15時15分

[原田学氏退室]

(委員長)

委員の皆さんにちょっとご相談します。あと5人残っているんですけども、取りあえず少し休憩して、始めたいと思いますが、3時半から再開いたしますので、よろしくお祈りします。休憩します。

休憩

15時17分

再開

15時30分

(委員長)

それでは、委員会を再開いたします。

それでは、続いて森貴之氏を、証人席に案内します。事務局。

[事務局職員の案内で森貴之氏が入室、証人席に着席]

証人尋問(森貴之氏)

15時30分

(委員長)

ただいまから本件について、森貴之氏から証言を求めることにします。

なお、森証人が証言を行うに当たり、メモ等を持参することを許可していますので、ご了承願います。

森証人におかれましては、お忙しいところご出席くださいましてありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほどお願いします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっています。

これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっています。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは、証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人、または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教または祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を

受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける時。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これに該当するときは、その旨お申し出を願います。

それ以外には証言を拒むことはできません。

もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。

この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっています。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは、証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき、尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっています。

一応、以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

今から証人に宣誓を求めますが、テレビカメラの撮影は、一旦ここまでとなります。マスコミ関係の方は、テレビカメラの撮影を中止してください。

それでは、法律の定めるところによって証人に宣誓を求めます。

全員ご起立を願います。

[全員起立]

(委員長)

宣誓書の朗読を願います。

(証人)

はい。宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、

何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和3年、2021年1月21日、森貴之。

(委員長)

ご着席を願います。

[全員着席]

(委員長)

それでは、宣誓書に署名捺印を願います。

これから証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度、委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問してるときは、おかけになっていてよろしいですが、お答えの際はご起立を願います。

また、委員各位に申し上げます。委員の発言については、証人の人権に留意されるよう要望します。

これより森証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことにします。

まず、あなたは森貴之氏ですか。

(答)

はい、そうです。

(委員長)

現在の本市における所属と身分をお述べください。

(答)

都市拠点整備本部手柄山中央公園整備室長でございます。

(委員長)

では、私のほうから共通事項を質問いたします。

まず、工事について、この公園フェンスの嵩上げ工事は、公園緑地課と公園整備課の2つの課が呼び出されています。本件に係るそれぞれの課の関係性を説明してください。

(答)

はい。公園の要望につきましては、基本的に公

園緑地課のほうで受け付けをしております。で、工事に関しましては、入札等軽工事も含めまして、工事に関しては公園整備課のほうで実施することになっておりますので、当時は両課長とともに面談に行ったというわけでございます。

以上です。

(委員長)

次、不当要求行為等に係る記録票兼報告書について、6月5日の記録票兼報告書について確認いたします。まず一つ目。あなたは当日の同席者として、この記録票兼報告書の作成や種別の不当要求行為のおそれ、判断の決定にも参加していますか。

(答)

はい。参加しております。

(委員長)

あなたが、不当要求行為のおそれが妥当と判断した理由を教えてください。

(答)

はい。当時、不当要求行為という、その公職者からの不当要求行為という報告書っていうのがなかったものですから、その不当要求行為もしくはそのおそれというところの線引きが、私どもでは判断しかねたところがございます、それを記録を残す上で、3人協議の上で不当要求行為のおそれという形で報告したものでございます。

(委員長)

対応結果が、地元の自治会長の意向を確認した上で、フェンスの嵩上げを行うことになったとあります。この決定は、他の公園とのバランスも考慮した上で、担当部内で議論した結果ですか。それとも、松岡議員の圧力に押された結果の判断ですか。

(答)

はい。フェンスを上げることにつきましては、周辺の公園とのバランスというのは決してバランスの取れたものではないので、本来そういった要求がなければ上げることはなかったかと思えます。

ただ、組織の中で、こういう要求があったと、議員から要求を受けたということで、意思決定を

した中で、工事を実施するといいたしました。

以上です。

(委員長)

松岡議員は、補助金の減額をほのめかして要求を行っています。具体的な事案や内容を聞くことは、本委員会での調査事項から逸脱するから聞きませんが、松岡議員からこのような言動を伴う要求がほかにも常態化してありましたか。

(答)

はい。面談を行う中で、要求等聞く中で、そういった補助金に関する内容を聞かされることは何度かございました。

(委員長)

あの、要求はありましたか。

(答)

はい。それをほのめかして、要求という直接的な内容というのはちょっと記憶にはございませんが、そういった要求の中では、補助金を減らすとかそういった内容のことは、聞いたことがあるかとは思います。

(委員長)

次、松岡議員の言動による影響について。一つ目は、面談の場では机をたたく以外に何か物理的な暴行等がありましたか。

(答)

特に、机たたく以外には特になかったです。

(委員長)

面談の後、心身の不調を訴えた職員は、あなたも含めていませんでしたか。

(答)

はい。特になかったと思えます。

(委員長)

6月5日の音声データでは、「ワシも東京行ってきて、ようけ金取って来たんや、今回。何回言わしよる。おまんらホンマに。来年半分にしてまうど。」と、松岡議員から発言があり、音声データの補助となる反訳書では、机をたたくような行動が5回あったようです。その場で対応したあなたとしては、その時の議員の言葉や口調、顔つきから

どのような感じを受け取りましたか。

(答)

威圧的な言動であることはまず間違いなかったかと思います。あと、机たたかれたことについては、2回は記憶あるんですが、後の3回につきましては、どういう状況であったか、指先でつついたのかなんかそんな感じだったかなとは思っております。

(委員長)

松岡議員は補助金関係の発言をされていますが、要は自分の意向に迎合しないと市の補助金獲得に尽力しない、市に不利益が生じるぞ、と主張されてるようです。あなたはこの一連の発言を受けて、本来すべきではない要求に応じざるを得ないと感じましたか。

(答)

補助金の減額が原因で要求に応じるというわけではありませんでした。威圧的な言動ということではあります。威圧的な言動ということではあります。威圧的な言動ということではあります。威圧的な言動ということではあります。

(委員長)

松岡議員からの要求は、いわゆるパワーハラスメントであると感じましたか。

(答)

ほぼそうであったと思います。

(委員長)

私からは以上です。引き続きまして、森証人に対して尋問されたい方はいらっしゃいますか。

(委員)

はい。

(委員長)

はい、常盤委員。

(問)

はい。市民クラブ代表して質問します。

少し、先ほどの委員長からの質問と似たようなところはあるんですけど、少し見方を変えていきますんで、それについてお答えしていただければと思います。フェンスの嵩上げっていうところで、報告書の対応結果には、最終的にはフェンスの嵩

上げを行ったとありました。繰り返しの松岡議員からの面談要求は、要求に応えざるを得ない状況に陥りましたか。

(委員長)

はい、証人。

(証人)

繰り返しの要求…。

(委員長)

証人、座ってください。もう一度、詳しくどうぞ。

(問)

報告書によりますと、6月5日、1回だけではない、何度かこういったこの件に関して面談があって要求を受けてるのではないかなというふうに感じております。

そういった中で、あのときもこのときも、そして6月5日もという要求が面談することに要求があったってそういう繰り返し、松岡議員と会って要求を受けることによって、先ほど威圧的になっていう言葉もありましたけれども、そういった中で要求に応えなければ終わらないというような、結果的には応えなければならぬという判断に陥ることになったんですかという質問です。

(委員長)

はい、証人。

(答)

私はその意思決定をする上で松岡議員と会ったのは、この6月5日に1回だけでございます。

(委員長)

はい。

(問)

少し質問を変えます。先ほど総括、委員長からの質問において、松岡議員からの要求について、ほかにもあるというような表現が、あったかというような記憶があるというようなことを言われておりますが、その要望等に対して面談時の例えば録音データとかは所有してるんですか。

(委員長)

はい、証人。

(証人)
それは、今回の件以外の分ということでしょう
か。

(委員)
はい。そうですね。

(答)
必要と考えた時には録音は録るようにしてお
りました。

(委員長)
はい。

(問)
先ほど記憶の中で、松岡議員から要求、要望を
受けたときに、本件以外に不当なもの、不当な要
求かもしれないと思うものがありましたか。

(委員長)
はい、証人。

(証人)
本件以外ということをご質問なんですが、これ
についてはお答えしたほうがよろしいでしょう
か。

(委員長)
これに関連して、これらのことに関連してあれ
ばお答えください。

(答)
特定をするわけではないんですが、要求という
ことで言えば、ほかにもあったと思います。

(委員)
はい、委員長。

(委員長)
はい、常盤委員。

(委員)
今、お答えいただいたことについて質問させて
もらっても大丈夫ですか。

(委員長)
あまり逸脱しないように。

(問)
はい。その内容について報告書を作成しまし
たかということについて。報告書は作成されまし
たか。

(委員長)
はい。

(答)
要望記録という形で作っているものもあるか
と思います。あとは、自治会さんを通じて要望書
というのを別途いただきますので、それで終了さ
せて、していくものもあると思います。

(委員長)
はい。

(問)
最後、話変えます。承知してる範囲で教えて
ください。松岡議員が市に面談要求を行い、現在、
入札に参加受注できるよう働きかけている事案は
ありますか。

(答)
私は記憶はございません。

(委員長)
はい。公明党、どうぞ。

(問)
先ほど委員長からの質問で、フェンスの高さ
ですけれども、他の公園とバランスを考慮した結
果、バランスは取れていないということだったん
ですけれども、要求があったので、したというこ
とでしたけれども、このことによってそれ以降の
公園に対してもそういうフェンスの嵩上げ等の考
えていくというような形での方向転換はされたん
でしょうか。

(委員長)
はい、証人

(答)
公園全般について、嵩上げっていうのは一応基
本的には3メートルということで規定をしてお
りましたので、この公園、当該公園以外でさら
に上げるということは、これ以後、行ってはい
ないと思います。ただ私は所属が代わっており
ますので、行ってないと思いますということです。

(委員長)
はい。

(問)

この公園に対する要望が松岡議員の要望であったから、これが聞けたということでもいいんでしょうか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

その要因は大きな部分を占めてると思いますが、それと一方で地元がボールが飛び出して困っているという事実も実際にはあったかと思しますので、それを両方を勘案してということになるかと思えます。

(委員長)

はい。よろしいですか。新生ひめじ。

(委員)

代表して。

(委員長)

はい。

(問)

公園のフェンスの嵩上げ工事について、公園緑地課と公園整備課の2課が出て来ておりますが、他の公園のフェンスを整備するときは2課で必ず行くようにしているんですか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

状況が、いろいろパターンがあるかと思えますが、地元の自治会長さんとかから直接要望いただいたりするときは、受けたところに行くケースが多いんですが、直接、公園整備課が行くときもありますし、要望書を受けた公園緑地課もありますし、今回のように両方でということもあろうかと思えますので、それはパターンがいろいろ、それぞれあるかと思えます。

(委員長)

はい。

(問)

ただまあ、工事しなくてもいい工事を威圧的な言動によってされたわけなんですけども、判例を作ればまた次につながるということもあるので。

この、「ワシも東京行って、ようけ金取ってきたんや。来年半分ほどにしてしまおうど。」という言葉聞いて、松岡議員はそのような力があると思いましたか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

そこはちょっと私どもが判断しかねるところなんですけれども、そういうことよくはおっしゃられてたので、実際に東京へ行って、そういう動きがされてるのかなというところまでの認識でございます。現実それが実現してるかどうかというのは、私どもは分かりません。

(委員長)

はい。東影委員。

(問)

例えば、それを信じたとすれば、この工事を進めなければ、ほかの事業に影響してくるんじゃないかなというような思いは持たれましたか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

それは特に私ども思っておりません。

(委員)

はい、いいです。

(委員長)

はい。次、創政会。はい、今里委員。

(問)

今の質問のことに絡んで。フェンスの嵩上げのことについて、初めに地元からの要求があったということと、松岡議員からの両方の要望を勘案しておっしゃったと思うんですけども、まあ、松岡議員の要望がなくても、一応これはする予定であったのかどうか確認させていただきたい。

(委員長)

はい。証人。

(答)

全般的な公園の話として、3メートルで止めるというのが基本的な考え方ですので、あとはそれよ

りやりたいという要望があったとしても、使い方で何とか解決できないでしょうか、というお話をさせていただいていたかと思います。で、そのプラスアルファのご要望として、このたびの案件になっているということでございます。

(委員長)

はい。

(問)

ということは、プラスアルファが地元にもこのように投げ返したけれども、結果として地元の要望を優先させたということですか。

(委員長)

誘導的な質問はやめるようにしてください。もう一度質問し直してください。

(問)

地元の要望で建てられたということによろしいですか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

どちらかと言えば、その議員からの要求に従って高さを上げることが先行した結果、それをもって地元の意向を確認をしに行ったという流れでございますので、おそらく地元としては上げること前提で、「どこすんの」という話からスタートしてるものだというふうに認識しました。

(委員長)

はい。次、自民党。

(問)

これね、テープいうたら常に録ってるんですか。

(委員長)

はい。

(答)

必要と思われる時は、持って入るようにはしております。

(委員長)

はい。宮本委員。

(問)

今回、松岡議員の要求の時に持って入った、必

要と思った理由は何なんですか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

やはりそれなりの厳しいご要望をいただくことが多いものですから、後々の会議録等にとどめるために、正確な記録を残しておきたいということで持って入ってございます。

(委員)

結構です。

(委員長)

はい。共産党。

(問)

先ほどの答弁で、この記録兼報告書なんですけども、6月5日の記録兼報告書、3人で判断して不当要求のおそれということにしたということなんです。この3人っていうのは、森部長と公園整備課長と公園緑地課長でよかったんですか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

はい、そうです。

(委員長)

はい。谷川さん。

(問)

はい。最終的におそれになったわけですが、この時に3人で決めて、なおかつ職員倫理課では相談されなかったんですか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

相談という形ではしておりません。内部で決裁を上げて、それを職員倫理課に報告したということでございます。

(委員長)

はい。

(問)

3人で決めた後、建設局長には上げられなかったんですか。相談とか当然、上げてると思うんです

が、その経緯はどうなんですか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

もちろん、決裁でもって報告はしておりますし、それを不当要求の行為のおそれということでございますので、職員倫理課のほうにも報告は上げております。

(委員長)

はい。次。大西委員。

(問)

公園部かどうか分かりませんが、中川局長に委員長が質問された時のフェンスの工事の見積りを2社にさせている。それが関与したかということで中川局長は関与してなくて、公園整備課であると回答あったんですけども、これは、部長として、お答えいただけるんでしょうか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

結果、軽工事として出しておりますので、課長権限でやっております。

(委員)

はい、委員長。

(委員長)

はい。

(問)

これは2社に限定してる理由というのはなぜですか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

先ほども言いました私の権限外ではあるんですが、報告を聞いたところによりますと、近隣の近いその登録業者でもって見積り取ってというふうに聞いております。

(委員長)

はい。大西委員。

(問)

はい。委員長。ずっとずっと2社だけですか。

1回目やったとき、2回目も、またR3年度もまたやるってことなんですけど。

(委員長)

その質問はまた次の時に質問されたらどうですか。

(委員)

分かりました。では次確認します。

(委員長)

じゃあ、牧野委員。

(問)

ちょっと整理したいんですけども、当初、雨水の貯水池って言うんですかね、タンクみたいなものを、公園に設置するという工事が前段にあって、それに伴って高木を全部切ってしまうと、フェンスが1メートルほどのフェンスを3メートルに上げたと理解してるんですけども、当初からボールが飛び込んでくるような苦情は公園に入ってたんですか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

それは聞いておりました。

(委員長)

はい、牧野委員。

(問)

下水のほう、でその工事をされるに当たって、フェンスの高さについては、公園のほうの判断ということで協議をされたと思うんですけども、地元自身は結果として3メートルで納得していたという理解でよろしいんですか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

あの、ちょっとこれは私想像になってしまうんですけども、地下貯留施設を復旧する上で、フェンスを高くしたいというご要望いただいたんですから、それについては地元の協議の上で、下水道の局と合わせて公園も入って協議が整って

たものと思っております。

(委員長)

はい、牧野委員。

(問)

その後、松岡議員が、被害者というか当事者から要望を受けて、公園に働きかけされてるんだと思うんですけども、結果的に今の証人のやり取りを聞いてても、いわゆる不当要求によって上げざるを得なくなったというふうにも理解してるんですが、そうなってしまうと、私は当初からこれ見たときに、毅然とした態度で拒否していただけたらすごく分かりやすかったですけども、結果的にこれ受け入れてしまったということで、そうすると条例の中身から言うと、職員として、毅然とした態度でできなかったことについては、どのように思われてますか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

その辺りは、発注の形態も含めて、不適切な部分があったかと反省はしております。

(委員長)

はい、よろしいですか。以上で、森貴之氏に対する尋問は終了しました。森証人には長時間ありがとうございました。それでは、ご退席ください。

証人尋問(森貴之氏) 終了

15時56分

[森貴之氏退室]

(委員長)

それでは、続いて、柳本秀一氏を証人席に案内します。事務局。

[事務局職員の案内で柳本秀一氏が入室、証人席に着席]

証人尋問(柳本秀一氏)

15時57分

(委員長)

ただいまから、本件について柳本秀一氏から証

言を求めることにします。

なお、柳本証人が証言を行うに当たり、メモ等を持参することを許可していますので、ご了承を願います。

柳本証人におかれましては、お忙しいところご出席くださいまして、ありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教または祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。

それ以外には証言を拒むことはできません。

もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。

この宣誓についても、次の場合は、これを拒む

ことができることになっています。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。

それ以外には宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が、虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっています。

一応、以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

今から証人に宣誓を求めますが、テレビカメラの撮影は、一旦ここまでとなります。マスコミ関係の方は、テレビカメラの撮影を中止してください。

それでは、法律の定めるところによって証人に宣誓を求めます。

全員ご起立を願います。

[全員起立]

(委員長)

宣誓書の朗読を願います。

(証人)

はい。宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和3年1月21日、柳本秀一。

(委員長)

ご着席を願います。

[全員着席]

(委員長)

それでは、申請書に署名捺印を願います。

これから、証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言の際には、その都度委員長の許可を得てされ

るようお願いします。

なお、これから、こちらから質問しているときは、おかけになっていてよろしいですが、お答えの際はご起立を願います。

また委員各位に申し上げます。委員の発言については、証人の人権に留意されるよう要望します。

これより柳本証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことにします。

まず、あなたは柳本秀一氏ですか。

(答)

はい。

(委員長)

現在の本市における所属と身分をお述べください。

(答)

手柄山中央公園整備室主幹でございます。

(委員長)

では、私のほうから、共通事項の質問を行います。

まず、公園フェンスの嵩上げ工事の妥当性についてお聞きいたします。

職員倫理審査会の答申書には、対象の公園のフェンスは、一番最初の整備では1.2メートルのフェンスだったが、平成28年度に雨水貯留施設を設置した時の、復旧工事の際、地域からの要望を受けて、3メートルのフェンスを設置したと記載があります。その上で、さらに高いフェンスの嵩上げを行ったと思いますが、最終的に何メートルのフェンスの嵩上げを東西南北の面に対して実施したんですか。

(答)

最終的には4.5メートル、東西2面を嵩上げしております。

(委員長)

平成28年に3メートルフェンスを設置して、僅か2年でさらに嵩上げを行ったようですが、こういうことはほかの公園でも例があるのですか。

(答)

私の知る限りでは、例はございません。

(委員長)

本件に関して、松岡議員からの呼び出し等の接触は、職員倫理審査会の答申書では、平成31年3月6日とありますが、それは最初ですか。それとも、以前から呼び出しがあり、要望を受け続けていたのですか。

(答)

本件に関しましては、3月が最初です。

(委員長)

令和元年6月5日付の記録票兼報告書によると、自治会長の意向を確認して、フェンスの嵩上げを行ったことになったとあります。しかしながら、この報告書の平成31年3月6日の記録では、地元で再度協議してもらおうとあります。一つ目、松岡議員は、3月6日の時点で、市が対応してくれると思い、他方、市は地元で再度協議してもらおうことが前提と理解していたようにも見受けられます。いわば双方の理解に、齟齬があったとも感じられますが、どちらが正しいのですか。

(答)

私どもは3月6日の日に、議員さんと面会した際に、地元で公園の使い方を、嵩上げするのではなくて、公園の使い方をもっと考えてくださいと、地元でよくお話してくださいと、いうふうにお願いをいたしました。そういう認識でございます。

(委員長)

はい。地元で、地元と市でこの協議について、文書でのやり取りを残していますか。

(答)

その時点では残しておりません。え、どの…。

(委員長)

だから、先ほど申し上げた地元でよく相談してください、というふうに言われたわけでしょう。その辺のやりとりが記録に残ってるんですか。

(答)

それは要望記録残ってないかな。たぶん残ってないと思います。

(委員長)

対応結果欄の、地元の自治会長の意向の自治会長と地元で再協議の地元との言葉の使い分けの意味を教えてください。

(答)

地元、あの地域は単一の自治会と全体をまとめた自治会長とおられまして、その単一のところを、地元、自治会というふうに言ってたんだと思います。

(委員長)

この場合、自治会長というのは誰を指してるんですか。連合ですか。

(答)

連合といえますか、その全体のですね、地域全体の、はい。

(委員長)

はい。分かりました。私が事前に調査で、この公園フェンスの設置改良工事が、令和元年7月と9月に2回に分けて実施されたことや、工事業者の選定方法は見積合わせで、見積業者はいずれも同じ会社2社であること、また工事金額はおよそ1件につき128万円程度であることなども判明しています。その点を踏まえて確認します。

工事を一本でまとめると、入札案件になると思いますが、工事を分ける必要があったのですか。分ける理由があったのであれば、その理由を教えてください。

(答)

面会した後ですね、早急に現場を施工するという方針になりましたので、入札にかけるとかなり時間かかってしまいますので、早急にやるということで2本に分けて、一番早い方法で発注をさせていただきました。

(委員長)

見積書を提出させた業者の選定理由を教えてください。

(答)

はい。地元の街区公園、地域の公園ですので、その地域の土木業者2社を選定いたしております。

(委員長)

この工事の発注の仕方や業者選定等について、
手続や優先順位的に問題はなかったと思いますか。

(答)

手続につきましては、地域の地元の会長さんに
確認して必要性を確認した上で発注いたしました
ので問題はなかったとは思っておりますが、こ
の優先順位と言われますと、他にも要望がたくさん
ある中で優先順位を上げたのは、ちょっと問題
かなとは思っております。

(委員長)

私が先ほど質問した内容で、この工事ですね、
先ほども言いましたように、本来なら入札でしな
くはないといけないものが、意図的に分けて、随意契
約で行うという、そういうやり方は間違っていない
ですか。正しいんですか。

(答)

本来は入札ですべきだとは思いますが。

(委員長)

それと、業者の選定、見積業者。常に同じ見積
業者が選定されていますけれども、果たしてこの
見積業者は、2社とも市が選んで市がお願いをして
見積りをしたんですか。

(答)

はい。市で選んで、市がお願いしております。

(委員長)

はい。では、先ほどの質問で問題があったとい
う認識でもありますので、このような工事の発注
の仕方ですね、先ほど言ったように、本来入札で
しなくてはいけないのに、2つに分けてですね、分
離して、そして随意契約でやったということだ
けれども、これは誰が主導してね、そして誰が最
終的な意向で決定されたんですか。

(答)

当然、上司にも報告といいますか相談はかけて
おりますけれども、決裁は決裁権者としては私です
ので、最終判断は私になると思うんです。

(委員長)

決裁権者はあなただということは分かりますけ
れども、例えば、担当のほうから上がってきた内

容なのか、それともあなたが、決裁権者である、
あなたが主導してやったのかどちらですか。

(答)

先ほども申しましたが、速やかに工事を出す
という意味で、これしか方法がないなというのは
担当とも当然相談してますし、上司とも相談した
上で決定いたしました。

(委員長)

はい。6月5日の音声データでは、松岡議員の発
言で、「ワシも東京行ってきてようけ金取って、
おまんらホンマに、来年半分にしてまうど。じゃ
らじゃら言いよって」、「ほな予定通りせえよ、
もう来年2割しかできへんように話つけたるか
ら。」、「ひとますぐるっと回って囲んで嵩上げ
しとったてくれ、ちゃちゃっと。」とあります。
この、公園フェンス嵩上げは国・県の補助の対象
だったんですか。

(答)

いえ、国・県の補助金は一切入っておりません。
市の単独費でございます。

(委員長)

はい。松岡議員は、補助金の減額をほのめかし
て要求を行っております。具体的な事案や内容を聞
くことは、本委員会での調査事項から逸脱するから
聞きませんが、松岡議員から、このような言動
を伴う要求が、他にも常態化してありましたか。

(証人)

ほかの件ですか。

(委員長)

はい。

(答)

ほかにも、あるのはありました。

(委員長)

次、不当要求行為等に係る記録票兼報告書及び
音声データからの確認です。記録票兼報告書につ
いて確認しますが、職員倫理審査会の答申が出る
までは、本件における種別区分は、不当要求行為
のおそれでした。これは、あなたを含む実際に対
応された職員のみでの判断ですか。それとも、決裁

上位者である部長、局長や人事課等とも協議の上で決定したんですか。

(答)

この面談は部長も含めて3名で面談しましたので、3名でおそれということで、はい、上げております。

(委員長)

あなたは報告者としては、当初から今回の事件を不当要求のおそれが妥当であると判断していましたか。

(答)

はい。

(委員長)

不当要求行為のおそれと、あなたが判断した理由経緯を教えてください。

(答)

あの不当要求行為かどうかという判断がですね、その時点では私もあまり経験がないものですから、ちょっと、分からなかったのでおそれで上げたものと思っております。

(委員長)

不当要求行為のおそれが、最終的な判断となったことに対して、OKされたわけでありませけれども、その理由は先ほどあなたが申された、その当時はそういったことがきちっと判明してなかったという、理由が判明していなかったということではないのですか。

(答)

はい。そのとおりでございます。

(委員長)

はい。分かりました。次、松岡議員の言動による影響について、面談の後、心身の不調を訴えた職員は、あなたも含めていませんか。

(答)

はい。それはおりません。はい。

(委員長)

6月5日の音声データでは、「ワシも東京行ってきてようけ金取って来たんや今回。何回言わしよう。おまんらホンマに、来年半分にしてまうど。」

と松岡議員から発言があり、音声データの補助となる反訳書では、机をたたくような言動が5回あったようです。その場に対応したあなたとしては、その時の議員の言葉や口調、顔つきからどのような感じを受け取りましたか。

(答)

まあ、かなり激高されてるな、威圧的だなというのを感じておりました。

(委員長)

松岡議員は補助金関係の発言をされていますが、要は、自分の意向に迎合しないと、市の補助金獲得に尽力しない。市に不利益が生じるぞと主張されているようです。あなたはこの一連の発言を受けて、本来すべきでない要求に応じざるを得ないと感じましたか。

(答)

いえ、そうは感じておりません。

(委員長)

松岡議員からの要求は、いわゆるパワーハラスメントであると感じましたか。

(答)

はい。それは感じました。

(委員長)

はい、ありがとうございます。では次に、各委員から尋問をしていただきたいと思えます。

(委員)

はい。

(委員長)

はい、常盤委員。

(問)

市民クラブ代表で質問します。

フェンスの嵩上げについて報告書の対応結果、結果的にはフェンスの嵩上げを行ったとあります。3月6日が最初で、今回6月5日の2回いうところの松岡議員からの面談要求によって、その要求に応えざるを得ないという状態になったのか、それとも先ほどお答えの中にあつた、本件に関しては3月6日が最初という表現がありますが、本件に関してはというところを取ると、それ以外にも、要望を

している、要望を受けてるというようなところのその結果的にいろんな状況を鑑みて要求に応えざるを得なくなったのか、結局応えざるを得なくなったところの本心はどこにあったのか教えていただきたい。

(委員長)

はい、証人。

(答)

はい。要求を受けましたけど、議員のおっしゃることを丸々のみにするんじゃなくて、やっぱり地元ですね、どのように思われてるのかを確認して、地元の意向を確認した上で、これはやらざるを得ないなど。かなりボールが飛び出して迷惑を受けてるというのがありましたんで、それで応じざるを得ないなどということになりました。

(委員長)

はい。

(問)

その件で行きますと、先ほど3メートルのフェンスから嵩上げというようなところについて、4.5メートルっていうところに対して他の公園では例がない、というような答弁、回答もありましたんで、先ほど3月6日には公園の使い方をお願いしたというようなところで、お願いもされてる中で、そういったお願いが、結果的には地元としては応えれないので、公園整備課として応えたということになるんですか。

(委員長)

はい。

(答)

はい。先ほど例がないと申し上げたのは、3メートルに上げて、その後、2年ぐらいで4.5に上げたのは例がないという意味で申し上げました。4.5メートルに上げた公園というのはほかにも例はございます。

(委員長)

はい。

(問)

すいません。先ほど委員長の質問で、本件の調

査事項から逸脱するっていうところで、あえて質問をしていた松岡議員からのほかの要求っていうことについて、あるのはあったというようなお答えがありましたけれども、そこについて、不当な要求かもしれないと思うものはありましたか、お答えできる範囲で。

(委員長)

はい。証人。

(答)

はい。不当要求かどうかと言われますと、そこまでもないかなとは思いますが。

(委員長)

はい。

(問)

最後です。承知の範囲で、お答えください。松岡議員が市に面談要求を行い、現在、入札に参加受注できるように働きかけている事案はありますか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

いや、私のところはないです。

(委員)

分かりました。以上です。

(委員長)

公明党。はい。

(問)

確認なんですけども、これは、地元の土木業者というのは何社ほどあるんですか。

(答)

ちょっと数までは申し訳ないんですけども、まあ、あの10社、20社はあるとは思いますが。

(委員長)

はい。

(問)

その中で、常にその2社を選ばれてるというのは何か理由があるのですか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

まあ、地元の地域の業者さんということで、1社は公園から割と至近距離にある業者を選んでおります。

(委員長)

はい。

(問)

普通、公園ではボール遊びはできないようにということで、看板とか何かそういうのを設置するような思いがあるんですけども、この公園に関してはそういうのは付けてないということではないのでしょうか。

(委員長)

はい。

(答)

私もそれがございましたんで、まず嵩上げるよりも、地域で使い方を考えてくださいというふうに申し上げました。多分、その当時は看板付いてなかったんじゃないかなと思います。

(委員長)

はい。副委員長。

(問)

今は看板が付いてるということでしょうか。

(委員長)

はい。

(答)

今は看板を付けてるみたいです。はい。

(委員長)

はい。

(問)

今、看板が付いてるならもう嵩上げる必要はなくなってきてるのではないのでしょうか。

(委員長)

はい。

(答)

ですから、嵩上げる前に、地元で使い方を考えてくださいというふうをお願いしたんですけども、多分、順番が逆になっているのかなと思われ

(委員長)

はい。

(問)

はい。白浜方面はこれからいろんな事業等が計画されておりますけれども、それ対しての影響等があるとかそういうのが頭にかすったようなことはないんですか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

この件に関しましてはないですね。

(委員長)

はい。次。新生ひめじ。

(委員)

私、代表して。

(委員長)

はい。

(問)

テープ聞かせていただいて、かなり激怒されてるんですけど、ここまで激怒させた理由はどこにあると思われませんか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

やはり思い違いと申しますか、私どもはボールを預けてたつもりでおったんですけども、まあ、議員さんはほったらかしにしたというふうに思われたと思うんですね。それで怒られたのかなと思っております。

(委員長)

はい。東影委員。

(問)

威圧的な言動によって公園フェンスの工事を、この2年、設置してから2年後にするような例のない工事ということやったんですけど、現時点でこの工事を行って、あなたの考えはどういうふうに思っておられますか。

(委員長)

証人。

(答)

はい。地元地域からはですね、嵩上げしてくださいという要望がございましたので、その目的を達成したのかなとは思っております。

(委員長)

はい。

(問)

松岡議員の言うことが実施されたわけですけども、議員に対してはどういうふうに思ってますか。

(委員長)

はい。

(答)

きっちり地元と話をしていただいた上で、地元から要望書をいただければ、できなくはなかった工事ではないかと思えます。普通にできた工事ではないかと思えます。

(委員)

はい、以上です。

(委員長)

はい、創政会。いいんですか。

(委員)

いいです。

(委員長)

はい、宮本委員。

(委員)

特にないです。

(委員長)

はい、共産党。

(問)

はい、1点だけ。私も一般的に公園ではね、ボール遊びっていうか、しないようにというのが原則で、そのまゝ、そういうことからしたら、行政の公平性という観点からね、今回のことはどういうふうに考えられてますか。

(委員長)

はい。証人。

(証人)

公平性、嵩上げしたこと・・・ですか。

(委員長)

谷川委員、もう一度説明してください。

(問)

私の理解が間違っていたら指摘してもらいたいんですけども、先ほども言われたかと思うんですが一般的に、特別大きな、ボール遊び、ボール遊びっていうか、市の一般的な公園で、例えば、野球をすとかサッカーをすとかね、そのボールが道路に出るとか近隣に飛び出すというようなことがあるから、そのボール遊びは控えてくださいみたいな看板が一般的で、そのために特別ネットを嵩上げっていうか高くするっていうことはないのかなと思ったんですけども、地元から要望があればそれはするという事なんですか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

はい。やはりお願いベースになるんですけども、やっぱりまずは使い方を考えてくださいと。それでもどうしてもボールが出るということであればもう、上げなしょうがないかなというふうに考えております。

(委員)

はい、いいです。

(委員長)

大西委員。

(委員)

特にないです。

(委員長)

はい。牧野委員。

(問)

私、昨年末っていうか、この問題が起きたときに自分なりに調べて当該公園を確認しに行ったんです。で、嵩上げ、嵩上げっていう表現があるんですけども、3メートルから1.5メートル嵩上げしたんじゃないくて、新規のフェンスを今あるフェンスの内側に設置してるということです。そういう、それを確認したんですけども。ちょっとそのニュアンスで、皆さんの捉え方がちょっと違うのかなと思うんで、そこを確認しておきたいんですけど

も、先ほど4.5メートルにされたということで、これをもって、要望者いうんですかね、要は被害に遭ってた、ボールが入ってくる、という苦情はもう抑えたというか、収まったということですか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

その後、苦情は私どもは聞いておりません。まあ、もしかしたら緑地課には入ってるかもしれませんが。当時のやり方ですけども、議員さんおっしゃったように、3メートルのフェンスの中側に支柱を立てて、1.5メートル出してる、そういう工事でございます。はい。

(委員長)

はい。

(問)

一方で、先ほどからご説明あったんですけど、当初3メートルのフェンスで、下水の方に確認をさせていただいたら、ざっくりですけども、640~650万円ぐらいの費用かかっているのかなというお話しがあったんです。結果的に、今、東西も南北もこうやるような動きになってるんで、もう1,000万を超えるような工事費がかかってしまっているようになってしまっていることに対して、どう思われますか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

それは最初から4.5メートルでしておけば、もう少し経費は安かったかもしれませんが、下水が機能復旧でやられたときも、地元と協議した上で3メートルにしたと思うんですね。その後、折角3メートルにしたんですけど、その後、ボールが出て被害が出ているという状況でやむを得ず上げましたので、仕方なかったのかなとは思っております。

(委員長)

はい。

(問)

最後に、実際現地見に行くと、そんな広い公園じゃないんです。4.5メートルのフェンスが適当な

のかいうのもちょっと疑問なぐらい、そんなに広い公園じゃないんですね。ですから、先ほど各委員からもありましたけど、実際地元が要望すれば、本来は使い方、何とか対応していただくのが本来なのかなと思うんですが、結果的に強い要望があったら上げてしまうっていうのを、前例を作ってしまったことにもなると思うんですけど、今後はそういう理解でいいんですか。

(委員長)

はい。証人。

(答)

私どももそれがありましたので、まず使い方を考えてくださいというふうに、議員に要望しております、お願いしておりました。ところが、まあ、今回ですね、このようなことになりまして、すぐにやる方針ということで、決めてしまいましたので、確かにおっしゃる通り前例になりますので、私どもとしてはしたくはなかったです。はい。

(委員)

もう1点だけ。

(問)

委員長の方から総括質疑でフェンスの業者さんの選定のことを質問されたんですけども、この業者さんについては、松岡議員は承知してはんですけど、何か相談したとか、場合によっては指示があったとかいうことはないんですか。

(委員長)

はい。

(答)

全くそういうことはございません。

(委員長)

いいですか。

(委員)

はい。

(委員長)

以上で、柳本秀一氏に対する尋問は終了しました。柳本証人には長時間ありがとうございました。それでは、ご退席ください。

証人尋問(柳本秀一氏)終了

16時28分

[柳本秀一氏退室]

(委員長)

それでは、続いて、竹田敏朗氏を証人席に案内します。事務局。

[事務局職員の案内で竹田敏朗氏が入室、証人席に着席]

証人尋問(竹田敏朗氏)

16時30分

(委員長)

ただいまから、本件について竹田敏朗氏から証言を求めることにします。

なお、竹田証人が証言を行うに当たり、メモ等を持参することを許可していますのでご了承を願います。

竹田証人におかれましては、お忙しいところをご出席くださりましてありがとうございます。本委員会の調査のためにご協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっています。

これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができますことになっています。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人、または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教または祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知

り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨、お申し出を願います。

それ以外には証言を拒むことができません。

もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。

この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっています。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が、虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっています。

一応、以上のことをご承知になっておいていただきたいと思えます。

今から証人に宣誓を求めますが、テレビカメラの撮影は、一旦ここまでとなります。マスコミ関係の方は、テレビカメラの撮影を中止してください。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立を願います。

[全員起立]

(委員長)

宣誓書の朗読を願います。

(証人)

宣誓書、私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和3年、2021年1月21日、竹田敏郎。

(委員長)

ご着席を願います。

[全員着席]

(委員長)

それでは、宣誓書に署名捺印を願います。

これから、証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度、委員長の許可を得てされるようお願いいたします。なお、こちらから質問しているときはおかけになっていてよろしいですが、お答えの際はご起立を願います。

また、委員各位に申し上げます。委員の発言については、証人の人権に留意されるよう要望します。

これより竹田証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことにします。

まず、あなたは竹田敏朗氏ですか。

(答)

はい。

(委員長)

現在の本市における、所属と身分をお述べください。

(答)

建設局公園緑地課課長です。

(委員長)

私のほうから共通事項の質問を行います。まず不当要求行為等に係る記録票兼報告書及び音声データからの確認です。

6月5日の記録票兼報告書について確認しますが、職員倫理審査会の答申が出るまでは、本件における種別区分は不当要求行為のおそれでした。これはあなたを含む実際に対応された職員のみでの判断ですか。それとも、決裁上位者である部長、局長

や人事課等との協議の上で決定したものでしょうか。

(答)

はい、委員長。姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例の中にある、社会的相当性を逸脱した言動というところについて、もともとは不当要求だと思ってたんですけども、ここのその社会的相当性を逸脱した言動に100%当たるとまでは自信がなかったので、少し抑え気味で、おそれがあるという形で、決裁を作成いたしました。上司から何かこう、格下げしろみたいな指示は出ておりません。以上です。

(委員長)

あなたは、当日対応者の、当然1人でしたけども、当初のほうは、その種別は先ほどおっしゃったように不当要求行為のおそれでした。

あなたはその判断が妥当であると感じていましたか。

(答)

はい、委員長。その時点では100%の自信がなかったので、おそれがあるというのは妥当な判断だと考えています。

(委員長)

現時点では。

(答)

もともとおそれがあるという形で出して、また、総務局のほうとかに行く中で、当然音源のデータとかも提供しましたので、そこで、いや、これは不当要求なんじゃないのというような話に発展していく可能性があるのではないかという思いを抱いていたのは事実です。

(委員長)

はい。松岡議員は、補助金の減額をほのめかして要求を行っています。具体的な事案や内容を聞くことは本委員会での調査事項から逸脱するから聞きませんが、松岡議員からこのような言動を伴う要求が他にも常態化してありましたか。はい。

(答)

はい。私が直接する、関係では1件ありました。

(委員長)

次、松岡議員の言動による影響について。面談の後、心身の不調を訴えた職員はあなたも含めていませんか。

(証人)

はい、委員長。

(委員長)

はい。

(答)

そこまでのことはないと考えています。

(委員長)

はい。6月5日の音声データでは、「ワシも東京行ってきて、ようけ金とってきたんや、今回。何回言わしよう。おまんらホンマに。来年半分にしてまうど」と松岡議員から発言があり、音声データの補助となる反訳書では、机をたたくような行動が5回あったようです。その場で対応したあなたとしては、その時の議員の言葉や口調、顔つきから、どのような感じを受け取りましたか。はい。

(答)

明確にもうちょっとその机を何回たたいたとかまでは覚えてないんですけども。ちょっとまた、えらく怒らしてしまって、また、もう言うことは聞かざるを得ないのかなあというふうには思っていました。

(委員長)

はい。松岡議員は、補助金関係の発言をされていますが、要は自分の意向に迎合をしないと市の補助金獲得に尽力しない、市に不利益が生じるぞと主張されているようです。

あなたはこの一連の発言を受けて、本来すべきでない要求に応じざるを得ないと感じましたか。

(証人)

はい、委員長。

(委員長)

はい。

(答)

我々のところで抵抗したとして、国の補助金が本当に下げられるというようなことになると、市全体に影響してしまうのかなど。補助基本額とか

が大きいもんですから。その何パーセントが上がったとか下がったという話になると、とてもよその部局とかに迷惑をかけるんじゃないかと思いました。

ただその、フェンスを上げること自体は、違法でも何でもないので、要望で話し合いの結果、ほかの公園でも上げてるところはありますので、直ちにその、どちらかという今回不当要求かもしれないというのはその、ちょっと記憶が明確ではないんですが机をたたいたとか大きな声を出したとか、そういうふうなことを持ちかけて、自分の思うほうに、進められていったというのが、不当要求だという判断をして、不当要求のおそれありというふうに、記しました。以上です。

(委員長)

はい。最後になりますけれども、松岡議員からの要求は、いわゆるパワーハラスメントであると感じましたか。

(証人)

はい、委員長。

(委員長)

はい、証人。

(答)

市職員と、議員の皆様との立場の関係上からは、パワーハラスメントの一種ではないかというふうには感じました。

(委員長)

はい、ありがとうございます。それでは続いて、他の委員から質問を、尋問を受けたいと思います。

市民クラブ。

(問)

はい。市民クラブを代表して質問します。

先ほどの委員長からの質問の中で、答えとして「また言うことを聞かざるを得ないのかなというふうに思い」という答えがありました。その背景には何があって、今回、応えることになったんでしょうか。

(委員長)

はい、竹田証人。

(答)

まあ、通常の要望も含めて、いろんな要望されてるんですね、木の伐採をしてくれとか、で、まあ言うこと、要望の趣旨に沿うようにはしてますから、また言うことを聞くことになるなというふうに感じたということです。すみません、ちょっと、質問の答えになってないですか。

(委員長)

はい、常盤委員。

(問)

今の、先ほど委員長質問に対する答えの中では「また言うこと聞かざるを得ない」というのは、その要望がある中で、威圧的な、先ほどその部分については、威圧的な態度だと感じたというようなご答弁があったところの、そういったところが繰り返しあったということが、また言うことを聞かざるを得ないという言葉になったのかなというふうに解釈して、そこについて、そういったことがこれまでもあったのかということについて聞かせてもらいたい。

(委員長)

はい、竹田証人。

(答)

少なくとも1回はあったと認識しております。

(委員長)

はい、常盤委員。

(問)

では、今回のフェンスを嵩上げしたということについては、課長がいつからこの話、3月6日からか、6月、今回5日の分があるか分からないんですけども、結果的に言うと、6月5日の時点の内容を受けて、フェンスの嵩上げということに至ったということで、よろしいんですか。それとも少なくとも1件あったということも踏まえて、今回フェンスの嵩上げを行ったということになったのかそこについて。

(委員長)

はい、竹田証人。

(答)

フェンスの嵩上げについては、6月5日のご要望、お叱りを受けて、上げざるをえないと判断しました。

(委員長)

はい、常盤委員。

(問)

先ほど1件、常態した要求あったかということに対して1件あったということについて、確認させていただきたいんですけども、その要求は、不当な要求かもしれないと思ったもんなんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

私はそう思いました。

(委員長)

はい、常盤委員。

(問)

ちょっとフェンスの話、少しだけ掘り下げたいんで。その内容について、報告書の作成はしましたか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

作成いたしました。

(委員長)

はい、常盤委員。

(問)

よろしいですか。それは、そこはどういった判断をしたのかということ聞いてもよろしいでしょうか。

(委員長)

どういうことですかそれは。

(委員)

おそれなのか不当要求行為なのか、今回この報告書でいくと、不当要求行為、不当要求行為のおそれ、その他という中でどんな判断をしたのかということ聞いてもよろしいですか。

(委員長)

答えられる範囲で。はい。

(答)

普通の要望として処理いたしました。

(委員長)

はい。

(委員)

先ほど、今、この先ほど委員長質問の流れの中で質問を深堀させていただいておるんですけど、少しその内容、ずれがあるのではないかなと思うんですけども。判断として、間違いではなかったんですかっていうことは、よろしいですか。

(委員長)

この質問、その質問はこれ以上することは推定になるので。

(委員)

はい、分かりました。

(委員長)

この場ではご遠慮ください。違う場でしてください。

(委員)

はい、分かりました。

(問)

最後、質問させてもらいます。今、公園緑地課長として、要望を受けつけている部門ではありませんけれども、松岡議員が公園緑地課に対して、面談要求を行い、現在、入札に参加受注できるように働きかけている事案はありませんか。

(委員長)

はい。

(答)

私はそういうことにはタッチしておりません。

(委員)

そうですか。はい。分かりました。以上です。

(委員長)

はい、次、公明党。ありませんか。

新生ひめじは。

(委員)

はい。代表して。

(委員長)

はい。萩原さん。

(問)

ちょっと、何点かお聞きするんですが、まず不当要求行為におそれがあるという判断に至った理由として、フェンスの高さを上げるということも含まれるということなんですけども、それよりは、机たたいて大きな声を出したというふうな内容だということと言われたんですが、それでよろしいですか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

はい。要望の内容というよりも、要望の仕方のことだと考えております。

(委員)

はい。

(委員長)

はい、萩原委員。

(問)

反訳書を読ませていただいて、竹田課長が立ち会われた6月5日の件で、もう1件、6月21日の反訳書もあるんですが、この時は、課長立ち会われていないんですけども、そのときにも、異動の要求ですね、人事異動の要求もされていますが、それについては、不当要求であるというふうに、現段階でも構いませんが、考えられるかどうかお聞きしたい。

(委員長)

はい、証人。

(答)

直接その場に居合わせたわけではないので、後から録音テープ聞くなり、話を聞いた上では、不当要求だと、ではないかと思えます。

(委員)

はい。

(委員長)

萩原委員。

(問)

後ほどこれ人事に対しては、課長、局長来られるので、その場で確認するべきかもしれませんが、

公園の、今回の件に関して、関与した人が、これの不当要求に応じて異動させられたかどうかは別にして、異動したと、関与した方が異動したということはありますか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

これに関与した人間は、異動しております。

(委員長)

はい。

(問)

はい。それについては、思いを聞くとよくないのかもしれませんが、要求によって異動させられたと感じられていますか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

私は人事課ではないので、絶対とは言えませんが、今回、その職員は一つ昇進しているということと、あと、うちの緑地課での年数がある程度来てましたので、そんなに違和感はなかったです。以上です。

(委員)

はい。

(委員長)

はい、萩原委員。

(問)

今回、不当要求行為のおそれとして、公園のほかに道路総務の件が上がってきてるんですけども。道路総務の件が、年代からいうと、一つ前に出ています。これが不当要求行為のおそれになったという事実は知ってたのかどうか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

今回の件も、土井課長と、先ほどここへ来た土井課長とかとも話をしながら建設局の庶務ですから、うちでもこんなことがあって、うちの案件もそうじゃないんか、という話をする中で把握した

ということであります。以上です。

(委員)

はい。

(委員長)

はい、萩原委員。

(問)

ということは今回のそのおそれになった判断の中では、その総務課、道路総務課の話は影響していないというふうに考えてよろしいですか。

(委員長)

はい、竹田証人。

(答)

はい、委員長。それは影響しておりません。

(委員長)

はい。

(委員)

はい、結構です。

(委員長)

次、創政会は、いいですか。

(委員)

はい。大丈夫です。

(委員長)

次、宮本さん。はい。

(問)

先ほどこれ以外にも、もう1件あると言われてましたけども、それは録音はされてないんですか。

(証人)

はい、委員長。

(委員長)

はい、竹田さん。

(答)

それは、録音しておりません。

(委員)

結構です。

(委員長)

次は、谷川さん。

(問)

はい。6月5日の記録兼報告書で、部長、それから公園整備課長、で竹田課長と3人で相談して、不

当要求のおそれにされたということですが、その時に職員倫理課には相談されてるんですか、されてないんですか。

(証人)

はい、委員長。

(委員長)

はい。

(答)

6月5日の件につきましては我々3人で受けてまして、その総務局の人は入っておりませんので、その相談、特にはしておりません。

(委員長)

はい、谷川委員。

(問)

はい。先ほど自分が直接担当するもので不当要求的なのが1件あったと。で、だけでも、普通の要望として処理したというふうに言われたんですけども、これもどなたかに相談されて不当要求のおそれとかではなく普通の要望として、されたんですか。どういう方、相談されたのか、なぜ、普通の要望として処理されたのか。

(委員長)

はい、竹田証人。

(答)

その場で具体的な話をしたのが私1人であったことと、あと録音のデータがなかったもんですから、これはちょっと話を上げていったとしても、証拠がないような話になるのかなと判断しました。それで、ちょっと、そういう形にしてみました。

(委員長)

はい、結構ですか。はい、じゃあ、次、大西さん。

(委員)

特にないです。

(委員長)

牧野委員。

(委員)

はい。1点だけ。

(委員長)

はい。

(問)

当初は不当要求であると思ったんだけども、100%そうだという判断ができなかったんでもう不当要求のおそれという結論を出したように、今、証人からお聞きしたんですけども、上へ上がっていく中で、例えば、総務局で不当要求だという結論を出してくれたらという期待を持っておられたように、言われたんですが、結果としてこれ、不当要求のおそれという結論出てしまったことに対して、証人はどういう思いになりましたか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

少なくとも2回目のほうにつきましては、ちょっと次に入られる総務局長さんとか当時の人事課長さんもおられるので。上げていっても、もしかしたらもう、いやあれは不当要求でしょという話になるのかなという感じで思っていたと。

その2回目のほうにつきましては、お二人にも決裁を持っていますので、お二人はそのまま不当要求のおそれで承認されたと思います。

(委員)

はい。

(委員長)

はい。

(問)

ということは、結果的に証人が関わった件については、本当は不当要求やとご自身は思われてるんだけども、その自信がなかったんで不当要求のおそれやということで、結果も不当要求のおそれとなってしまったことは、もう残念やったという思いでよろしいんですか。

(証人)

はい、委員長。

(委員長)

牧野委員、あんまり誘導のような質問はせんようお願いします。はいじゃあ。

(答)

いやまあ、そのとおりであります。

(委員)

はい、分かりました。

(委員長)

よろしいか。

以上で竹田敏朗氏に対する尋問は終了しました。竹田証人には長時間ありがとうございました。それではご退席ください。

証人尋問（竹田敏朗氏）終了 16時51分

[竹田敏朗氏退席]

(委員長)

それでは、続いて、舟引隆文氏を証人として呼びたいのですが、ここで少し休憩を取ります。

5時再開。

休憩 16時53分

再開 17時00分

(委員長)

それでは、委員会を再開いたします。

続いて舟引隆文氏を証人席に案内します。事務局。

[事務局職員の案内で舟引隆文氏が入室、証人席に着席]

証人尋問（舟引隆文氏） 17時00分

(委員長)

ただいまから、本件について舟引隆文氏から証言を求めることにします。

なお、舟引証人が証言を行うに当たり、メモ等を持参することを許可していますのでご了承を願います。

舟引証人におかれましては、お忙しいところをご出席くださいましてありがとうございます。本委員会の調査のためにご協力のほど、お願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっています。

これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっています。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人、または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教または祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には証人は証言を拒むことができません。

これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外には証言を拒むことができません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。

この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっています。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が、虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっています。

一応、以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

今から証人に宣誓を求めますが、テレビカメラの撮影は、一旦ここまでとなります。マスコミ関係の方は、テレビカメラの撮影を中止してください。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立を願います。

[全員起立]

(委員長)

宣誓書の朗読を願います。

(証人)

はい。宣誓書。私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和3年、2021年1月21日、舟引隆文。

(委員長)

ご着席を願います。

[全員着席]

(委員長)

それでは、宣誓書に署名捺印を願います。

これから、証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度、委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問してるときはおかけになっていてよろしいですが、お答えの際はご起立を願います。

また、委員各位に申し上げます。委員の発言については、証人の人権に留意されるよう要望します。

これより舟引証人から証言を求めます。最初に

委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことにします。

まず、あなたは舟引隆文氏ですか。

(答)

はい。

(委員長)

現在の本市における、所属と身分をお述べください。

(答)

所属は市長公室、防災審議監。身分は理事です。

(委員長)

では、私からまず最初に共通事項を質問します。

松岡議員の言動による影響について。この事案が発生した当時、あなたは総務局長ですが、幾つか確認をいたします。

まず、職員倫理条例第10条では、職員は、要望の記録を行った時、その内容を速やかに任命権者に報告しなければならないとあります。この記録票兼報告書は、人事課や総務局長にも決裁等が回ってくるのですか。

(答)

はい。この令和元年6月21日の事案でございますが、私が21日に呼ばれた際までには、まだ報告が上がってきておりませんでした。

以上でございます。

(委員長)

では、令和元年6月21日の記録票兼報告書等を確認したのはいつですか。

(証人)

はい、委員長。

(委員長)

はい。

(答)

元年の7月1日から私は市長公室長に異動になりましたが、それ以降でございます。

(委員長)

6月21日の音声データや反訳書によると、「適当なことを言うて人をあしらひよったら、ワシもとことん行くで」、「総務局長、今日は人事課長に

言うて換えてくれ。秋にそんなできの悪い奴。」、
「アカンのやったら1人ぐらい飛ばしとってえな」とあります。

職員倫理審査会の答申書でもこの点は、職員倫理条例第2条第4号に抵触すると判断されています。

あなたも同席していたのに、なぜ不当要求行為に当たると断言、断定されなかったのですか。その理由を教えてください。

(証人)

はい、委員長。

(委員長)

はい、証人。

(答)

その日は、急に呼ばれまして、どのような案件なのか、どういう内容、また経過も分からない中で、探り探り、受け答えするという状況でございました。当日、呼ばれた時に、まずは応接に入った時には、松岡議員はいなくて、建設局長以下建設局の職員がおりまして。

で、建設局長に何があったのかということを確認すると、フェンスの嵩上げについて、議員が、まあ立腹しているということで、それについては事業として、やらないということなのかと私は確認しましたら、事業としてやることは局で決まってる、ということでそのときに松岡議員が入って来られて、いうことでしたので、まあ、内容も分からない中、それから怒っていることも分からない中ですね、まずは戸惑っているという状況です。

それから威圧的な言動については、もちろん、威圧感は感じました。ですが、地元、議員のおっしゃることが、組織上の統制、組織統制上の問題だということをおっしゃられたので、それについては、こちらも慎重にお答えしないといけないということで、そういう思いでございました。

以上です。

(委員長)

面談の結果ですね、体調不良により、有給を取得したり、退職した職員は、あなたも含めていませんでしたか。

(証人)

はい、委員長。

(委員長)

はい。

(答)

その点については、存じ上げておりません。

(委員長)

音声データを聞く限りでは、実際その場にいたあなたとしては、どういう気持ちになりましたか。

(答)

はい、委員長。まず最初はですね、何で呼ばれたかっていうこと分からなかったの、探り探りということでした。

で、総務局長という立場で言いますと、その場に建設局の職員、担当者がおりましたが、担当者になると、総務局長あるいは人事課長が同席をさせられてですね、そういう状況に担当者としては非常に心理的な負担感があるだろうなということをおもいましたので、まずは早くこの場を収めてやらなければという考えでございました。

威圧的な言動については、できる限り、平然と望むというふうに考えておりました。

以上でございます。

(委員長)

先ほども、言及いたしましたけれども、松岡議員は、「総務局長、今日は人事課長に言うて換えてくれ。秋にそんなできの悪い奴」と、発言をしています。

そこで、事件当時から現在に至るまで、関係職員が何人か異動していますが、その人事異動は、松岡議員の要求による影響があったのですか。

(証人)

はい、委員長。

(委員長)

はい。

(答)

職員の異動を求められたときには、私としては、全く無理な要求だというふうにまず感じました。

先ほど申し上げたように、この直後の7月1日か

ら、市長公室長に、異動しておりますので、特に人事異動の点については、私のほうでは存じ上げておりません。

(委員長)

このような人事異動の要求を、松岡議員から度々受けていましたか。

(答)

はい。受けたことはございません。

(委員長)

あなたは松岡議員とのやり取りで、「わかりました。まずは内部の組織内で、意思疎通取れてなかったというのはあったと思います。そこは申し訳ないと思っています。」「ましてや議員の折角入っていただいている分について、きちっと確認して臨むということは当然やと思います」など、松岡議員の要求を進んで受け止めている感があります。こうした言葉は真意だったんですか。

(証人)

はい。委員長。

(委員長)

はい。

(答)

先ほど申し上げましたが、まず、どういう状況で、総務局が呼ばれているのかということが分からない中で、探り探り受け答えしていたという状況です。その中で、最初に建設局長に確認すると、これは事業としてもうやるということで局内で決めている、いうことでありましたので、そうなる、説明の部分で、不十分な部分があったのではないかと、局として決まっているのであれば、それが局長から下の担当まで意思疎通ができていくべきではないかという思いがございましたので、そういう受け答えをいたしました。

それと、それを先ほども申し上げたように、担当者の思いを察するに、ここは早く収めようという思いもございました。以上でございます。

(委員長)

それでは、松岡議員からの要求、これはいわゆる、パワーハラメントではないと感じていたの

ですか。

(証人)

はい、委員長。

(委員長)

はい。

(答)

威圧的な言動については、その威圧感っていうのは、感じておりました。それから職員の異動につきましては、これ全く無理な要求であると、いうふうに感じました。

以上でございます。

(委員長)

威圧的な態度であると感じていたわけですね。

要するに当時のあなたの職責上、なぜね、その場で松岡議員に対して、職員倫理条例等を踏まえ、きちんと市の立場を説明できなかったんですか。

(証人)

はい、委員長。

(委員長)

はい。

(答)

先ほども申し上げましたが、組織統制上の問題で、総務局を呼んで、ただしているという状況でしたので、それからまあ、ある意味一理あるなという思いもございましたので、そこまで踏み込んだ発言はしておりません。

以上でございます。

(委員長)

では当時のあなたの職責上、認識していたパワーハラの定義を教えてください。

(証人)

はい、委員長。

(委員長)

はい。

(答)

まあ、例えば地位を利用して、人事異動を求めるとか、強い言動で、ある行動をさせるとか、そういうようなことがパワーハラだというふうに思っております。

(委員長)

職員倫理条例の運用には、刑事罰にも触れていたと思います。6月21日は、あなたも現場に同席していたわけです。先ほど、パワーハラスメントについて触れましたが、あなたの職責上、職員を守るため、松岡議員の言動が刑事罰に抵触するかどうか検討する必要があると考えなかったのですか。

(答)

はい、委員長。そこまでは考えておりません。

(委員長)

私からの質問は以上です。

引き続きまして、舟引証人に対して尋問された方はいらっしゃいますか。

(委員)

はい。市民クラブ代表して質問します。

(委員長)

はい。

(問)

先ほど委員長からの質問のやりとりの中で、威圧的と感じたけれども組織統制の話であるので、慎重に対応しなければならないというようなお答えがあったかと思えます。

威圧的な言動、松岡議員の威圧的な言動に対してこの反訳書を読む中で、「ワシもガアっと、怒る方やけど、パワハラになるならんは、うちの弁護士先生抱えてようレクチャーしてもうとうからな」というような、少しく、議員が話すことを正当化し、この話し方は問題のないような表現を使ってるようなふうを感じ取るんですけれども。当事者として、松岡議員のその発言っていう、言動っていうのは正当な言動であると感じていましたか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

私自身が威圧感を感じておりましたので、全体としては、先ほど申し上げたような統制の課題とか、いうことを指摘されてますので、こういうトーンになったんですが、このパワハラ、威圧的と

いうふうについては、十分に感じておりました。

以上でございます。

(委員長)

はい。

(問)

はい。最後質問、もう一つ最後の質問をします。

担当者が、部下が、繰り返し、このような威圧的な言動を受けているとの報告があった場合、先ほど一理あるっていうことに対しては、受け止めなければいけないっていうような表現もありましたが、もし、担当者がそういった言動を受けて非常に困ってるっていうようなことが起きた場合、不当な要求というふうに判断する対応を取りますか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

議員という立場を加味しますと、おそれということに、判断するっていうことも考えられます。

以上でございます。

(委員)

以上です。

(委員長)

はい。公明党は。

(問)

はい。聞き抜かしているかも分かりませんが、この6月21日の後に、その職員とかに対しては何か、声をかけられた。激励したとか、あのようあることやとか、なんか…。

(証人)

はい。委員長。

(委員長)

はい、証人。

(答)

それ以降には声をかけておりませんが、私の思いとしては、職員が相当心理的負担を感じているということで早くここを収めたいという思いと、それから先ほど平然とと言いましたが、平然としていることで、職員の気持ちといたしますか、いう

のも、少し落ち着くというか、組織を守る者として、そういう態度で臨むべきだというように考えます。以上でございます。

(委員長)

よろしいですか。次、新生ひめじさん。

(委員)

はい、代表して。

(委員長)

はい、東影委員。

(問)

この不当要求のことに關しては、2点、議員の倫理条例に違反することがあるのかなというふうに思っています。

3条に違反するのが業務に關係のある業者を同席さしてね、これはシステムのほうなんですけども、同席さして、その今業務を行ってる業者を一回休ませとか言った、で職員に圧力かけたということに一つは問題がある。

もう一つは、人事権のない議員が人を飛ばせとか家島事務所、安富事務所とこなり、行かしたときないようなことを言ったことに対して問題があるのではないのかというふうに思っています。

「あかんのやったら1人ぐらい飛ばしてえな。顔見るのもけったクソ悪いわ」いうことを、松岡議員に尋問したら、1人の人を指してないんだいうような答えが返ってきたんですけども、この顔見るのもけったくそ悪いわということは誰を指してるのか、名前はいいいんですけど、分かりますか。

(委員長)

舟引証人。

(答)

委員長。誰を指してるのかは分かりませんが、その場にいた者のことを言ってるんだというふうに私は思います。

以上です。

(委員長)

はい。

(問)

でね、家島、安富事務所なりどこになり行かし

ときなということに關して、松岡議員は突然出た言葉やというふうに答えているんですけども。こんな事務所を指して突然言葉が出るようなことは、私は考えられないと思うんですけども。どう思われるか、ちょっと舟引証人の…。

(証人)

はい、委員長。

(委員長)

はい。

(答)

職員の異動を求められたことにつきましては、全く無理な要求だというふうに思いました。

人事ラインといいますか、総務局の立場から言いますと、今出てるのは、家島と安富ですかね。特にどこの部署がどうこうってということじゃなくて全てフラットに思っておりますので、そこを求められたことが、その、なんでしょう、職員対して不利益なことを求めたという感覚では、それは総務局ラインではございませんで、どの職場も、同じ、位置付けで常日頃考えております。

以上でございます。

(委員)

はい。

(委員長)

はい。

(問)

先ほど竹田課長がこのフェンスの工事の直後に、1人人事異動したということ、答弁されたんですけども、そのことに舟引証人は関わっておりますか。

(証人)

はい。委員長。

(委員長)

はい。

(答)

委員長。直後の7月1日から、市長公室長に異動しておりますので、それについては関わっておりません。

以上でございます。

(委員長)

はい。

(委員)

以上です。

(委員長)

次、創政会。

(委員)

ございません。

(委員長)

はい。次、自民党、宮本さん。

(委員)

はい。ありません。

(委員長)

共産党、谷川さん。

(委員)

はい。

(委員長)

どうぞ。

(問)

一つは、令和元年6月21日の音声データ反訳書なんですけども、この10ページのところに、総務局長「できるやつは、ずっとやったらええ」って言われてるんですけども、これはどういう意味か説明してください。

(証人)

はい。

(委員長)

はい、証人。

(答)

案件を、建設局にその場で確認をしたら、既に決まってる事業について、まあ、怒ってられるということで、そこが、意思疎通が悪いというふうに、主張もされておりましたので、そこはもう決まってるのであれば、うまく進めるべきではなかったというふうなニュアンスでございます。

以上でございます。

(委員長)

はい。

(委員)

はい。

(委員長)

はい、谷川委員。

(問)

まあ、総務、先ほど委員長も言われたように総務局長という職責上ですね、先ほども舟引証人が言われたように、早くこの場を収めたいというふうに言われたと思うんですけども、早く収めたいということは行って、職員を守りたいということにもつながるのかなと思うんですが、今、「できるやつは、ずっとやったらええ」とか、そのあと「言いますんで、はい」とか「はい。はい」ってこう、松岡議員の言われるとおりの返事をされてるんですね。で、こういうことで職員を守る、総務局長として、そういう職員を守る立場、市のその部下なり、担当職員がその職務に専念できるように、上級幹部としてですね、対応する必要があったと思うんですが、それは、そういう責任は果たされてると考えてらっしゃいますか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

まず、「言いますんで、はい」とか「はい」っていうところをご指摘いただきましたけども、これについてはそこまで、組織内の意思疎通やとか、統制上のことを、ずっと総務局にはこの場では言われてたので、組織内での意思疎通を十分に行うこと、ということについて、「はい、やります」というふうに、お答えしたつもりです。ですから、職務としては、全うしているつもりでございます。

(委員長)

はい。

(問)

もう一点、先ほど繰り返しになりますが、幹部職員として、担当の職員とか部下を守る。不当要求から上級幹部職員が防波堤になるという役割のそういう職責を果たされたと思ってますかということなんです。

(委員長)

はい、証人。

(答)

はい。果たしてると思っております。

(委員)

はい。

(委員長)

大西委員は。

(委員)

特にありません。

(委員長)

はい、牧野委員。

(問)

姫路市職員の倫理と公正な職務に関する条例を所管してる総務局長で、2つの事案とも、舟引証人は総務局長だったと思うんですが、中川建設局長の尋問の中で、最終的に中川局長も、建設局の中で、不当要求であるという決裁をした上で、職員倫理課に相談されてるということで、その時は舟引証人も関わられたんですかね。

(証人)

はい。

(委員長)

はい、証人。

(答)

このフェンスの嵩上げの分については先ほど申し上げたように、私が異動してから報告が来ておりますので、それについては関わっておりません。

それから、道路台帳システムについては、職員倫理課もその場に同席をしておりましたし、建設局それから職員倫理課を含めて、相談を受けております。以上でございます。

(委員長)

はい、牧野委員。

(問)

道路基本台帳の件は舟引証人も、そしたら直接関わられたということですね。相談を受けてです。

(委員長)

はい、証人。

(答)

はい。これについては相談を受けています。

(委員長)

牧野委員。

(問)

そこで、本会議でもやり取りして、この前段のやり取りでも言わせていただいたんですが、本来この条例は、通常の要望であるか、不当要求であるかというのを、これをきちんと判断しないといけないんだと思うんです。

一方で、仮定の段階でおそれであれば、本来条例に基づいて審査会を開催するというのを、建設局長にもその旨、審査会の開催を促したというか、提案したというお話もあったんですが、総務局長として、おそれという結論をつけることを、局長自身も当時の局長自身もそれでよかったという判断なんですかね。

(証人)

はい、委員長。

(委員長)

はい、証人。

(答)

記憶ですと、書面でこんな言動がありましたということで、相談を受けました。その際に、職員倫理課の職員にこの出席者は、どんなふうに見えるかということを確認をしたら、不当要求であると感じた者、それから、不当要求には当たらないんじゃないかというふうに感じた者、それからちょっと判断つかないというような者の意見が分かれておまして、そういう中で、直ちに不当要求という判断よりは、慎重な判断をすべきでないかというのが当時私の考えでございました。

以上でございます。

(委員長)

はい、牧野委員。

(問)

結果として、不当要求のおそれという結論を出されたことで、名前が公表されずに済んでしまったという事実があるんですね。これは不当要求のおそれという結論を出すことによって、名前が公

表されないということを分かった上で、場合によれば、これ松岡議員に対して忖度したということはないんですかね。

(委員長)

はい、証人。

(答)

慎重に考えるべきだというふうにする中で、松岡議員だからということではなくて、やはり議員っていうことを考えると、名前を、判断つかない中で出す、っていう区分にするのがいいのかどうかっていうのは、苦慮をいたしました。

で、建設局とも相談というか、最終的には建設局は相談等を受けて、建設局の判断としておそれにしたんですが、私の思いとしても、これ、おそれとどめておくのがいいのではないかという思いはございました。以上です。

(委員)

はい。

(委員長)

はい、牧野委員。

(問)

最後ですけども、結果として、職員倫理審査会では覆って、不当要求ということは認定されたんですけども、今現在どう思われてますか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

審査会の方で、条例の運用が適正でなかったという、ご判断・ご意見をいただいておりますので、それについては、不十分な過程があったと、いうように考えてます。以上でございます。

(委員長)

以上で、舟引隆文氏に対する尋問は終了します。舟引証人には長時間ありがとうございました。それではご退席ください。

証人尋問（舟引隆文氏）終了

17時30分

[舟引隆文氏退室]

(委員長)

それでは、続いて澤野真氏を証人席に案内します。事務局。

[事務局職員の案内で澤野真氏が入室、証人席に着席]

証人尋問（澤野真氏）

17時31分

(委員長)

ただいまから、本件について澤野真氏から証言を求めることにします。

なお、澤野証人が証言を行うに当たり、メモ等を持参することを許可していますのでご了承を願います。

澤野証人におかれましては、お忙しいところをご出席くださいますとありがとうございます。本委員会の調査のためにご協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっています。

これによって証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっています。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人、または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教または祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外には証言を拒むできません。

もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。

この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっています。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が、虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっています。

一応、以上のことをご承知になっておいていただきたいと思えます。

今から証人に宣誓を求めますが、テレビカメラの撮影は、一旦ここまでとなります。マスコミ関係の方は、テレビカメラの撮影を中止してください。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立を願います。

[全員起立]

(委員長)

宣誓書の朗読を願います。

(証人)

宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和3年1月21日、澤野真。

(委員長)

ご着席を願います。

[全員着席]

(委員長)

それでは、宣誓書に署名捺印を願います。

これから、証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度、委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問してるときはおかけになっていてよろしいですが、お答えの際はご起立を願います。

また、委員各位に申し上げます。委員の発言については、証人の人権に留意されるよう要望します。

これより澤野証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことにします。

まず、あなたは澤野真氏ですか。

(答)

はい。澤野真です。

(委員長)

現在の本市における、所属と身分をお述べください。

(答)

はい、総務局職員部長、身分は参事でございます。

(委員長)

それでは、私のほうから、まず最初に共通事項の質問を行います。

まず、この事案が発生した当時、あなたは人事課長ですが、幾つか確認をいたします。

職員倫理条例第10条では、職員は、要望の記録を行った時、その内容を速やかに任命権者に報告しなければならないとあります。この記録兼報告書は、人事課や総務局長にも決裁等が回ってくるのですか。

(答)

はい。それにつきましては、回ってまいりません。

(委員長)

人事課は、対応した職員が記録票兼報告書の作成に当たって助言することもあると思いますが、何点か確認します。1点目は、あなたは6月5日を除き、同席していましたが、担当者、あるいは担当課から相談はなかったのですか。

(答)

はい。特に相談はございませんでした。

(委員長)

記録兼報告書の要望書等の件名等欄における種別で、不当要求行為と不当要求行為のおそれでは、その後の扱いがどう変わってくるのですか。

(証人)

はい。

(答)

おそれの場合につきましては、行為者が公表されることがございません。ただ、おそれでない不当要求行為であれば、行為者の名前は公表されるというところでございます。

(委員長)

6月21日の音声データや反訳書によると、「適当なことを言うて人をあしらいよったら、ワシもとことん行くで。」、「総務局長、今日は人事課長に言うて、換えてくれ。秋にそんなできの悪い奴。」、「アカンのやったら、1人ぐらい飛ばしとってえな」とあります。事件当時から現在に至るまで、関係職員が何人か異動していますが、その人事異動は、松岡議員の要求による影響があったのですか。

(答)

特に影響はございません。

(委員長)

はい。このような人事異動の要求を、松岡議員から度々受けていたのですか。

(答)

はい。特にございません。そのときだけでござ

います。

(委員長)

これらの要望等に係る記録兼報告書を読むと、自治会長と対応した担当係長を呼び出し、目の前でつるし上げが行われたとあります。同席していたあなたから見て、実際どのようなことがなされていたか。

(答)

はい。私の持つ印象といたしましては、普段よりは、ちょっと高圧的というふうには感じましたけれども、不当要求というふうなところまでは、感じは、取っておりません。

(委員長)

はい。いわゆる、パワーハラスメントに該当すると感じましたか。

(答)

はい。特にその時点では感じることはございませんでした。

(委員長)

その時点というのはどういう意味ですか。

(答)

その場においては感じておりません。

(委員長)

はい。職責上、私ども、私が思うには、そのときですね。松岡議員を諫めることをしなかったのはなぜかと思うんですが、どうですか。

(答)

はい。そのときにはですね、異動の要求はございましたけれども、それ以外についてはですね、その行為を行った者に対して言動がありましたので、それについては、特にそこまで思い至らなかったというところでございます。

(委員長)

はい。5月15日の松岡議員との面談で、あなたは自身の直接の業務とは関係がないにもかかわらず、100分近く拘束された状態でした。このことについて、何か問題を感じませんでしたか。

(答)

はい。こういったケースに限らず、人、人事で

あるとか処分という話になりますと、人事課長、同席するケースがございますので、それと同様のケースというふうに感じておりましたので、特に問題とっておきません。

(委員長)

違法性や刑事告発を行うことの最終的な判断が、仮に担当課で行うことになるとしても、今回の事案は、先ほども触れた通り、あなたの目の前で行われたことです。同席者として、刑法への抵触について検討が必要であると考えなかったのですか。

(答)

はい。そのときには、そこまで考えが及びませんでした。

(委員長)

では、その時には、不必要で、ないと考え、現在はそうではないと、考えている、だとしたらです、そのとき、そのときのあなたの判断はどのようなことでしたか。

(答)

はい。その後、不当要求であるということが認定されましたので、その中で、当時の言動が、そういったことであればですね、そういった刑事的な部分に該当するのではないかというふうには、今、今の時点では考えております。

(委員長)

分かりました。

それでは各委員から、質問をお願いしたい、尋問をお願いしたいと思います。

(委員)

はい。

(委員長)

常盤さん。

(問)

市民クラブ代表して質問します。

先ほど委員長質問の中でもありましたが、6月5日を除いて、2件の案件に同席されておりました。改めて、この2件の案件について、どのように感じたのか、それぞれについて、5月15日について、6月21日について、お答えいただけますか。

(答)

5月の案件につきましては、まず呼び出された、まず一番に呼び出されただけでございまして、何か事情が分からない中で、呼び出されまして、おそらく、職員の行為に対しての処分なり、異動という話が出てまいりましたので、そういうふうな形で呼び出されるということは、人事課長としては特にこの議員だけに限らず、よくあることですので、まあまあ、いつものことであるというふうに考えました。

6月の件についてもほぼ同じような形で、同席を求められ、その中で、そういうふうな職員の不適當な行為っていうところについてのところで、確認のために同席というふうに感じておりました。

(委員長)

はい。

(問)

はい。今のお答えの中で、何か事情が分からない中、呼び出されて同席するというのは、多分、非常に構えることなくその場の状況を客観的に見ることが出来る立場であり、そしてそれが人事課長であるという中で、例えば、いつものことという、よくあることっていう、というようなことで、職員の側に、先ほど問題があるというか、なんかそんなふうな答弁になっておりましたが、普通、突然呼ばれて感じた中でもそういうふうに感じたということは、松岡議員の行動が、言動が威圧的なものであるというのは、一つも感じなかったというふうなことになるんですか。

(証人)

はい。

(委員長)

はい、証人。

(答)

議員の証言につきましては、確かに普段よりは威圧的だというふうには認識はいたしました。

(委員)

はい。

(委員長)

はい。

(問)

はい。じゃあ普段より威圧的であったということでお立場、当時の立場的に、課長という立場の中で、課内、局内っていうところについて、この2件、同席された2件の案件について何かこう、話をするとか確認をするということはされましたか。

(証人)

はい。

(委員長)

はい、証人。

(答)

いずれのケースについても担当職員の異動を求められたというところは課に戻りまして、話はしております。

(委員長)

はい。

(問)

はい。最後になりますけど今の立場、部長というお立場の中で、これから抱える部下、たくさん増えてくるかと思えますけれども、今のお立場として今のお考えとして担当者が今回のような威圧的な行動を受けていると報告があった場合、不当な要求と判断するのか、それともいつもあることみたいな、職員の対応が悪いというような判断にするのか、どちらの考えで今後とも判断されるのかお聞かせください。

(委員長)

はい、証人。

(答)

はい。今回のケースで、いうことではなしに、やはりその辺りについてはきっちりと部下のほうの意見を聞き取った上で、きちんと判断していきたいというふうに考えております。以上です。

(委員長)

はい、分かりました。次、公明党。

(委員)

ありません。

(委員長)

新生ひめじ。

(委員)

はい。

(委員長)

はい、萩原委員。

(委員)

そしたら代表でさせていただきます。

(委員長)

はい。

(問)

先ほどの、ちょっと私、答弁が食い違ってるというか、まず人事異動について、松岡議員からは、この件以外に、要望は聞いてないということでしょうか。

(証人)

はい。

(委員長)

はい。

(答)

特にこのケース同席したところで出た以外では、聞いておりません。

(委員)

はい。

(委員長)

はい。

(問)

逆に、さっき常盤議員の質問の中で、人事異動とか処分を求めることは、ほかの議員さんもよくあるので、何ともいつものことやぐらいのものと思っと思ったっていうことはちょっと、何か矛盾するなって思うんですけど。松岡議員はないけどほかの議員はよくあるということですか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

議員に限らずですね、よくあるのは、それぞれの所属で、こういうことがあったからということで人事課に来られて、異動を求められるケースがあるということで、それに関しては、きちっと説

明をして、異動の、本来の趣旨であるとか、いうところで説明をするということがございます。

(委員長)

証人あの、答弁がね、これ議員からという前提があるので、一般職員だとか、他の方からの話を混同しないようお願いをいたします。

(証人)

はい。

(委員長)

では、萩原委員。

(問)

分かりました。

そしたら議員からというのではなくて、一般的な話として、そういうケースがあると、いうので、特にその人事異動の処分とか職員に関することについては、いつものことやぐらいに受けとめたということでもよろしいですね。

(委員長)

はい。

(答)

議員に限らずというところで自分としての認識の中でということでございます。

(委員)

はい。

(委員長)

はい。

(問)

今回の件に関して、人事異動を、このことが原因となる人事異動はなかったということですけども、結果的には、関係してる職員の方が異動になってるということは事実だというふうに思います。何らか、影響が本当になかったのか、改めて聞きたいのと、もう1点、パワハラに関する感覚なんですけども、我々、聞かせていただいたテープを聞くと、一般的にはパワハラに当たるなというふうに感じたんですが、特に今人事当局で、そういうことに敏感であるべき課長・部長が、そういうふうに感じられたっていうのは、逆に一般の職員がそう思われるのは、あれにしても、課長・部長

である方がそう思われたってのはちょっと私としては違和感があるんですが、再度確認をさせていただきたいと思います。

(委員長)

はい、証人。

(答)

まず、関係職員の異動につきましては、平成28年に管理職、逮捕を受けて、管理職については3年というルール。それからそれ以外の職員については、人材育成という観点で異動させております。

実際、関係する職員は異動しておりますけれども、実際、3年っていうルールと、あと、若手職員についても、その人材育成のルールということで、その言動でもって異動させたという事実はございません。

それからパワハラに対する認識でございますけれども、確かに私もその、録音を聞く限り、振り返ってみれば、確かに非常に私の認識が甘かったなというところが、今振り返って思うところでございます。

(委員長)

はい。

(委員)

結構です。

(委員長)

はい。次、創政会、今里委員。

(問)

パワハラについてですけども、その現場の当日の時にはそれほど感じなかったけれども、テープを聞いて改めて考えてみると、パワハラに値するなというふうに感じたというふうに理解してよろしいですか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

はい。そうでございます。

(委員長)

よろしいか。じゃあ次、宮本委員。

(委員)

特にないです。

(委員長)

共産党、谷川さん。

(問)

先ほどからも出てるんですけども、6月5日除いて、5月15日と、平成30年の5月15日と、令和元年の6月21日、2回、同席してるんですけども。先ほども特別、人事課、直接関係ないですよ。

そういうので呼ばれて、先ほどもある、この、議員に限らず、よくあることだから、どうして自分が呼ばれたのかってことは疑問に思わなかったということなんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

このケースについては呼ばれて初めて、いうこととでございますので、その場にいる中でおそらく、おそらくというかまあ、職員がやった行為に対して、今厳しく律している部分というところで、異動とともに、おそらく処分を求めているのであろうというふうに、その場で、いうことで、推測したということとでございます。

(委員長)

はい。はい、谷川委員。

(問)

資料3の6、令和元年6月21日のところでは異動を求めているんですけども、その処分とか、平成30年5月15日のところでは直接、処分してくれとか、なんか言っていないと思うんですけども。それなのに自分が呼ばれた理由はどういうふうに理解されたんですか。

(答)

今回の5月15日のケースについては、職員の、その業者との間とのやり取りの中で、不適切な行為があったというようなことをお聞きする中で、呼ばれてお聞きする中でというところで、私が呼ばれたんだなというふうには認識をいたしました。

(委員長)

はい、谷川委員。

(問)

先ほどのパワハラについての、自分の認識が甘かったって言われたんですけども、人事課長で現在、職員部長ですよ。甘かったでは済まされないと思うんですけども。そこについてはどうなんでしょうか。

(委員長)

はい、証人。

(答)

はっきり申し上げて、松岡議員についてはですね、これまでやり取りする中で、ほぼ同じようなやり取りをしていますので、特にその時に、やり取りというのはそのときの言動が、そのトーンであったりとか、普段と、私と接する中でそう変わらない部分があったので、そういうふうに感じたというようなこととございます。

(委員長)

はい、谷川委員。

(問)

ちょっと、それが事実だったら答弁に違和感を感じるんですけど、それはそういうふうにしたということなんで、そのまま受け止めときます。で、先ほどもあれなん、当時の総務局長、そして、人事課長。その職責ということを考えてらね。職員とか部下を守る立場ですよ。そこの認識はどうなんでしょうか。どちらの立場で対応されてるんですか。

(委員長)

はい。

(答)

いずれにしましても私は職員を守る立場というふうに考えております。

(委員)

言動なり今の答弁からは職員を守る立場ってのはちょっと理解しにくいんですけども。

(委員長)

谷川さん、答弁、いや質問変えてください。

(委員)

はい。いや、いいです。

(委員長)

いいですか。はい。

牧野さん。ああ、ごめんなさい。大西さん。ごめんね。

(委員)

いや大丈夫です。いいです。

(委員長)

いいですか。はい、牧野さん。

(委員)

あ、僕もないです。大丈夫です。

(委員長)

以上で、澤野真氏に対する尋問は終了いたしました。澤野証人には長時間ありがとうございました。それではご退席ください。

証人尋問（澤野真氏）終了 17時55分

[澤野真氏退室]

(委員長)

以上で、証人尋問は終了いたしました。

協議

17時55分

(委員長)

引き続き、次回の委員会の進め方について協議したいと思います。次回の委員会ですけれども、本日までの音声データや証人尋問を通じて議員対応における当局側の抱える課題や問題点も見えてきたと思います。そこで、次回の委員会には総務局長、あるいは関係部署の出席を求めて、今後も含めて市議会議員に対する対応等について協議をしたいと思います。次回は証人尋問ということではなくて、普通の委員会でやってるような形の協議をしていきたいと、こういうふうに思います。そういうことでよろしいですか。はい、どうぞ。

(委員)

はい、本日、証人尋問をさせていただいた結果、松岡証人とのやり取りの中で、協議会なるものに対して協賛金のようなお金が、受けてるというような趣旨の話が出てきたことと、あと何人かの委員の方が、確認されたんですけども、姫路市基本

地形図データ再構築及び道路台帳更新業務システムですか、に関わる公募プロポーザルに関して、現在はこれ、財政局の工事技術監督室ですかね、工事検査室ですか、が所管されて事業をやられているということで、できれば証人喚問のような形になるのかというのは皆さんで諮っていただいたらいいんですけども、事実関係について確認をさせていただきたいんです。というのが、松岡証人はこの件については、何ら働きかけをしてないということと言明されたんですが、私が聞くところによると、調査したところによると、何らかの記録が残っているというお話も聞き及んでますので、できればその記録を皆さんで確認をしていただきたいなと思います。

(委員長)

ほかは。

(委員)

はい。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

私もね、今日の、証人尋問の中で、1つはこの議題の中にあります道路台帳システムの策定に関わるところで平成30年の5月15日のこの反訳書の中です、ね、「白浜の土壌改良もええように1億3千万円、1億3千万、国際航業に設計とられて、わしがヤーヤーいうたからやと委託業務にしてもろたけど」というのがあるんですけど、これについてどんな要求をされたんかと、誰にどんな要求されたんかと、そしてまあ委託業務になったというふうに思われるんですけど、この辺のもうちょっと真相解明というか、まあ、聞いてみたいなというふうに思うんが1つと。

それから、今日の竹田証人が言われました、もう1つ、竹田証人としては、不当要求に当たるようなものがあるというような趣旨で言われてですね、それはしかし、1人で対応したし、録音もないというようなことで、不当要求として上げなかったというのがあったんですけど、具体的にそれ、どん

な中味やったのかと、それは竹田証人がそない言われたんやけども、松岡議員はどういう要望をされたんかというようなことをですね、もうちょっと聞いてみたい。真相解明してみたいというふうに思います。

それから、この2つの議題にはないんですけども、百条委員会には。百条委員会にはないんですけども、松岡議員の地元白浜で卸売市場の新設、建設、移転新設というような大きな案件があってですね、道路の新設の問題だとか、工場移転の問題とかいろんな問題で、松岡議員も地元の要望として、市長や副市長にも強い要望をされてるというようなことをですね、仄聞してますんで、その辺のことも含めてですね、もうちょっとこの議題以外にもあるんですけども、もうちょっとこう要望された市長や副市長、証人尋問するんかどうかというのはありますけれども、その要望も含めてもうちょっと議論をする、調査をするいうんが必要やないかなというふうに私は思います。

(委員長)

ほかには。今里委員。

(委員)

次の進め方で、今議論されてるわけですけども、今、蔭山委員のほうからお話があったことについては、もともと百条委員会の設置の目的からかなり逸脱しているところがあるので、それはまた別の機会でちゃんと追及すべき問題かなというふうに私は思います。

で、この問題は、この2つ、いや3つの案件に関して、3つの文書に関して不当であったかどうかを判断することで証人喚問をしたりということになってたかと思しますので、まずはこの点をきちっとしてから話だというふうに私は認識しておりますので、ここに関する以外のところの分まで広げていくと、どんどんと課題が大きくなりすぎて、逆に結論が出ないんじゃないかというふうに認識してますので、まずはこの問題について範囲を決めた中で、まずはされることは、この百条委員会の目的やというふうに認識するので、それ

について議論していただきたいと思います。

で、ついでには、次回呼ばれる方について、委員長のほうから総務局長の名前が上がりましたけれども、ほかにどのような方を招聘されるのか、ご提案いただけたらというふうに思っております。以上です。

(委員長)

はい。

(委員)

まあ、道路システム計画策定業務とそれから公園フェンスの嵩上げという中で、結論、私がお願いしたいのは、当時の倫理課長、今回ね、証人喚問で来ていただくというのは、課長以上は来てもらったらいんじゃないかって委員長は言われたんですけども、その中に、呼ばれた人の関係者というか、名前が上がっている中で、課長で当時の倫理課長が今日は来られてないんですね。

いろいろ中川局長とかもそうなんですけども、倫理課長というか、倫理課と相談しているんですね。で、確認するところによると、その上がってきたのは倫理課内で検討してますっていう、課長から私も直接確認してるんで、それは今の課長ですけども、当時の倫理課長とそれから上げてきたところとのやり取りはどうだったのかというのは確認したいなと思うんですけど。

(委員長)

ほかにありますか。

(委員)

まあまあ、あのね、今里先生が言われるのも、まあまあ分かるんですが、やっぱり蔭山委員が言われるようなことも、実際問題として背景にあるんかなということだと思いますんで、これまあ、百条の中で取り扱えるかどうかは分かりませんが、何らかの形でこの機会にそういった方々の話を聞けるような方策がないんかどうか、委員長のほうでちょっと模索していただきたいなというふうには思います。

(委員長)

はい。今里さんが先ほど言ったことで総務局長

の出席を求める云々の話で、何を聞いたかったの、私に。

(委員)

あと、どなたか呼ばれるか考えはあったのか。

(委員長)

一応、総務局、総務局の範囲です。

では先ほど様々なご意見が出て、相反するような意見も出てますので、これは私のほうで、正副委員長と相談して、次回のときにこの取扱いについて皆さんに提案いたします。今日、稚拙に、早急に答えたらいいんですけど、そうでは、ちょっと稚拙になっても困るので、ちょっと慎重にですね、この取扱いを、なんせ百条委員会の範疇とかね、進め方というのがあまり経験がないものですので、私のほうもいろいろ慎重にやってみたいと思います。

今回は、2月1日に先ほど申しあげましたように、市議会議員に対する対応についてですね、総務局長等の出席を求めて、協議したいと思います。そのときに、先ほど委員から出た課題についてですね、私と正副委員長の判断基準なるものを皆にご提案をしたいと、こういうふうに思います。それでよろしいか。

(委員)

はい。

(委員)

委員長と副委員長で検討していただければいいんですけど、もう1点検討していただきたいのが、松岡議員の証言で、「副市長と都市局長とまあ、自分とで3回ほど東京へ行った。」と、そのことについて都市局長とか、その、どの副市長かあれですけども、確認したいなと思います。そのことについても、検討いただきたいと思いますので、お願いします。

(委員長)

はい、分かりました。皆さんから出た意見はですね、それぞれ非常に大事な意見ですので、慎重にですね、正副委員長で相談をして、2月1日に回答をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思

います。以上で今日の委員会は終わります。

閉会

18時05分